

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の正誤表

平成20年 2 月

カルナバイオサイエンス株式会社

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の記載に誤りがございましたので、次のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所は_____ 罫で示しております。

第二部 【企業情報】

第 5 【経理の状況】

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【損益計算書】

(訂正前)

		前事業年度 (自 平成17年 1 月 1 日 至 平成17年12月31日)			当事業年度 (自 平成18年 1 月 1 日 至 平成18年12月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
売上高			209,480	100.0		405,002	100.0
売上原価							
1 期首製品たな卸高		—			3,195		
2 当期製品製造原価		30,297			64,266		
3 当期商品仕入高		29,149			41,570		
合計		59,447			109,032		
4 他勘定振替高		213			1,497		
5 製品廃棄損		—			68		
6 製品期末たな卸高		3,195	56,038	26.8	8,898	98,705	24.4
売上総利益			153,441	73.2		306,296	75.6

(以下省略)

(訂正後)

		前事業年度 (自 平成17年 1 月 1 日 至 平成17年12月31日)			当事業年度 (自 平成18年 1 月 1 日 至 平成18年12月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
売上高			209,480	100.0		405,002	100.0
1 製品売上高		169,905			349,898		
2 商品売上高		39,574			55,103		
売上原価							
1 製品売上原価							
(1) 製品期首たな卸高		—			3,195		
(2) 当期製品製造原価		30,297			64,266		
合計		30,297			67,461		
(3) 他勘定振替高		213			1,497		
(4) 製品廃棄損		—			68		
(5) 製品期末たな卸高		3,195			8,898		
製品売上原価		26,888			57,134		
2 商品売上原価							
(1) 商品期首たな卸高		—			—		
(2) 当期商品仕入高		29,149			41,570		
合計		29,149			41,570		
(3) 商品期末たな卸高		—			—		
商品売上原価		29,149	56,038	26.8	41,570	98,705	24.4
売上総利益			153,441	73.2		306,296	75.6

(以下省略)

(3) 【その他】
財務諸表
損益計算書
(訂正前)

第 5 期事業年度 (自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)				
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)
売上高			513,922	100.0
売上原価				
1 期首製品たな卸高		8,898		
2 当期製品製造原価		104,059		
3 当期商品仕入高		15,887		
合計		128,845		
4 他勘定振替高		5,931		
5 製品評価損		1,662		
6 製品期末たな卸高		25,439	99,136	19.3
売上総利益			414,786	80.7

(以下省略)

(訂正後)

第 5 期事業年度 (自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)				
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)
売上高				
1 製品売上高		492,937		
2 商品売上高		20,985	513,922	100.0
売上原価				
1 製品売上原価				
(1) 製品期首たな卸高		8,898		
(2) 当期製品製造原価		104,059		
合計		112,958		
(3) 他勘定振替高		5,931		
(4) 製品評価損		1,662		
(5) 製品期末たな卸高		25,439		
製品売上原価		83,249		
2 商品売上原価				
(1) 商品期首たな卸高		—		
(2) 当期商品仕入高		15,887		
合計		15,887		
(3) 商品期末たな卸高		—		
商品売上原価		15,887	99,136	19.3
売上総利益			414,786	80.7

(以下省略)

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の正誤表

平成20年 2 月

カルナバイオサイエンス株式会社

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の記載に誤りがございましたので、次のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所は_____ 罫で示しております。

第二部 【企業情報】

第 5 【経理の状況】

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

注記事項

(ストック・オプション等関係)

当事業年度(自 平成18年 1 月 1 日 至 平成18年12月31日)

(1) スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

ストック・オプションの規模及びその変動状況

b 単価情報

(訂正前)

< 略 >

(単位：千円)

	平成17年 ストック・オプション 第 6 回	平成18年 ストック・オプション 第 7 回	平成18年 ストック・オプション 第 8 回	平成18年 ストック・オプション 第 9 回
権利行使価格	150	100	100	100
公正な評価単価 (付与日)	—	—	100	100

(訂正後)

< 略 >

(単位：千円)

	平成17年 ストック・オプション 第 6 回	平成18年 ストック・オプション 第 7 回	平成18年 ストック・オプション 第 8 回	平成18年 ストック・オプション 第 9 回
権利行使価格	150	100	100	100
公正な評価単価 (付与日)	—	—	—	—

(3) 【その他】

財務諸表

注記事項

(ストックオプション等関係)

第5期事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

(1) ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

ストック・オプションの規模及びその変動状況

b 単価情報

(訂正前)

< 略 >

(単位：千円)

	平成17年 ストック・オプション 第6回	平成18年 ストック・オプション 第7回	平成18年 ストック・オプション 第8回	平成18年 ストック・オプション 第9回
権利行使価格	150	100	100	100
公正な評価単価 (付与日)	—	—	100	100

(単位：千円)

	平成19年 ストック・オプション 第10回	平成19年 ストック・オプション 第11回	平成19年 ストック・オプション 第12回
権利行使価格	100	100	100
公正な評価単価 (付与日)	100	100	100

(訂正後)

< 略 >

(単位：千円)

	平成17年 ストック・オプション 第6回	平成18年 ストック・オプション 第7回	平成18年 ストック・オプション 第8回	平成18年 ストック・オプション 第9回
権利行使価格	150	100	100	100
公正な評価単価 (付与日)	—	—	—	—

(単位：千円)

	平成19年 ストック・オプション 第10回	平成19年 ストック・オプション 第11回	平成19年 ストック・オプション 第12回
権利行使価格	100	100	100
公正な評価単価 (付与日)	—	—	—

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成20年 2 月



カルナバイオサイエンス株式会社

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式924,375千円(見込額)の募集及び株式162,500千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成20年2月20日に、近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

カルナバイオサイエンス株式会社

神戸市中央区港島南町五丁目5番2号511

本ページおよびこれに続く図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。

詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

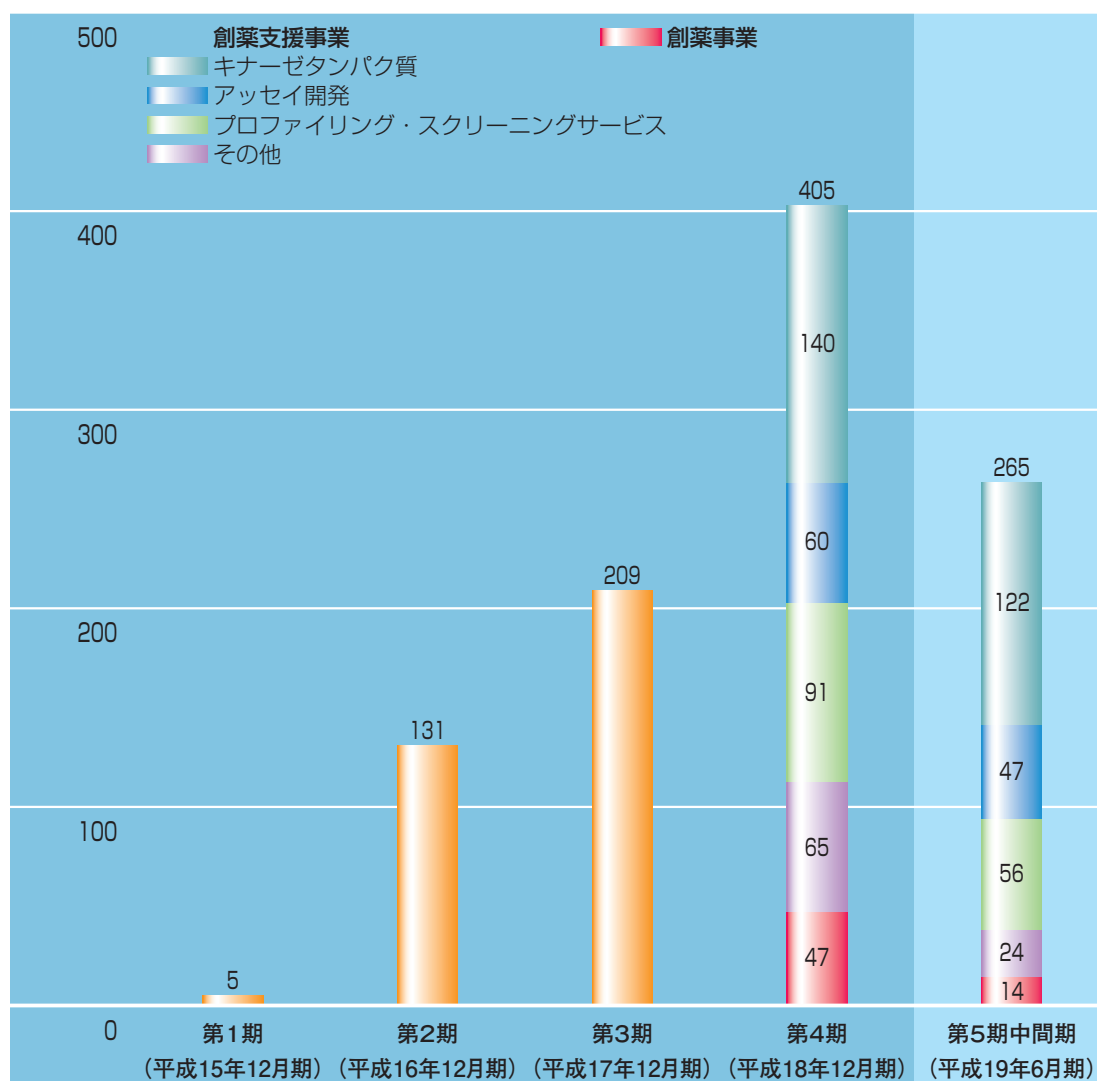
なお、*を付している専門用語については、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

1. 事業の概況

カルナバイオサイエンス株式会社（以下、「カルナバイオサイエンス」）は、キナーゼ阻害薬(*)を創製するための基盤となる技術、いわゆる「創薬基盤技術」をベースに、創薬支援事業および創薬事業を手掛けております。

■ 売上高

（単位：百万円）



- （注） 1. 第1期は平成15年4月10日から平成15年12月31日までの約9ヵ月であります。
2. 「創薬」とは、製薬企業が新薬を研究・開発し、その有効性・安全性を確かめて医薬品として承認申請を行い、国の許可を得るまでの過程をいいます。当社は、この「創薬」の中でも特にキナーゼ阻害薬(*)を創製するための基盤となる技術、いわゆる「創薬基盤技術」をベースに、創薬支援事業および創薬事業を手掛けております。

2. 業績等の推移

提出会社の経営指標等

回 次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期中間期
決 算 年 月	平成15年12月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年6月
売 上 高 (千円)	5,107	131,105	209,480	405,002	265,532
研 究 開 発 費 (千円)	94,657	272,184	392,799	307,658	121,175
経 常 損 失 (△) (千円)	△154,746	△386,442	△517,693	△269,771	△45,957
当期 (中間) 純損失 (△) (千円)	△154,963	△386,707	△519,304	△332,956	△48,359
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資 本 金 (千円)	269,200	731,700	731,700	1,521,700	1,521,700
発 行 済 株 式 総 数 (株)	1,944	28,690	28,690	44,490	44,490
純 資 産 額 (千円)	329,236	866,790	358,615	1,652,888	1,627,999
総 資 産 額 (千円)	593,076	1,080,847	564,622	1,938,577	1,942,924
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	169,360.33	30,212.28	12,499.66	37,151.91	36,592.49
1 株 当 た り 配 当 額 (円)	—	—	—	—	—
(うち、1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期 (中間) 純損失金額 (△) (円)	△188,031.63	△18,710.33	△18,100.53	△7,856.17	△1,086.98
潜 在 株 式 調 整 後 1株当たり当期 (中間) 純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自 己 資 本 比 率 (%)	55.5	80.2	63.5	85.3	83.8
自 己 資 本 利 益 率 (%)	—	—	—	—	—
株 価 収 益 率 (倍)	—	—	—	—	—
配 当 性 向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	△517,347	△181,498	△50,459
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	△15,635	△86,383	△30,579
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	△25,000	1,521,701	—
現金及び現金同等物の期末 (中間期末) 残高 (千円)	—	—	255,115	1,509,014	1,428,184
従 業 員 数 (名)	15	25	31	32	39
〔外、平均臨時雇用者数〕	(—)	(2)	(1)	(2)	(2)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、連結財務諸表および中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度および中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。また、持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 当社は、平成15年4月10日設立のため、第1期は平成15年4月10日から平成15年12月31日までの約9ヶ月間となっております。

4. 第3期および第4期の財務諸表については、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けております。また、第5期中間期の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの中間監査を受けております。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期 (中間) 純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期 (中間) 純損失を計上しているため記載しておりません。

6. 自己資本利益率については、当期 (中間) 純損失を計上しているため記載しておりません。

7. 株価収益率は、当社株式が非上場のため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

8. 従業員数欄の (外書) は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

9. 当社は平成16年5月6日付で株式1株につき10株の分割を行っております。

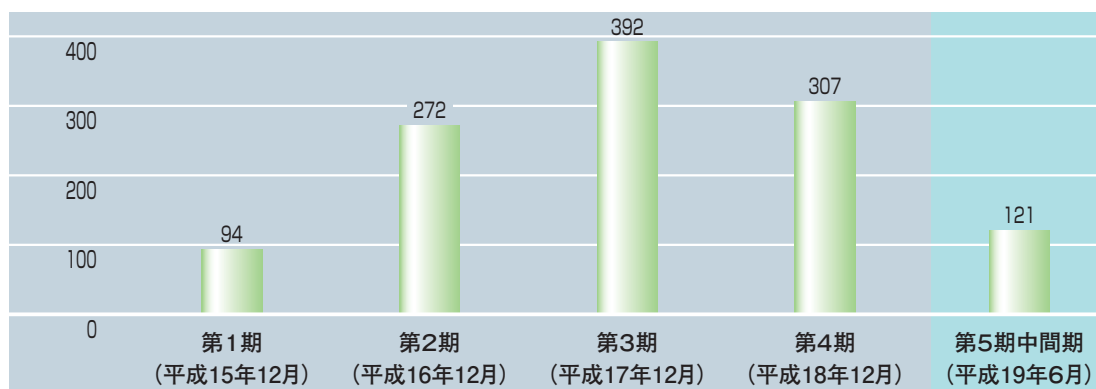
そこで、株式会社ジャスダック証券取引所の公開引受責任者宛通知「[上場申請のための有価証券報告書]における1株当たり指標の遡及修正数値の取扱いについて」(平成18年5月8日付JQ証 (上審) 18第32号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

なお、第1期および第2期の数値については監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回 次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期中間期
決 算 年 月	平成15年12月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年6月
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	16,936.03	30,212.28	12,499.66	37,151.91	36,592.49
1 株 当 た り 配 当 額 (円)	—	—	—	—	—
(うち、1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期 (中間) 純損失金額 (△) (円)	△18,803.16	△18,710.33	△18,100.53	△7,856.17	△1,086.98
潜 在 株 式 調 整 後 1株当たり当期 (中間) 純利益金額 (円)	—	—	—	—	—

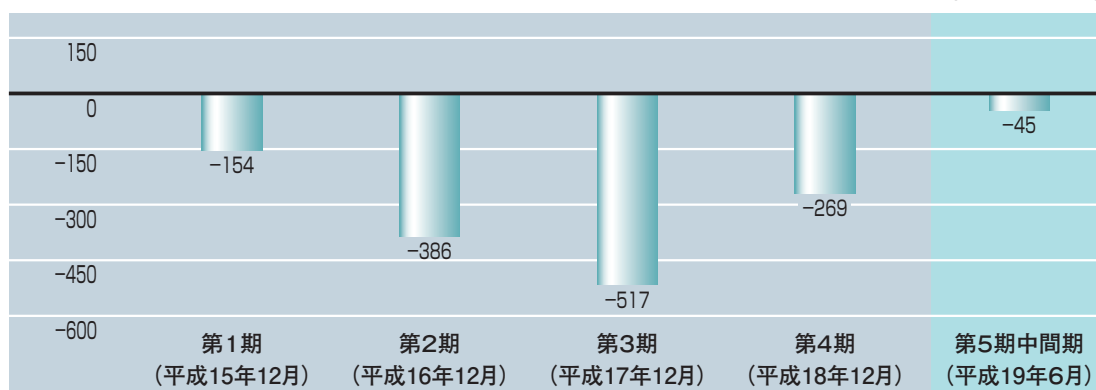
■ 研究開発費

(単位：百万円)



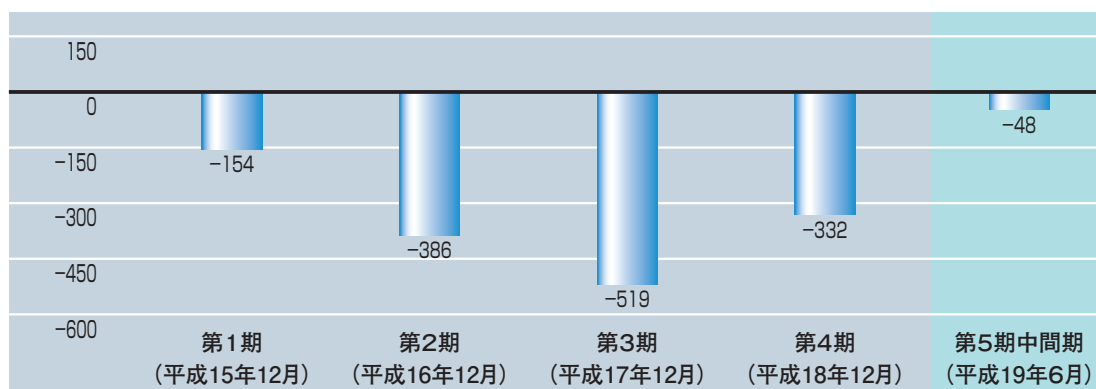
■ 経常損失

(単位：百万円)



■ 当期（中間）純損失

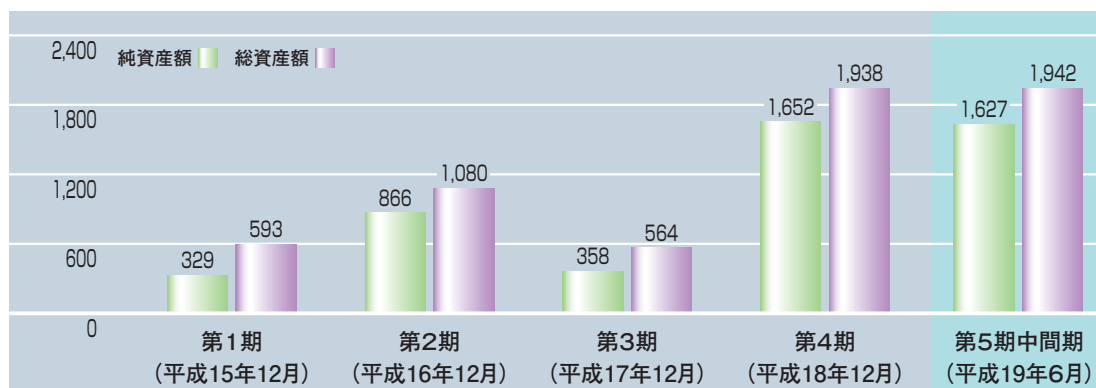
(単位：百万円)



(注) 第1期は平成15年4月10日から平成15年12月31日までの約9ヵ月であります。

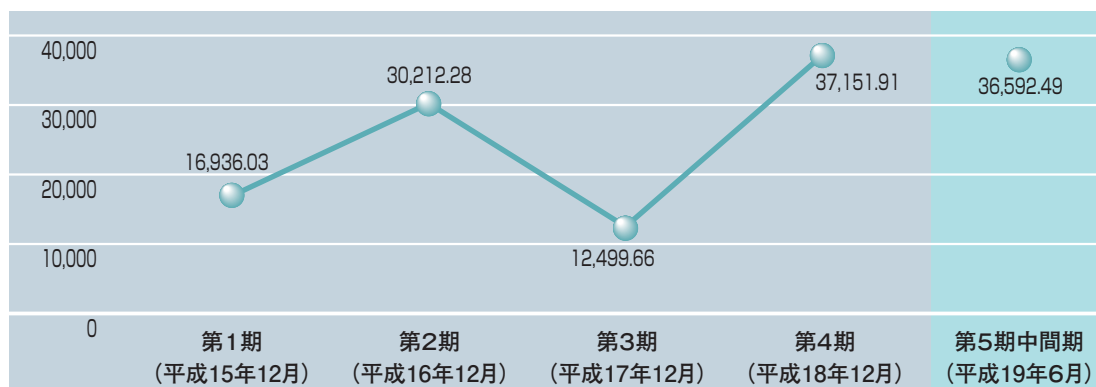
■ 純資産額／総資産額

(単位：百万円)



■ 1株当たり純資産額

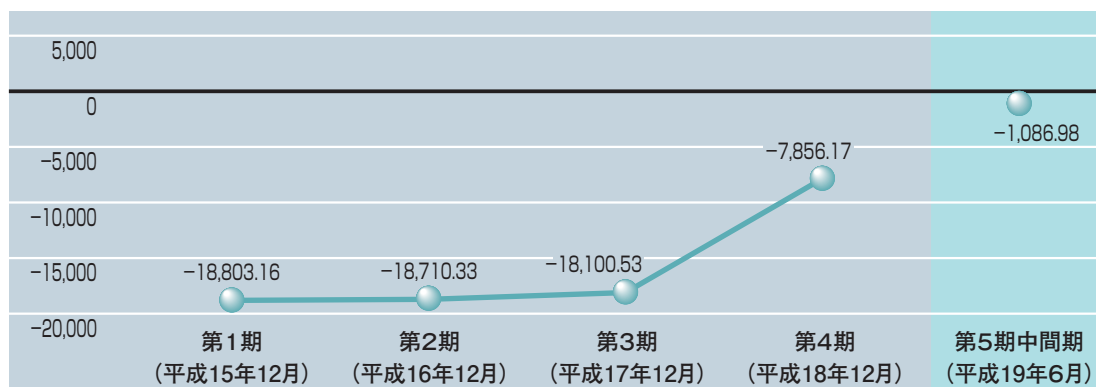
(単位：円)



当社は、平成16年5月6日付で株式1株につき10株の分割を行っております。本表では、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の数値を表記しております。

■ 1株当たり当期（中間）純損失金額

(単位：円)



当社は、平成16年5月6日付で株式1株につき10株の分割を行っております。本表では、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の数値を表記しております。

(注) 第1期は平成15年4月10日から平成15年12月31日までの約9ヵ月であります。

3. 事業の内容

カルナバイオサイエンスは、キナーゼ阻害薬(*)を創製するための基盤となる「創薬基盤技術」をベースに創薬支援事業および創薬事業を手掛けるバイオベンチャーとして、平成15年4月に設立されました。

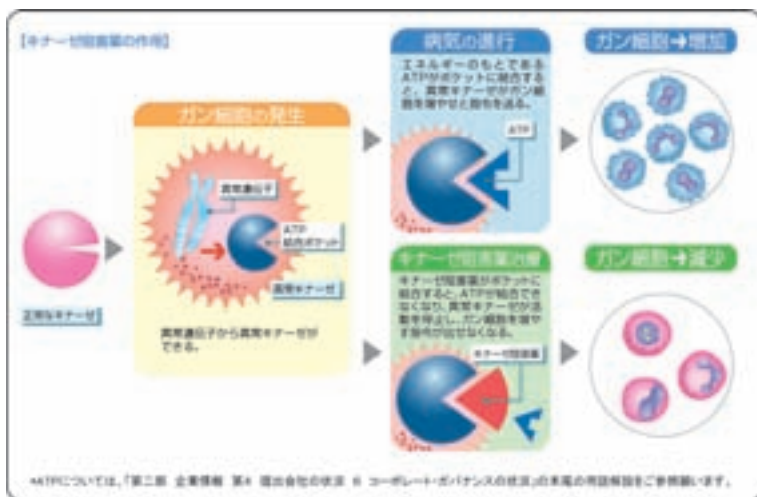
(社名の由来)

カルナバイオサイエンスの社名である「カルナ（Carna）」はローマ神話の「人間の健康を守る女神」です。また「身体の諸器官を動かせる女神」、「人間生活の保護女神」などとも言われています。

当社は生命科学「バイオサイエンス（Bioscience）」を探究することで「人々の生命を守り、健康に貢献することを目指す。」ことを基本理念としています。当社はまさに「カルナ（Carna）」でありたいと思っています。

▶ キナーゼについて

人がガン、炎症、リウマチなどの病気になると、体の中では細胞の異常な増殖、分化が起こっています。この原因と考えられている分子のひとつに、細胞内外の情報伝達をつかさどるキナーゼ(*)と呼ばれる酵素があります。当社は、このキナーゼ(*)に焦点をあてて研究開発を行っております。



▶ キナーゼ阻害薬について

ガン、炎症、リウマチなどの増殖性疾患では、ある特定の細胞のキナーゼ(*)が異常な増殖や分裂を引き起こしていることが明らかになっていましたが、キナーゼ(*)は細胞の機能維持において大変重要な働きを担っているため、キナーゼを阻害する薬物は副作用が強いのではないかと懸念されていました。しかし、ある特定のキナーゼ(*)のみを抑制する、安全で有効なキナーゼ阻害薬(*)の研究が製薬企業で活発に進められるようになり、その後、効果的でかつ副作用が少ないという特徴をもつ、多くのキナーゼ阻害薬(*)が誕生しました。また、現在では、多数のキナーゼ阻害薬(*)が臨床試験に入っています。

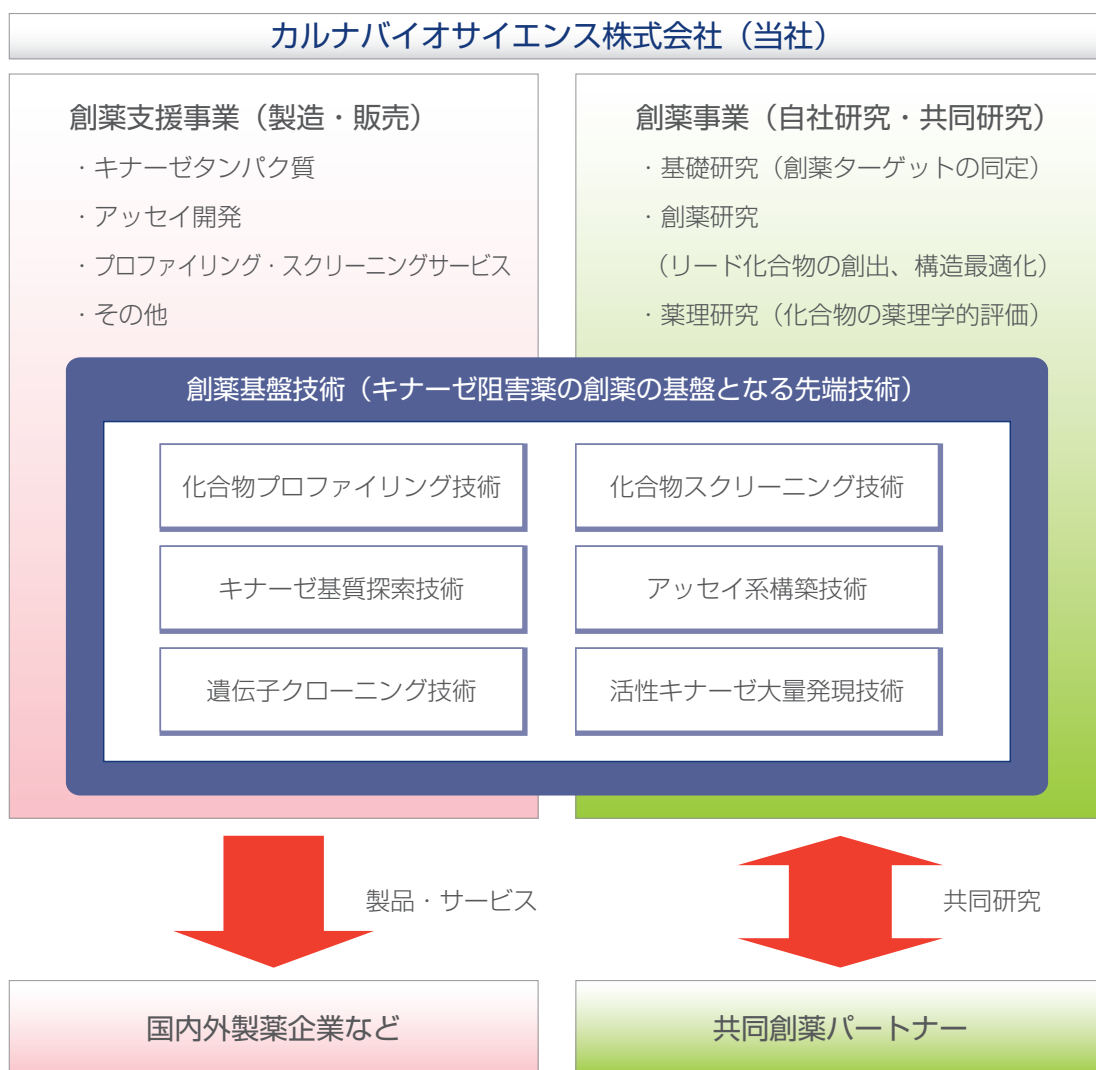
事業内容

カルナバイオサイエンスは、キナーゼ阻害薬(*)を創製するための基盤となる「創薬基盤技術」をベースに、創薬支援事業および創薬事業を手掛けております。

創薬支援事業においては、当社は、製薬企業等が創薬研究において行うキナーゼ阻害薬(*)候補化合物の評価（プロファイリング(*)・スクリーニング(*)）に用いるキナーゼタンパク質(*)、アッセイ(*)キットやアッセイ(*)系を開発・提供し、さらに、製薬企業等に対して当該化合物(*)の阻害活性の評価業務を受託するサービスであるプロファイリング(*)・スクリーニング(*)を提供しております。

創薬事業では、自社および共同でキナーゼ阻害薬(*)の創薬研究(*)を行っております。

カルナバイオサイエンスの事業内容の系統図は以下のとおりです。



①創薬支援事業

カルナバイオサイエンスは製薬企業に対して、キナーゼ阻害薬(*)の研究開発プロセスにおいて必須となる「創薬基盤技術」を提供し、製薬企業の創薬を支援しております。特に当社は、新薬の研究開発プロセスの前臨床試験に入る前に行う創薬研究(*)段階（新薬候補となる新規物質の創製および絞り込み）に焦点を当て、製薬企業におけるキナーゼ阻害薬(*)の研究開発に係るコスト圧縮や期間短縮ならびに副作用の少ない新薬の開発に貢献しております。

キナーゼ阻害薬(*)の研究開発を行うプロセスは、

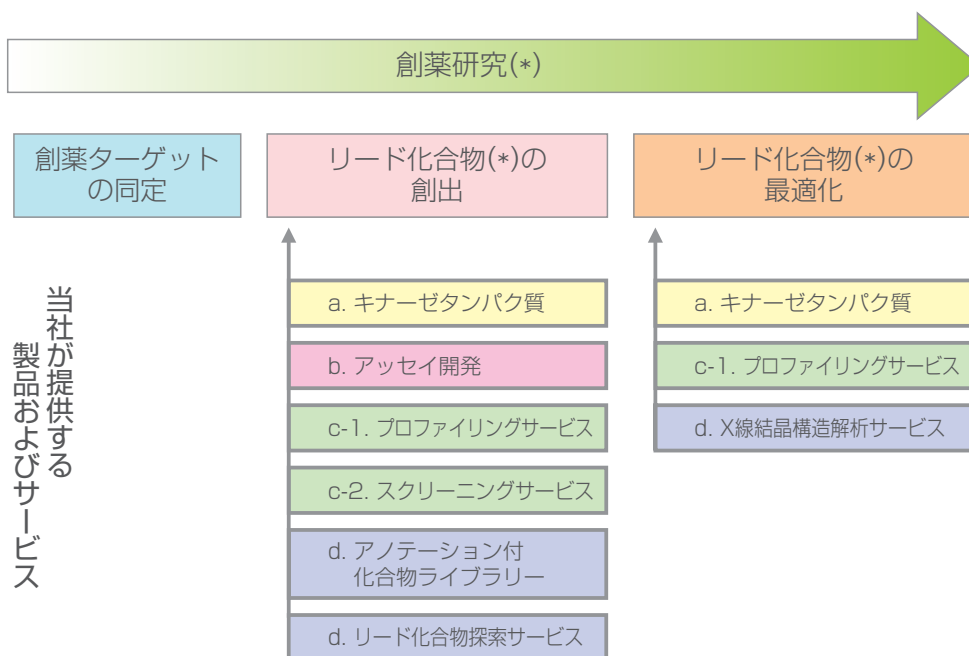
- 1) 創薬ターゲットの同定
- 2) リード化合物(*)の創出
- 3) リード化合物(*)の最適化

といった段階を経て、前臨床試験およびその後の臨床試験へと進みますが、当社の創薬支援事業においては、前述の1)、2)、3)において必須となる以下を提供しております。

- a. キナーゼタンパク質(*)
- b. アッセイ(*)開発
- c. プロファイリング(*)・スクリーニング(*)サービス
- d. その他（X線結晶構造解析(*)サービス、アノテーション(*)付化合物(*)ライブラリーおよびリード化合物(*)探索サービス）

以下に新薬の研究開発プロセスおよび当社創薬支援事業の事業領域を示します。

＜前臨床試験に入るまでの新薬の研究開発プロセスおよび当社創薬支援事業の事業領域＞



当社は、日本オルガノンで研究開発を始めた当初より、キナーゼ(*)の遺伝子クローニング(*)からアッセイ(*)系構築に関するノウハウを蓄積してまいりました。製薬企業が自社内でアッセイ(*)系を構築した場合、通常6ヶ月程度(引用、Nature Vol437, p491 (2005))を要するとされていますが、製薬企業は当社の創業支援事業を利用することで、このアッセイ(*)系構築に係る期間を削減することが可能であり、さらに創業コストの圧縮にも繋がると考えられます。

現在、当社が提供する創業支援事業の内容は以下のとおりです。

a. キナーゼタンパク質(*)

当社は、平成20年1月末時点で277種類のキナーゼタンパク質(*) (活性ミュータントキナーゼ、非活性キナーゼおよび非活性ミュータントキナーゼを除く) を製品化することに成功し、主に製薬企業向けに販売しております。具体的には、スクリーニング(*)用グレードおよび結晶化用の高純度グレードキナーゼタンパク質(*)を取り揃えており、少量(5μg)から大量(mgレベル)まで幅広く供給できる体制を整えています。

平成20年1月末現在、89種類のチロシンキナーゼ(*) (うち9種類は活性ミュータントキナーゼ)、199種類のセリン/スレオニンキナーゼ(*) (うち2種類は活性ミュータントキナーゼ)、7種類の非活性キナーゼ、7種類の非活性ミュータントキナーゼ(*)について、キナーゼタンパク質(*)の販売を行っております。

当社は、製品およびサービスの充実を図るため、キナーゼタンパク質(*)を順次作製し、今後、500種類以上あると言われているキナーゼ(*)をすべて揃えることを目指しております。

b. アッセイ(*)開発

当社は、遺伝子クローニング(*)、活性のあるキナーゼ(*)の発現、基質(*)探索およびアッセイ(*)系構築に関するノウハウを保有しており、これにより平成20年1月末時点で256種類のキナーゼ(*)のアッセイ(*)系の構築に対応できる体制を擁しております。平成15年にヒトゲノムが解読され、これによって簡単に人間の遺伝子を取れるようになったと一般的には考えられますが、遺伝子を正しい配列で取ってくることは相当な経験とノウハウが必要となります。また高い活性を有するキナーゼ(*)を取得するには、組換えタンパク質の構造、発現細胞の選択およびその培養方法、キナーゼ(*)の高純度精製技術などがノウハウとして必要となります。キナーゼ(*)の活性を測るために必要な基質(*)についても、当社が保有する基質(*)ライブラリーを用い、個々のキナーゼ(*)に対する基質(*)を探索した結果が蓄積されています。

当社が行なうアッセイ(*)開発は、当社で作製したキナーゼタンパク質(*)、それに適合した基質(*)、アッセイ(*)バッファー(希釈液)およびプロトコル(手順書)を一式にしたキナーゼ(*)活性測定キット(アッセイ(*)キット)の販売と、顧客の要望に応じてオーダーメイドでアッセイ(*)系を構築するサービスから構成されております。

c-1. プロファイリング(*)サービス

リード化合物の最適化(*)の段階では、副作用の少ない新薬を開発するために正常な他のキナーゼ(*)に影響を与えず、目的とする特定のキナーゼ(*)のみを阻害する化合物(*)を見つけ出すことが鍵となります。そのためには、より多くのキナーゼ(*)に対し、網羅的に阻害活性を測定する方法(プロファイリング(*))が最適の方法と考えられます。

当社はガンおよび炎症に影響を与えていると言われているキナーゼ(*)の多くを保有しており、平成20年1月末時点で、チロシンキナーゼ(*)88種類、セリン/スレオニンキナーゼ(*)168種類についてプロファイリングが可能であり、チロシンキナーゼ(*)に関してほぼ網羅的にプロファイリング(*)を行うことができます。その結果、顧客である製薬企業は選択性の高い化合物(*)を見つけることが可能となります。顧客のニーズに合わせて、顧客がキナーゼ(*)の種類を選ぶ手間を省くためQuickScout®パネル(MAPKカスケードのキナーゼ(*)30種類をあらかじめ選択したプロファイリングパネル(*))を用意しています。顧客より化合物(*)を預かり、キナーゼ(*)に対する阻害率の測定、50%阻害濃度(IC₅₀値)の測定を行い、結果を報告するサービスを展開しております。当社のサービスを利用することで、顧客は網羅的なプロファイリング(*)が可能となり、顧客にとっては副作用の少ない新薬開発のための時間とコストを削減することが可能となります。

当社は、プロファイリング(*)および後述のスクリーニング(*)を行うためにCaliper Life Sciences, Inc(米国)のアッセイ(*)機器(LabChip3000)を使用しております。

c-2. スクリーニング(*)サービス

スクリーニング(*)とは、当社が顧客から化合物(*)を預かり、当社にて構築したアッセイ(*)系を用いて特定のキナーゼ(*)に対するスクリーニング(*)を実施した結果を報告するサービスです。特に、数十万化合物(*)の中からヒット化合物(*)を探索する過程で用いられる大規模アッセイ(*) (ハイスループットスクリーニング (HTS) (*)) を効率的に実施するためには、試薬を混ぜるだけで反応が検出できるホモジニアス(*)なアッセイ(*)系構築のノウハウが必要です。また、キナーゼ(*)の活性測定に用いられることが多い放射性同位体(*)を使わないということも環境面で重要です。

当社は、遺伝子クローニング(*), 活性のあるキナーゼタンパク質(*)発現、基質(*)探索、アッセイ(*)系構築に関するノウハウを保有し、平成20年1月末時点で256種類のキナーゼ(*)のアッセイ(*)系の構築に成功しており、これらアッセイ(*)系を用いて顧客から預かった化合物(*)のキナーゼ(*)に対するスクリーニング(*)結果を報告するスクリーニング(*)サービスを提供しております。また、当社で構築するアッセイ(*)系は環境面を考慮して、ホモジニアス(*)で且つ放射性同位体(*)を使わないアッセイ(*)系を複数のプラットフォーム(*) (Mobility shift assay法(*), TR-FRET法(*), IMAP™法(*))等) で構築し、スクリーニング(*)を実施しております。

d. その他

(a) X線結晶構造解析(*)サービス

当社は平成16年10月にCrystal Genomics, Inc. (韓国、以下、「クリスタルゲノミクス社」という。)と独占的販売契約を締結し、同社が行うX線結晶構造解析(*)サービスを当社を通じて顧客に提供しております。X線結晶構造解析(*)は、タンパク質の3次元構造に基づいて化合物(*)とタンパク質の相互作用様式を明確にし、リード化合物(*)を前臨床化合物(*)へ進める最適化のプロセスをコンピューターを用いて合理的に行うSBDD(*)において非常に有効であるため、当社はキナーゼ(*)を結晶化するサービス、あるいは製薬企業が持つ新薬候補化合物(*)とキナーゼ(*)を合わせて結晶化 (共結晶(*)化) し、その結合状態を調べるサービスを提供しております。

(b) アノテーション(*)付化合物(*)ライブラリー

ChemDiv, Inc. (米国) が保有するキナーゼ(*)フォーカス化合物(*)ライブラリーに当社が提供するキナーゼ(*)のアッセイ(*)情報 (アノテーション(*)) を付加したアノテーション(*)付化合物(*)ライブラリーを製薬企業に販売しております。

(c) その他 (リード化合物(*)探索サービス)

当社はOSI Pharmaceuticals, Inc. (米国) とリード化合物(*)探索サービス (キナーゼ(*)に焦点を当てた候補化合物(*)探索サービス) を共同で展開するにあたり、平成19年10月に共同事業に係る契約 (COLLABORATION AND SERVICES AGREEMENT) を締結し、リード化合物(*)の取得を望む製薬企業に対して本サービスを提供します。

創薬支援事業は、創薬事業を行なうための基盤技術を整備する事業でもあります。すなわち、キナーゼタンパク質、アッセイ(*)開発、プロファイリング(*)・スクリーニング(*)等の創薬基盤技術は、キナーゼ阻害薬(*)の創薬に必要不可欠であり、これらの技術力の高さは創薬能力の高さに繋がります。

②創薬事業

a. キナーゼ阻害薬(*)研究

当社は創薬事業として、自社プロジェクトに加え、国内外企業および大学とキナーゼ阻害薬(*)の共同研究を行っております。当社は前期第2相臨床試験（フェーズⅡa）までの研究開発を行うことを創薬の基本方針としており、膨大なコストと開発中止のリスクが高い後期第2相臨床試験（フェーズⅡb）以降の段階は手掛けず、それ以前のいずれかの段階で製薬企業へ導出するモデルのもと、創薬事業を行っております。つまり、当社は、前期第2相臨床試験（フェーズⅡa）までのいずれかの段階までに創製した新薬候補化合物(*)を製薬企業に導出することによって、ライセンス契約締結時に契約一時金、各試験に入る時、承認申請時、承認取得時等にライセンス契約に基づくマイルストーン収入、新薬の上市后、新薬の売上や正味売上高に対する一定の割合をロイヤリティー収入として受取る収益モデルを想定しております。

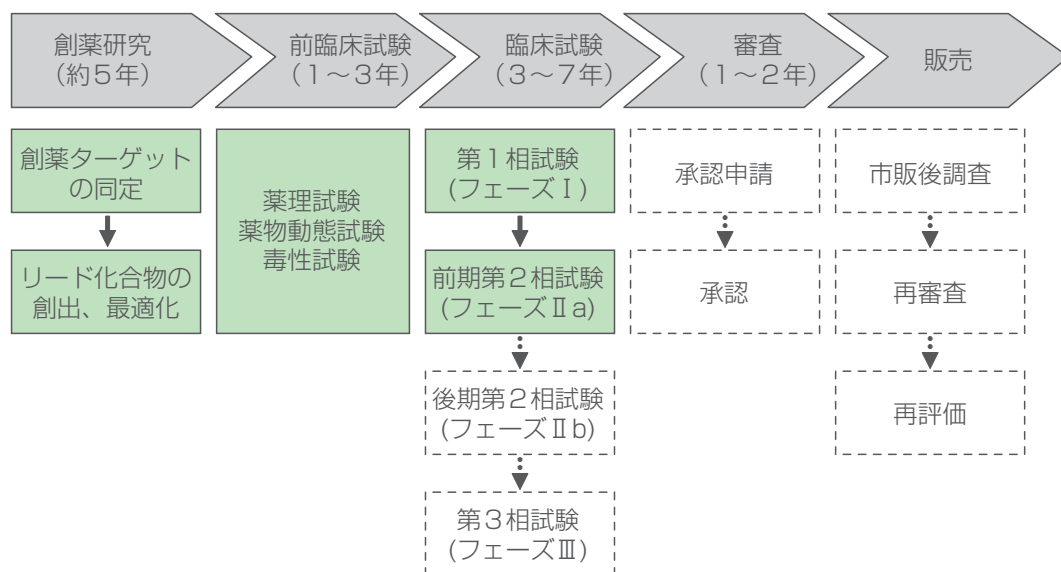
当社の自社研究および共同研究の状況は、以下の通りです。

（平成19年6月末現在）

研究テーマ	種類	共同研究パートナー	進捗状況
循環器系疾患を対象とするキナーゼ阻害薬(*)の研究	自社研究	—————	リード化合物の最適化(*)
免疫・アレルギーおよびがんを対象疾患とするキナーゼ阻害薬(*)の研究	共同研究	クリスタルゲノミクス社	リード化合物の最適化(*)
がんを対象疾患とするキナーゼ阻害薬(*)の研究	共同研究	SBIバイオテック株式会社 クリスタルゲノミクス社	リード化合物の最適化(*)

b. 新薬の研究開発プロセスについて

<新薬の研究開発プロセスおよび一般的な期間>



※ 当社の創薬事業は、上表の実線部分を手掛けることを基本方針としております。

(a) 創薬研究

創薬研究(*)の初期では、疾患に関連すると予想される遺伝子やタンパク質を探索する基礎研究を行います。基礎研究で創薬のターゲットとなりうることが確認されれば、そのターゲットに対してハイスループットスクリーニング(HTS)(*)を実施し、リード化合物(*)の創出研究をします。見出されたリード化合物(*)は、試験管内でのターゲットに対する効果や疾患モデル動物の治療効果を評価し、化合物(*)構造を最適化していきます。このとき、経口吸収性、体内での安定性、蓄積性などを評価する探索薬物動態研究も実施し、ターゲットへの効果だけでなく薬としての特性も同時に高めていきます。

(b) 前臨床試験

臨床試験を開始する前に、新薬候補化合物(*)を動物に投与して薬効と安全性を確認する必要があります。医薬品の承認申請に必要な前臨床試験は大きく薬理試験、薬物動態試験、毒性試験の3種類に分類されます。薬理試験では、創薬研究(*)で行った薬理研究をさらに詳細に検討する薬効薬理試験のほか、厚生労働省のガイドラインに沿って安全性を評価する副次的薬理(一般薬理)・安全性薬理試験を実施します。薬物動態試験、毒性試験も厚生労働省のガイドラインに準拠した形で実施され、新薬候補化合物(*)が臨床試験に入るか否かが判断されます。

(c) 臨床試験

前臨床試験で薬効と安全性が認められた薬剤は、実際にヒトに投与され、主作用と副作用が検討されます。

第1相試験(フェーズⅠ)は、同意を得た少数の健康な男性に薬剤を投与し、まず薬効よりも安全性や薬物の体内動態を確認します。

第2相試験は、前期(フェーズⅡa)および後期(フェーズⅡb)に分かれ、前期では同意を得た少数の患者に薬剤を投与し、どのような病気や病態に効果があるかを調べます。当社ではここまでの開発を行い、新薬候補化合物(*)の安全性、体内動態を確認後、製薬企業へ導出する方針です。後期では、同意を得た少数の患者に薬剤を投与し、投与量や投与方法の違いによる効果の比較検討も行います。

第3相試験(フェーズⅢ)は、大規模臨床試験とも呼ばれ、数百人から数千人の患者に薬剤を投与し、既存薬と比較して薬剤の効能と副作用を詳細に検討します。

(注) (*)を付している専門用語については、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第 1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第 2 【売出要項】	7
1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	7
2 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	8
第 3 【募集又は売出しに関する特別記載事項】	9
第二部 【企業情報】	11
第 1 【企業の概況】	11
1 【主要な経営指標等の推移】	11
2 【沿革】	13
3 【事業の内容】	14
4 【関係会社の状況】	22
5 【従業員の状況】	22
第 2 【事業の状況】	23
1 【業績等の概要】	23
2 【生産、受注及び販売の状況】	26
3 【対処すべき課題】	28
4 【事業等のリスク】	29
5 【経営上の重要な契約等】	37
6 【研究開発活動】	40
7 【財政状態及び経営成績の分析】	44
第 3 【設備の状況】	48
1 【設備投資等の概要】	48
2 【主要な設備の状況】	48
3 【設備の新設、除却等の計画】	49
第 4 【提出会社の状況】	50
1 【株式等の状況】	50
2 【自己株式の取得等の状況】	85
3 【配当政策】	85
4 【株価の推移】	85
5 【役員の状況】	86
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】	88

第5 【経理の状況】	99
【財務諸表等】	100
第6 【提出会社の株式事務の概要】	166
第7 【提出会社の参考情報】	167
1 【提出会社の親会社等の情報】	167
2 【その他の参考情報】	167
第四部 【株式公開情報】	168
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	168
第2 【第三者割当等の概況】	169
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】	169
2 【取得者の概況】	177
3 【取得者の株式等の移動状況】	184
第3 【株主の状況】	185
監査報告書	188

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成20年 2 月20日
【会社名】	カルナバイオサイエンス株式会社
【英訳名】	Carna Biosciences, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉野 公一郎
【本店の所在の場所】	神戸市中央区港島南町五丁目 5 番 2 号511
【電話番号】	078-302-7039(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 島川 優
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区港島南町五丁目 5 番 2 号511
【電話番号】	078-302-7039(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 島川 優
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 924,375,000円 売出金額 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 162,500,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社 法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届 出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)
普通株式	8,700(注) 2

(注) 1 平成20年 2月20日開催の取締役会決議によっております。

2 発行数については、平成20年 3月 4日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3 「第 1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)にあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第 2 売出要項」の「1 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「2 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。

4 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成20年 2月20日(水)開催の取締役会において、三菱ＵＦＪ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「第 3 募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご覧ください。

2 【募集の方法】

平成20年3月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。))は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。))を行います。

引受価額は平成20年3月4日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額(発行価額)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社ジャスダック証券取引所(以下「取引所」という。))の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。))第3条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。))により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	8,700	924,375,000	543,750,000
計(総発行株式)	8,700	924,375,000	543,750,000

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額(発行価額)の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(125,000円)の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格(125,000円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は1,087,500,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	1	自 平成20年 3月14日(金) 至 平成20年 3月19日(水)	未定 (注) 4	平成20年 3月24日(月)

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成20年 3月 4日(火)に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成20年 3月12日(水)に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 平成20年 3月 4日(火)開催予定の取締役会において、会社法上の払込金額(発行価額)を決定する予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額(発行価額)及び平成20年 3月12日(水)に決定する予定の発行価格と引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 平成20年 2月20日(水)開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第37条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成20年 3月12日(水)に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。

4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 株券受渡期日は、平成20年 3月25日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。株券は株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株券等に関する業務規程」第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に金融商品取引業者に通知された方には、上場(売買開始)日以降に金融商品取引業者を通じて株券が交付されます。

6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7 申込みに先立ち、平成20年 3月 6日(木)から平成20年 3月11日(火)までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。

8 引受価額が会社法上の払込金額(発行価額)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「４ 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 神戸支店	神戸市中央区三宮町 1—3—1
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 三宮支店	神戸市中央区磯上通 8—3—10

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

４ 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
三菱ＵＦＪ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号	未定	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成20年 3 月24日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番 1 号		
コスモ証券株式会社	大阪府中央区今橋 1 丁目 8 番12号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目 7 番 1 号		
みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番16号		
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目 4 番 1 号		
ＳＢＩイー・トレード証券株式会社	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番 6 号		
計	—	8,700	—

- (注) 1 平成20年 3 月 4 日(火)開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
- 2 上記引受人と発行価格決定日(平成20年 3 月12日(水))に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約締結後、同契約の解除条項に基づき同契約が解除された場合には、事由の如何を問わず、株式の募集は中止するものとし、申込証拠金の返還を行います。当該申込証拠金は、お申込された金融商品取引業者から返還されます。
- 3 引受人は、上記引受株式数のうち、40株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,000,500,000	28,500,000	972,000,000

- (注) 1 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(125,000円)を基礎として算出した見込額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額972,000千円については、創薬支援事業の設備投資資金に436,000千円を充当し、残額については運転資金に充当する予定です。なお、具体的な資金需要の発生までは安全性の高い金融商品で運用する方針であります。

- (注) 1 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」をご参照下さい。
- 2 「1 新規発行株式」の(注)4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限149,500千円については、全額を運転資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	1,300	162,500,000
計(総売出株式)	—	1,300	162,500,000

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集に伴い、その需要状況を勘案して行われる三菱ＵＦＪ証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱ＵＦＪ証券株式会社は、平成20年3月25日(火)から平成20年4月14日(月)までの期間、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容につきましては、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご覧ください。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の上場前公募等規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(125,000円)で算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 平成20年 3月14日(金) 至 平成20年 3月19日(水)	1	未定 (注) 1	三菱ＵＦＪ証券株式会社の 本支店及び営業所	—	—

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 2 売出しに必要な条件については、売出価格決定日(平成20年3月12日(水))において決定する予定であります。
- 3 株券受渡期日は、本募集における株券受渡期日と同じ上場(売買開始)日(平成20年3月25日(火))の予定であります。株券は機構の「株券等に関する業務規程」第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に金融商品取引業者に通知された方には、上場(売買開始)日以降に金融商品取引業者を通じて株券が交付されます。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 5 三菱ＵＦＪ証券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。

第3 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 ジャスダック証券取引所NEOへの上場について

当社は「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式株券について、三菱UFJ証券株式会社を主幹事会社として平成20年3月25日(火)にジャスダック証券取引所NEOへの上場を予定しております。

2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である吉野公一より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成20年2月20日(水)開催の取締役会において、以下の内容の第三者割当増資による募集(以下「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

募集株式数	発行する普通株式 1,300株
払込金額	未定(「第1 募集要項」に記載の新規発行株式の払込金額と同一とする。)
割当価格	未定(「第1 募集要項」に記載の新規発行株式の引受価額と同一とする。)
払込期日	平成20年4月18日(金)
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、会社計算規則第37条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 神戸支店 神戸市中央区三宮町1-3-1 株式会社三菱東京UFJ銀行 三宮支店 神戸市中央区磯上町8-3-10

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て及び下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場日(売買開始日)から平成20年4月14日(月)までの間、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行なう場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、当社株主から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込が行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われな場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3 ロックアップについて

本募集に関連して、当社の株主であるＣＳＫ－ＶＣライフサイエンス投資事業有限責任組合、シーエスケイブイシー三号投資事業有限責任組合、シーエスケイブイシー三(エー)号投資事業有限責任組合、ジャフコ・バイオテクノロジー１号投資事業有限責任組合、ジャフコＶ２共有投資事業有限責任組合、ジャフコＶ１－スター投資事業有限責任組合、ジャフコＶ２－Ｗ投資事業有限責任組合、ジャフコＶ２－Ｒ投資事業有限責任組合、バイオ・サイト・インキュベーション一号投資事業有限責任組合、日本アジア投資株式会社、ジャイク・大学発最先端産業育成番号投資事業有限責任組合、ジャイク・バイオ番号投資事業有限責任組合、エヌ・アイ・エフＳＭＢＣベンチャーズ株式会社、エヌアイエフジャパンファンド投資事業有限責任組合、投資事業有限責任組合エヌアイエフグローバルファンド、投資事業有限責任組合エヌアイエフ日米欧ブリッジファンド、ＭＶＣグローバルジャパンファンド 投資事業組合、新規事業投資株式会社、ＤＳＣ－３号投資事業組合、明治キャピタル７号投資事業組合、りそなキャピタル株式会社、りそなキャピタル１号投資事業有限責任組合らは、主幹事会社に対し、上場(売買開始)日から180日間、主幹事の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、その売却が「第１ 募集要項」における発行価格の２倍以上であって、取引所における初値が形成された後に行う取引所での売却は除く。)を行わない旨を合意しております。なお、ロックアップ対象株式は、上記株主の所有する当社株式のうち9,980株であります。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、オーバーアロットメントによる売出に関連し、平成20年２月20日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行を除く。)等を行わない旨合意しております。

尚、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、主幹事会社である三菱ＵＦＪ証券株式会社は、当社株式を200株所有しており、当社に対し、上場(売買開始)日から180日間、当社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却を行わない旨を合意しております。

- (注) 上記に記載されたロックアップ対象株式以外に、別途15,800株の株式について、ジャスダック証券取引所の定める上場前公募等規則第25条の規定及び上場前公募等規則の取扱い第21条の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた新株を、原則として、割当株式に係る払込期日等の日から上場日以後６ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係わる払込期日等以後１年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日等以後１年間を経過する日)まで所有する旨の確約を行っております。詳細は「第四部 株式公開情報」 「第２ 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	平成15年12月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月
売上高 (千円)	5,107	131,105	209,480	405,002
経常損失() (千円)	154,746	386,442	517,693	269,771
当期純損失() (千円)	154,963	386,707	519,304	332,956
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	269,200	731,700	731,700	1,521,700
発行済株式総数 (株)	1,944	28,690	28,690	44,490
純資産額 (千円)	329,236	866,790	358,615	1,652,888
総資産額 (千円)	593,076	1,080,847	564,622	1,938,577
1株当たり純資産額 (円)	169,360.33	30,212.28	12,499.66	37,151.91
1株当たり配当額 (うち、1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失金額() (円)	188,031.63	18,710.33	18,100.53	7,856.17
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	55.5	80.2	63.5	85.3
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	517,347	181,498
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	15,635	86,383
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	25,000	1,521,701
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	255,115	1,509,014
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	15 〔—〕	25 〔2〕	31 〔1〕	32 〔2〕

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 2 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。また、持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
- 3 当社は、平成15年4月10日設立のため、第1期は平成15年4月10日から平成15年12月31日までの約9ヶ月間となっております。
- 4 第3期および第4期の財務諸表については、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けております。
- 5 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 6 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 7 株価収益率は、当社株式が非上場のため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
- 8 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
- 9 当社は平成16年5月6日付で株式1株につき10株の分割を行っております。

そこで、株式会社ジャスダック証券取引所の公開引受責任者宛通知「「上場申請のための有価証券報告書」における1株当たり指標の遡及修正数値の取扱いについて」(平成18年5月8日付JQ証(上審)18第32号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

なお、第1期および2期の数値については監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	平成15年12月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月
1株当たり純資産額 (円)	16,936.03	30,212.28	12,499.66	37,151.91
1株当たり配当額 (うち、1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失金額() (円)	18,803.16	18,710.33	18,100.53	7,856.17
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—

2 【沿革】

(1) 当社設立の経緯

平成11年4月にオランダの製薬企業 Organon N.V.(現Organon BioSciences N.V.、以下、「N.V.オルガノン」)は、鐘紡株式会社より新薬事業の営業譲渡を受け、この中の研究部門が母体となり、同社の日本法人である日本オルガノン株式会社(以下、「日本オルガノン」)内に医薬研究所が開設されました。当該研究所は、平成13年よりキナーゼ(*)に特化して、新規キナーゼ(*)探索、遺伝子のクローニング(*)、キナーゼ(*)の発現、キナーゼ(*)アッセイ(*)系構築を行ってきました。ところがその後、N.V.オルガノンは、主力製品の特許切れにより業績に陰りが見えたため、全世界的なリストラを開始し、その結果、平成14年11月には日本オルガノンの医薬研究所の存続が不透明となったため、当時の日本オルガノンの医薬研究所の幹部である当社創業メンバーは、医薬品のターゲットとしてキナーゼ(*)が高い注目を集めていることから、キナーゼ(*)関連の創業および創業支援事業には大きなビジネスチャンスがあると判断し、日本オルガノンから分離・独立してバイオベンチャーを設立することを日本オルガノンおよびN.V.オルガノンに打診し、話し合いの結果、平成15年4月にカルナバイオサイエンス株式会社を設立しました。

(2) 当社社名の由来

当社の社名である「カルナ(Carna)」はローマ神話の「人間の健康を守る女神」です。また「身体の諸器官を働かせる女神」、「人間生活の保護女神」などとも言われています。

当社は生命科学「バイオサイエンス(Bioscience)」を探究することで「人々の生命を守り、健康に貢献することを目指す。」ことを基本理念としています。当社はまさに「カルナ(Carna)」でありたいと思っています。

年月	事項
平成15年4月	日本オルガノン株式会社をスピンオフし、兵庫県神戸市にキナーゼ(*)に特化した創業支援事業および創業事業の展開を目的として、カルナバイオサイエンス株式会社(資本金10百万円)を設立
平成15年10月	神戸国際ビジネスセンター(KIBC)にて業務を開始
平成16年6月	Crystal Genomics, Inc.(韓国、以下「クリスタルゲノミクス社」という。)とキナーゼ(*)をターゲットとした新薬候補化合物(*)の創製の共同研究で提携
平成16年8月	神戸パイオメディカル創造センター(BMA)に研究室(以下、「BMAラボ」という。)を新規開設し、低分子化合物(*)の初期評価を行うための動物実験を開始
平成17年12月	東洋紡績株式会社とアッセイ(*)用キナーゼタンパク質(*)販売に係る日本国内独占的販売代理店契約を締結
平成18年2月	SBIバイオテック株式会社(旧 株式会社ギンコバイオメディカル研究所)およびクリスタルゲノミクス社とキナーゼ(*) (Cdc7-ASK)をターゲットとした新薬候補化合物(*)創製の共同研究で提携(第1ステップ)
平成18年8月	Kinase Detect ApS(デンマーク、以下、「キナーゼディテクト社」という。)と販売代理店契約を締結
平成19年4月	SBIバイオテック株式会社およびクリスタルゲノミクス社と新薬候補化合物(*)創製の共同研究に関する第2ステップの契約を締結
平成19年10月	創業研究(*)の更なる加速を目的として、神戸健康産業開発センター(HI-DEC)に化学実験施設を新規開設
平成19年10月	OSI Pharmaceuticals, Inc.(米国、以下「OSI社」という。)とリード化合物(*)探索サービスに関する共同事業に係る契約を締結

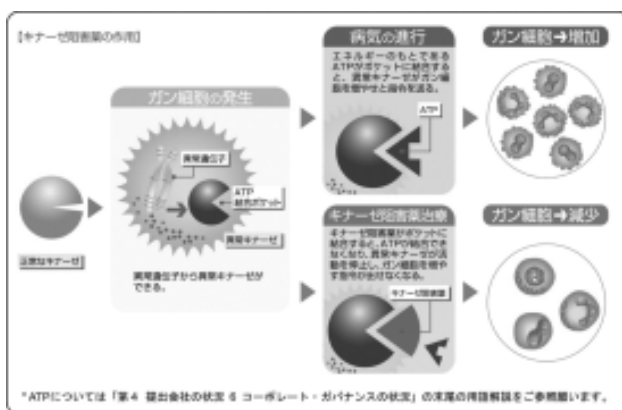
(注) *を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

(1) 事業の背景

人がガン、炎症、リウマチなどの病気になると、体の中では細胞の異常な増殖、分化が起こっています。この原因と考えられている分子のひとつに、細胞内外の情報伝達をつかさどるキナーゼ(*)と呼ばれる酵素があります。当社は、このキナーゼ(*)に焦点をあてて研究開発を行っております。

ガン、炎症、リウマチなどの増殖性疾患では、ある特定の細胞のキナーゼ(*)が異常な増殖や分裂を引き起こしていることが明らかになっていました。しかしながら、キナーゼ(*)は細胞の機能維持において大変重要な働きを担っているため、キナーゼ(*)を阻害する薬は副作用が強いのではないかと懸念されていました。

その流れを変えたのが、平成13年に米国で販売が開始されたBCR-ABLチロシンキナーゼ(*)を阻害する慢性骨髄性白血病治療薬のGleevec®(一般名: Imatinib mesylate、製造販売元: Novartis AG)の成功です。この成功により、特定のキナーゼ(*)のみを抑制する、安全で有効な分子標的治療薬(*)の研究が製薬企業で活発に進められるようになり、その後、Tarceva®(一般名: Erlotinib、製造販売元: OSI社・Genentech, Inc.、EGFRチロシンキナーゼ阻害薬(*)、Nexavar®(一般名: Sorafenib tosylate、製造販売元: Bayer AG・Onyx Pharmaceuticals, Inc.、マルチターゲット型キナーゼ阻害薬(*)、Sutent™(一般名: Sunitinib malate、製造販売元: Pfizer Inc.、マルチターゲット型キナーゼ阻害薬(*)およびSprycel®(一般名: Dasatinib、製造販売元: Bristol-Myers Squibb, Co.、BCR-ABLおよびSRCファミリーチロシンキナーゼのデュアル阻害薬)と続々と大型のキナーゼ阻害薬(*)が誕生しており、これらは効果的かつ副作用が少ないという特徴をもっています。また、現在では、多数のキナーゼ阻害薬(*)が臨床試験に入っております。



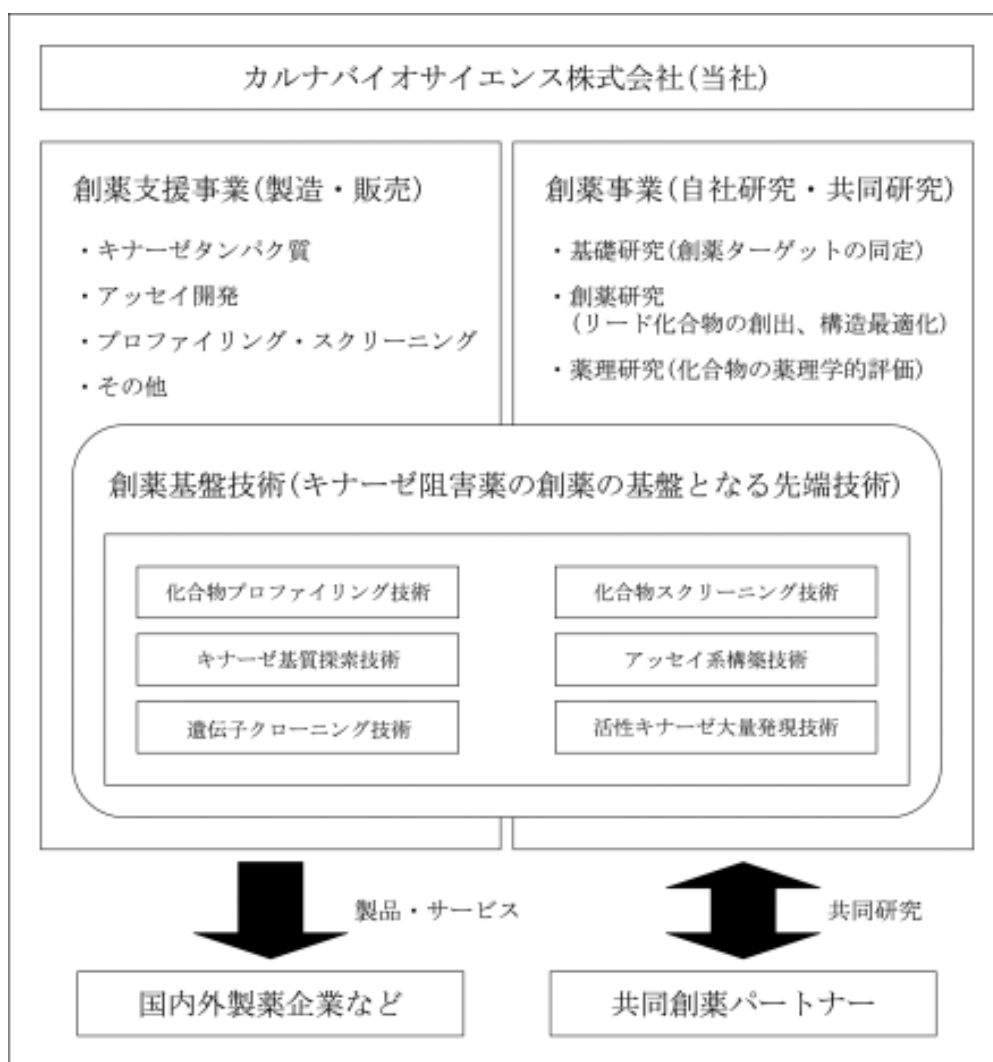
(2) 事業内容

製薬企業が新薬を研究・開発し、その有効性・安全性を確かめて医薬品として承認申請を行い、国の許可を得るまでの過程を「創薬」といいます。当社は、この「創薬」の中でも特にキナーゼ阻害薬(*)を創製するための基盤となる技術、いわゆる「創薬基盤技術」をベースに、創薬支援事業および創薬事業を手掛けております。

創薬支援事業においては、当社は、製薬企業等が創薬研究において行うキナーゼ阻害薬(*)候補化合物の評価(プロファイリング(*)・スクリーニング(*))に用いるキナーゼタンパク質(*)、アッセイ(*)キットやアッセイ(*)系を開発・提供し、さらに、製薬企業等に対して当該化合物(*)の阻害活性の評価業務を受託するサービスであるプロファイリング(*)・スクリーニング(*)を提供しております。

創薬事業では、自社および共同でキナーゼ阻害薬(*)の創薬研究(*)を行っております。

当社の事業内容の系統図は以下の通りです。



創薬支援事業

当社は製薬企業に対して、キナーゼ阻害薬(*)の研究開発プロセスにおいて必須となる創薬基盤技術を提供し、製薬企業の創薬を支援しております。特に当社は、新薬の研究開発プロセスの前臨床試験に入る前に行う創薬研究(*)段階(新薬候補となる新規物質の創製および絞り込み)に焦点を当て、製薬企業におけるキナーゼ阻害薬(*)の研究開発に係るコスト圧縮や期間短縮ならびに副作用の少ない新薬の開発に貢献しております。

キナーゼ阻害薬(*)の研究開発を行うプロセスは、1)創薬ターゲットの同定、2)リード化合物(*)の創出、3)リード化合物(*)の最適化といった段階を経て、前臨床試験およびその後の臨床試験へと進みますが、当社の創薬支援事業においては、前述の1)、2)、3)において必須となる以下を提供しております。

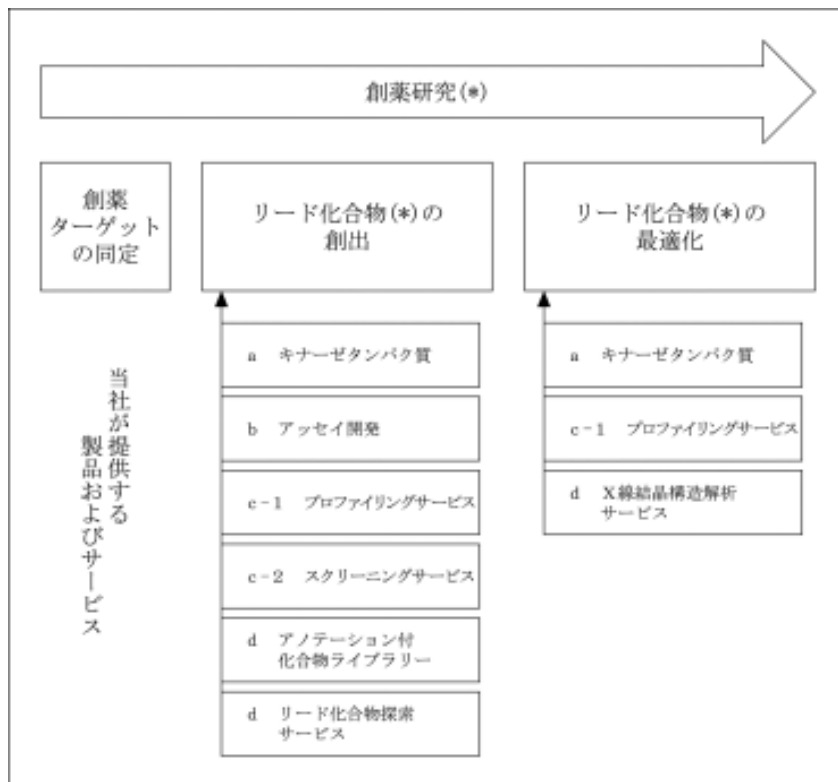
- a キナーゼタンパク質(*)
- b アッセイ(*)開発
- c プロファイリング(*)・スクリーニング(*)サービス
- d その他(X線結晶構造解析(*)サービス、アノテーション(*)付化合物(*)ライブラリーおよびリード化合物(*)探索サービス)

製薬企業が創薬競争に勝つためには、他社に先駆けて新薬を開発することが重要な鍵であり、このため、製薬企業は外部のリソースを積極的に活用して、創薬のスピードアップを図っております。このことから、製薬企業のアッセイ(*)系構築、プロファイリング(*)・スクリーニング(*)、X線結晶構造解析(*)に対するアウトソースの需要は年々増加しており、今後、益々アウトソースする製薬企業が増えると当社は予想しております。

特に、プロファイリング(*)は、特定のキナーゼ(*)のみを阻害することを確認するためのサービスであり、これは効果的で且つ副作用を抑えたキナーゼ阻害薬(*)を開発する鍵となるため、「キナーゼパネル(*)プロファイリング(*)トレンド2004」(HTStec Limited.)の調査結果でも、製薬企業はより多くの種類のキナーゼ(*)についてプロファイリング(*)の実施を希望していることが報告されており、当社が提供するキナーゼタンパク質(*)およびプロファイリング(*)に対する需要が高いことが窺えます。

以下に前臨床試験に入るまでの新薬の研究開発プロセスおよび当社創薬支援事業の事業領域を示します。

< 前臨床試験に入るまでの新薬の研究開発プロセスおよび当社創薬支援事業の事業領域 >



当社は、日本オルガノンで研究開発を始めた当初より、キナーゼ(*)の遺伝子クローニング(*)からアッセイ(*)系構築に関するノウハウを蓄積してまいりました。製薬企業が自社内でアッセイ(*)系を構築した場合、通常6ヶ月程度(引用、Nature Vol437, p491 (2005))を要するとされていますが、製薬企業は当社の創薬支援事業を利用することで、このアッセイ(*)系構築に係る期間を削減することが可能であり、さらに創薬コストの圧縮にも繋がると考えられます。

現在、当社が提供する創薬支援事業の内容は以下のとおりです。

a. キナーゼタンパク質(*)

当社は、平成20年1月末時点で277種類のキナーゼタンパク質(*) (活性ミュータントキナーゼ(*), 非活性キナーゼ(*)および非活性ミュータントキナーゼ(*)を除く)を製品化することに成功し、主に製薬企業向けに販売しております。具体的には、スクリーニング(*)用グレードおよび結晶化用の高純度グレードキナーゼタンパク質(*)を取り揃えており、少量(5 µg)から大量(mgレベル)まで幅広く供給できる体制を整えています。

平成20年1月末現在、89種類のチロシンキナーゼ(*) (うち9種類は活性ミュータントキナーゼ(*)), 199種類のセリン/スレオニンキナーゼ(*) (うち2種類は活性ミュータントキナーゼ(*)), 7種類の非活性キナーゼ(*), 7種類の非活性ミュータントキナーゼ(*)について、キナーゼタンパク質(*)の販売を行っております。

当社は、製品およびサービスの充実を図るため、キナーゼタンパク質(*)を順次作製し、今後、500種類以上あると言われているキナーゼ(*)をすべて揃えることを目指しております。

b. アッセイ(*)開発

当社は、遺伝子クローニング(*), 活性のあるキナーゼ(*)の発現、基質(*)探索およびアッセイ(*)系構築に関するノウハウを保有しており、これにより平成20年1月末時点で256種類のキナーゼ(*)のアッセイ(*)系の構築に対応できる体制を擁しております。平成15年にヒトゲノムが解読され、これによって簡単に人の遺伝子を取れるようになったと一般的には考えられますが、遺伝子を正しい配列で取ってくることは相当な経験とノウハウが必要となります。また高い活性を有するキナーゼ(*)を取得するには、組換えタンパク質の構造、発現細胞の選択およびその培養方法、キナーゼ(*)の高純度精製技術などがノウハウとして必要となります。キナーゼ(*)の活性を測るために必要な基質(*)についても、当社が保有する基質(*)ライブラリーを用い、個々のキナーゼ(*)に対する基質(*)を探索した結果が蓄積されています。

当社が行なうアッセイ(*)開発は、当社で作製したキナーゼタンパク質(*), それに適合した基質(*), アッセイ(*)バッファー(希釈液)およびプロトコル(手順書)を一式にしたキナーゼ(*)活性測定キット(アッセイ(*)キット)の販売と、顧客の要望に応じてオーダーメイドでアッセイ(*)系を構築するサービスから構成されております。

c-1. プロファイリング(*)サービス

リード化合物の最適化(*)の段階では、副作用の少ない新薬を開発するために正常な他のキナーゼ(*)に影響を与えず、目的とする特定のキナーゼ(*)のみを阻害する化合物(*)を見つけ出すことが鍵となります。そのためには、より多くのキナーゼ(*)に対し、網羅的に阻害活性を測定する方法(プロファイリング(*))が最適の方法と考えられます。

当社はガンおよび炎症に影響を与えていると言われているキナーゼ(*)の多くを保有しており、平成20年1月末時点で、チロシンキナーゼ(*)88種類、セリン/スレオニンキナーゼ(*)168種類についてプロファイリングが可能であり、チロシンキナーゼ(*)に関してほぼ網羅的にプロファイリング(*)を行うことができます。その結果、顧客である製薬企業は選択性の高い化合物(*)を見つけることが可能となります。顧客のニーズに合わせて、顧客がキナーゼ(*)の種類を選ぶ手間を省くためQuickScout®パネル(MAPKカスケードのキナーゼ(*)30種類をあらかじめ選択したプロファイリングパネル(*))を用意しています。顧客より化合物(*)を預かり、キナーゼ(*)に対する阻害率の測定、50%阻害濃度(IC₅₀値)の測定を行い、結果を報告するサービスを展開しております。当社のサービスを利用することで、顧客は網羅的なプロファイリング(*)が可能となり、顧客にとっては副作用の少ない新薬開発のための時間とコストを削減することが可能となります。

当社は、プロファイリング(*)および後述のスクリーニング(*)を行うためにCaliper Life Sciences, Inc(米国、以下、「キャリパーライフサイエンス社」という。)のアッセイ(*)機器(LabChip3000)を使用しております。

c-2. スクリーニング(*)サービス

スクリーニング(*)とは、当社が顧客から化合物(*)を預かり、当社にて構築したアッセイ(*)系を用いて特定のキナーゼ(*)に対するスクリーニング(*)を実施した結果を報告するサービスです。特に、数十万化合物(*)の中からヒット化合物(*)を探索する過程で用いられる大規模アッセイ(*) (ハイスループットスクリーニング(HTS)(*))を効率的に実施するためには、試薬を混ぜるだけで反応が検出できるホモジニアス(*)なアッセイ(*)系構築のノウハウが必要です。また、キナーゼの活性測定に用いられることが多い放射性同位体(*)を使わないということも環境面で重要です。

当社は、遺伝子クローニング(*)、活性のあるキナーゼタンパク質(*)発現、基質(*)探索、アッセイ(*)系構築に関するノウハウを保有し、平成20年1月末時点で256種類のキナーゼ(*)のアッセイ(*)系の構築に成功しており、これらアッセイ(*)系を用いて顧客から預かった化合物(*)のキナーゼ(*)に対するスクリーニング(*)結果を報告するスクリーニング(*)サービスを提供しております。また、当社で構築するアッセイ(*)系は環境面を考慮して、ホモジニアス(*)で且つ放射性同位体(*)を使わないアッセイ(*)系を複数のプラットフォーム(*) (Mobility shift assay法(*), TR-FRET法(*), IMAP™法(*))等で構築し、スクリーニング(*)を実施しております。

d. その他

(a) X線結晶構造解析(*)サービス

当社は平成16年10月にクリスタルゲノミクス社と独占的販売契約を締結し、同社が行うX線結晶構造解析(*)サービスを当社を通じて顧客に提供しております。X線結晶構造解析(*)は、タンパク質の3次元構造に基づいて化合物(*)とタンパク質の相互作用様式を明確にし、リード化合物(*)を前臨床化合物(*)へ進める最適化のプロセスをコンピューターを用いて合理的に行うSBDD(ストラクチャー・ベース・ドラッグ・デザイン)(*)において非常に有効であるため、当社はキナーゼ(*)を結晶化するサービス、あるいは製薬企業が持つ新薬候補化合物(*)とキナーゼ(*)を合わせて結晶化(共結晶(*)化)し、その結合状態を調べるサービスを提供しております。

(b) アノテーション(*)付化合物(*)ライブラリー

ChemDiv, Inc.(米国、以下、「ケムディブ社」という。)が保有するキナーゼ(*)フォーカス化合物(*)ライブラリーに当社が提供するキナーゼ(*)のアッセイ(*)情報(アノテーション(*))を付加したアノテーション(*)付化合物(*)ライブラリーを製薬企業に販売しております。

(c) その他(リード化合物(*)探索サービス)

当社はOSI社とリード化合物(*)探索サービス(キナーゼ(*)に焦点を当てた候補化合物(*)探索サービス)を共同で展開するにあたり、平成19年10月に共同事業に係る契約(COLLABORATION AND SERVICES AGREEMENT)を締結し、リード化合物(*)の取得を望む製薬企業に対して本サービスを提供します。

創薬支援事業は、創薬事業を行なうための基盤技術を整備する事業でもあります。すなわち、キナーゼタンパク質(*), アッセイ(*)開発、プロファイリング(*)・スクリーニング(*)等の創薬基盤技術は、キナーゼ阻害薬(*)の創薬に必要不可欠であり、これらの技術力の高さは創薬能力の高さに繋がります。

創薬事業

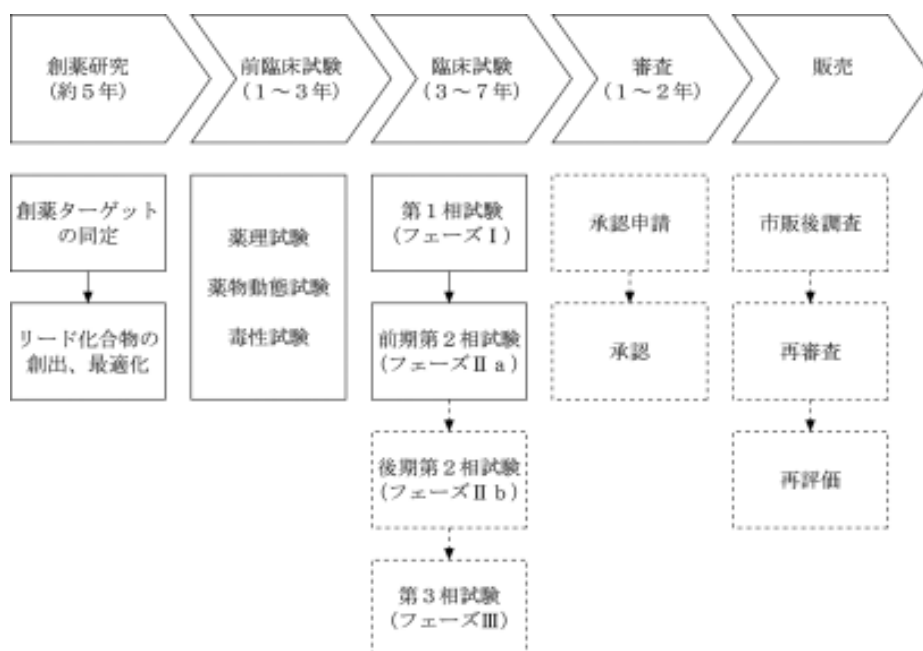
a キナーゼ阻害薬(*)研究

当社は創薬事業として、自社プロジェクトに加え、国内外企業および大学とキナーゼ阻害薬(*)の共同研究を行っております。当社は前期第2相臨床試験(フェーズ a)までの研究開発を行うことを創薬の基本方針としており、膨大なコストと開発中止のリスクが高い後期第2相臨床試験(フェーズ b)以降の段階は手掛けず、それ以前のいずれかの段階で製薬企業へ導出するモデルのもと、創薬事業を行っております。つまり、当社は、前期第2相臨床試験(フェーズ a)までのいずれかの段階までに創製した新薬候補化合物(*)を製薬企業に導出することによって、ライセンス契約締結時に契約一時金、各試験に入る時、承認申請時、承認取得時等にライセンス契約に基づくマイルストーン収入、新薬の上市后、新薬の売上や正味売上高に対する一定の割合をロイヤリティー収入として受取る収益モデルを想定しております。

なお、当社創薬事業における進捗としましては、これまでの研究開発活動によって複数のリード化合物(*)の創出に至っており、その最適化に係る研究を実施している段階であります。

b 新薬の研究開発プロセスについて

< 新薬の研究開発プロセスおよび一般的な期間 >



* 当社の創薬事業は、上表の実線部分を手掛けることを基本方針としております。

(a) 創薬研究(*)

創薬研究(*)の初期では、疾患に関連すると予想される遺伝子やタンパク質を探索する基礎研究を行います。基礎研究で創薬のターゲットとなりうることが確認されれば、そのターゲットに対してハイスループットスクリーニング(HTS)(*)を実施し、リード化合物(*)の創出研究をします。見出されたリード化合物(*)は、試験管内でのターゲットに対する効果や疾患モデル動物の治療効果を評価し、化合物(*)構造を最適化していきます。このとき、経口吸収性、体内での安定性、蓄積性などを評価する探索薬物動態研究も実施し、ターゲットへの効果だけでなく薬としての特性も同時に高めていきます。

(b) 前臨床試験

臨床試験を開始する前に、新薬候補化合物(*)を動物に投与して薬効と安全性を確認する必要があります。医薬品の承認申請に必要な前臨床試験は大きく薬理試験、薬物動態試験、毒性試験の3種類に分類されます。薬理試験では、創薬研究(*)で行った薬理研究をさらに詳細に検討する薬効薬理試験のほか、厚生労働省のガイドラインに沿って安全性を評価する副次的薬理(一般薬理)・安全性薬理試験を実施します。薬物動態試験、毒性試験も厚生労働省のガイドラインに準拠した形で実施され、新薬候補化合物(*)が臨床試験に入れるか否かが判断されます。

(c) 臨床試験

前臨床試験で薬効と安全性が認められた薬剤は、実際にヒトに投与され、主作用と副作用が検討されます。

第1相試験(フェーズ)は、同意を得た少数の健康な男性に薬剤を投与し、まず薬効よりも安全性や薬物の体内動態を確認します。

第2相試験は、前期(フェーズ a)および後期(フェーズ b)に分かれ、前期では同意を得た少数の患者に薬剤を投与し、どのような病気や病態に効果があるかを調べます。当社ではここまでの開発を行い、新薬候補化合物(*)の安全性、体内動態を確認後、製薬企業へ導出する方針です。後期では、同意を得た少数の患者に薬剤を投与し、投与量や投与方法の違いによる効果の比較検討も行います。

第3相試験(フェーズ)は、大規模臨床試験とも呼ばれ、数百人から数千人の患者に薬剤を投与し、既存薬と比較して薬剤の効能と副作用を詳細に検討します。

同一の創薬基盤技術で顧客の創薬研究の支援と自社の創薬研究を行うことについて

当社の創薬研究(*)は、顧客への創薬支援事業の基盤ともなっている創薬基盤技術を活用して進められます。創薬基盤技術そのものは、実験による評価システム、即ち「高品質なキナーゼ(*)を用いた、正確な実験による測定」を意味しますので、顧客の創薬研究(*)も、当社の創薬研究も、等しく便益を享受することには利益相反がありません。

しかしながら、一つの会社の中に自社の知的財産を創造する機能と、他社の知的財産の創造を支援する機能が共存していることは、顧客に対して顧客情報の秘匿性の確保についての懸念を与えかねません。

当社はプロファイリング(*)サービスの委託契約において、顧客からの委託を受けて行ったプロファイリング(*)の結果を用いた顧客の研究成果について、全て顧客に帰属する旨の契約を締結すると共に、顧客のデータを暗号化するなどして、社内においても全ての顧客情報の秘匿性を確保しており、情報セキュリティの確保に努めております。

(注) *を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平成20年1月31日現在
			平均年間給与(千円)
38〔3〕	36.7	2.8	5,833

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数欄の〔 〕外書きは、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4 従業員数が最近1年間に於いて5名増加しておりますが、これは業容拡大に伴う中途採用によるものです。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第4期事業年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

当事業年度におけるわが国の経済は、企業部門の好調さが持続しており、雇用・所得環境の改善を通じて家計部門へ波及し、民間需要中心の回復が続いておりますが、医薬品業界においては、医療費抑制政策等により市場成長率が低下しており、また、画期的な新薬の開発を目指した熾烈な競争が日本の製薬企業のみならず外資系製薬企業の間で繰り広げられています。

一方で、Gleevec®やTarceva®等のキナーゼ(*)をターゲットとした治療薬は、数千億円規模の世界的な市場を獲得しており、国内外の多くの製薬企業がこれに追随してキナーゼ(*)をターゲットとした新薬の研究開発を進めています。

かかる状況下、当社は創薬基盤技術型バイオベンチャーとして、キナーゼ(*)をターゲットとした国内外の製薬企業の創薬支援ならびに創薬事業を行っております。

当社は、本事業年度で設立4年目に入りましたが、研究技術部門、営業部門および事業開発部門の強化に努めた結果、新製品の開発ならびに顧客開拓に成果を上げることが出来ました。また、平成16年度より推進しております他企業や大学との事業提携につきましても、その範囲を広げております。

研究活動につきましては、キナーゼ(*)の品揃えに注力しました結果、当社が保有するキナーゼタンパク質の数は平成18年12月末日で248種類(*) (活性ミュータントキナーゼ(*)、非活性キナーゼ(*)および非活性ミュータントキナーゼ(*)を除く)となりました。また、平成16年よりクリスタルゲノミクス社とキナーゼ阻害薬(*)の研究開発プロジェクトを進めてまいりましたが、これに加え、当事業年度においては、オンコセラビー・サイエンス株式会社、クリスタルゲノミクス社および当社の3社によるキナーゼ阻害薬の共同研究で提携を開始し、また、SBIバイオテック株式会社、クリスタルゲノミクス社および当社の3社によるキナーゼ阻害薬(*)の共同研究で提携を開始いたしました。さらにEnamine, Ltd.とキナーゼ(*)をターゲットとした共同研究開発契約を締結いたしました。

営業活動については、昨年度に続き、国内外の展示会出展や学会発表を積極的に展開した結果、当社の業界におけるプレゼンスが高まりました。また、新規顧客開拓も順調に進み、平成17年度までに取引があった57社に加えて新たに26社との取引が始まり、取引社数は83社に拡大しました。更に、万有製薬株式会社とキナーゼタンパク質(*)およびアッセイ(*)キット提供に係る供給契約を締結いたしました。

事業開発活動については、ケムディブ社と提携し、同社が保有するキナーゼ(*)・フォーカス化合物ライブラリーに当社が提供するキナーゼ(*)に対するアッセイ(*)情報を付加したアノテーション(*)付化合物(*)ライブラリーの販売を開始いたしました。

以上の結果、売上高は405,002千円(前期比93.3%増)となりました。地域別の売上としましては、国内売上高は308,571千円、輸出売上高は96,430千円となりました。損益につきましては、キナーゼ(*)の品揃えの強化や創薬プロジェクト等、事業基盤強化のための研究開発費支出が嵩み、経常損失269,771千円(前期比47.9%減)、当期純損失332,956千円(前期比35.9%減)となりましたが、売上の増加や経営の効率化により前事業年度に比べて赤字額が縮小する結果となりました。

各事業別の業績は次のとおりです。

創薬支援事業

キナーゼタンパク質(*)の販売、アッセイ(*)開発、プロファイリング(*)およびスクリーニング(*)サービスの提供、X線結晶構造解析(*)サービスの提供およびアノテーション(*)付化合物(*)ライブラリーの販売開始により、創薬支援事業の売上高は357,474千円(前期比110.9%増)となりました。

売上高の内訳は、キナーゼタンパク質(*)の販売140,177千円、アッセイ(*)開発60,406千円、プロファイリング(*)およびスクリーニング(*)サービスの提供91,188千円、その他(X線結晶構造解析サービスおよびアノテーション付化合物ライブラリー)65,702千円であります。

創薬事業

オンコセラピー・サイエンス株式会社、クリスタルゲノミクス社および当社の3社によるキナーゼ阻害薬(*)の共同研究に係る収入およびSBIバイオテック株式会社、クリスタルゲノミクス社および当社の3社によるキナーゼ阻害薬(*)の共同研究に係る収入により、売上高は47,527千円(前期比18.8%増)となりました。

第5期中間会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

当中間会計期間におけるわが国経済は、高水準の企業収益や良好な業況感が維持される中、設備投資も引き続き増加しており、また雇用者所得が緩やかな増加傾向を維持する中、個人消費は底堅く推移し、景気は緩やかに拡大いたしました。

このような状況下、当社は、製薬企業からの当社製品ならびにサービスへの需要が堅調に推移したことにより、売上高は265,532千円となりましたが、研究開発活動を積極的に推進したことにより、営業損失は47,993千円、経常損失は45,957千円、中間純損失は48,359千円となりました。

各事業別の業績は次のとおりです。

創薬支援事業

万有製薬株式会社との供給契約に基づくキナーゼタンパク質(*)およびアッセイ(*)キットの提供が下支えとなり、また当社のキナーゼタンパク質(*)の販売が好調に推移したことなどにより、売上高は251,127千円となりました。

売上高の内訳は、キナーゼタンパク質(*)の販売122,754千円、アッセイ(*)開発47,156千円、プロファイリング(*)およびスクリーニング(*)サービスの提供56,230千円、その他24,985千円であります。

創薬事業

SBIバイオテック株式会社、クリスタルゲノミクス社および当社の3社によるキナーゼ阻害薬(*)の共同研究に係る収入により、売上高が14,404千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第4期事業年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

当事業年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、営業活動により181,498千円減少し、投資活動により86,383千円減少し、財務活動により1,521,701千円増加し、この結果、前事業年度末に比べ1,253,899千円増加し、当事業年度末残高は1,509,014千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)(前年同期は517,347千円減少)

営業活動により使用した資金は181,498千円となりました。これは主に税引前当期純損失の計上と減価償却費および減損損失の計上の差し引きによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)(前年同期は15,635千円減少)

投資活動により使用した資金は86,383千円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)(前年同期は25,000千円減少)

財務活動により獲得した資金は1,521,701千円となりました。これは主に株式の発行(第三者割当増資)による収入によるものです。

第5期中間会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

当中間会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、営業活動により50,459千円減少し、投資活動により30,579千円減少しました。財務活動によるキャッシュ・フローはありませんでした。この結果、前事業年度末に比べ80,829千円減少し、当中間会計期間末残高は1,428,184千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は50,459千円となりました。これは主に税引前中間純損失の計上と減価償却費の計上および未払金の増加の差し引きによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は30,579千円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローはありませんでした。

(注) *を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

第4期事業年度及び第5期中間会計期間における生産実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

区分	第4期事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)		第5期中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)
	生産高(千円)	前年同期比(%)	生産高(千円)
創薬支援事業			
キナーゼタンパク質	179,775	71.8	166,316
アッセイ開発	60,406	310.1	47,156
プロファイリング・ スクリーニングサービス	91,188	264.0	56,230
合計	331,369	108.9	269,703

(注) 1 金額は、販売価格によっております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 上記生産のための材料仕入における仕入先別の仕入実績及び当該仕入実績の総仕入実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第3期事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)		第4期事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)		第5期中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	
	仕入高(千円)	割合(%)	仕入高(千円)	割合(%)	仕入高(千円)	割合(%)
八洲薬品㈱	3,650	56.9	2,063	28.2	6,405	51.5
日本モレキュラー デバイス㈱	—	—	1,881	25.7	1,806	14.5
㈱アズバイオ	845	13.2	1,206	16.5	1,649	13.2
ナカライテスク㈱	1,009	15.7	1,106	15.1	1,434	11.5

(2) 受注実績

第4期事業年度及び第5期中間会計期間における受注実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

区分	第4期事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)				第5期中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	
	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
創薬支援事業						
キナーゼタンパク質	142,700	193.9	15,681	119.2	122,140	15,067
アッセイ開発	54,262	200.2	1,482	19.4	52,099	6,424
プロファイリング・ スクリーニングサービス	91,809	280.1	3,353	122.7	57,848	4,971
その他	65,702	167.7	—	—	24,985	—
合計	354,475	205.3	20,517	87.2	257,074	26,463

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

第4期事業年度及び第5期中間会計期間における販売実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

区分	第4期事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)		第5期中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
創薬支援事業	357,474	210.9	251,127
キナーゼタンパク質	140,177	183.8	122,754
アッセイ開発	60,406	310.1	47,156
プロファイリング・ スクリーニングサービス	91,188	264.0	56,230
その他	65,702	167.7	24,985
創薬事業	47,527	118.8	14,404
合計	405,002	193.3	265,532

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第3期事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)		第4期事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)		第5期中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
生化学工業㈱	40,000	19.1	—	—	—	—
Rigel Pharmaceuticals, Inc.	31,588	15.1	—	—	—	—
万有製薬㈱	—	—	—	—	52,651	19.8

(注) 第4期事業年度および第5期中間会計期間における生化学工業㈱およびRigel Pharmaceuticals, Inc.、第3期事業年度および第4期事業年度における万有製薬㈱については、当該割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

3 最近2事業年度の主要な輸出先、輸出版売高及び割合は、次のとおりであります。

()内は総販売実績に対する輸出高の割合であります。

輸出先	第3期事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)		第4期事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)		第5期中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
北米	39,139	69.3	60,016	62.2	47,991	70.1
ヨーロッパ	14,963	26.5	33,279	34.5	20,151	29.4
その他	2,387	4.2	3,134	3.3	343	0.5
合計	56,490 (27.0%)	100.0	96,430 (23.8%)	100.0	68,486 (25.8%)	100.0

3 【対処すべき課題】

(1) 会社としての課題

事業業績の黒字化について

当社は創業以来着実に売上を伸ばしてまいりましたが、経常損益は赤字が連続しており、全社業績の黒字化が、最優先課題であると認識しております。このため、創業支援事業の売上を更に伸ばすことで当該事業の利益の上積みを図るとともに、創業事業においては研究開発をさらに進め、新薬候補化合物(*)を製薬企業に導出することで当該事業の業績改善を図り、早期の全社業績の黒字化を目指してまいります。

(2) 事業別課題

研究開発・創薬

(創業支援事業)

当社は、キナーゼタンパク質の品揃えが平成20年1月末日現在で277種類(*) (活性ミュータントキナーゼ(*), 非活性キナーゼ(*)および非活性ミュータントキナーゼ(*)を除く) となり、先発企業と十分競争できる体制が整ってきましたが、今後、海外顧客を新規に獲得するためには、更に多くのキナーゼタンパク質(*)ならびにプロファイリング(*)サービスの品揃えを用意することが現在の課題であると認識しております。このため、当社は、これらの品揃えの強化に重点を置いて研究開発を進めてまいります。

また、当社はキナーゼタンパク質(*)の製造方法やキナーゼ(*)活性の測定方法(アッセイ(*)条件)などの技術的ノウハウの社内蓄積をさらに進め、効率的な製品の生産と製品レベルの一層の向上を図ることが課題であると認識しております。

(創薬事業)

キナーゼ阻害薬(*)の候補化合物を早期に創製し、創薬に係る収益基盤の早期安定化を図ることが課題です。平成19年6月中間期に化学合成部門を設置し自社で候補化合物の最適化を行えるようになりました。今後、当社が保有する創薬基盤技術をフルに活用し、リード化合物(*)の同定やその最適化など積極的に創薬研究(*)を行ってまいります。

事業開発

キナーゼ(*)に関わる多様な技術を保有する当社と他の企業や研究機関などとの協業による新たな製品・サービスの開発、さらに当社の研究開発の成果に更なる付加価値をもたらすような事業機会を増やすことが課題です。そのために社外の様々なネットワークを駆使した新たな提携関係の構築や既存提携先との関係強化を推進してまいります。

生産体制

顧客・販売先の増加に備え、キナーゼタンパク質(*)の大量生産体制の確立、プロファイリング(*)サービスの処理能力増強を図るとともに、キナーゼタンパク質(*)の品質(活性・純度)を向上し、さらに海外顧客の求める期日までに納品できる体制を確固たるものにすることが課題です。そのために顧客の視点に立った改善および体制強化を推し進めてまいります。

販売体制

当社の顧客企業は、国内外市場において、製薬企業を中心に拡大し、売上高も対前年度比で連続して拡大しております。今後は、国内に比べ市場開拓の余地の大きな海外市場でのポジションを確固たるものにすることが課題です。このため、今後は、プラットフォーム(*)提供会社との提携強化や物流拠点を新たに海外に設置することも視野に入れ、様々なアプローチにより、海外顧客に対するサービスレベルを向上させることで新規顧客の開拓および売上の拡大に努めてまいります。

(注) *を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスクの要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。当社として必ずしも事業上のリスクとは考えていない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しています。なお当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事業等のリスクおよび本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えます。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 当社の事業に関するリスクについて

創薬支援事業

a．キナーゼ阻害薬(*)に特化するリスク

当社の創薬支援事業は、主としてキナーゼ(*)を対象商品としているため、キナーゼ阻害薬(*)の研究開発を進める製薬企業の減少により、当社の事業方針の変更を余儀なくされる可能性、または当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の予想どおりキナーゼ阻害薬(*)の研究開発に関連したアウトソースの市場が拡大しない場合、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

b．競合リスク

競合他社がキナーゼタンパク質(*)の提供種類を増やし、当社のみが販売している商品の数が減少または無くなる可能性があります。また、複数の同業他社の参入に伴う価格競争により業績が悪化する場合があります。

競合他社が画期的な技術で先行した場合、当社事業の優位性は低下する可能性があります。また、これらの競争に巻き込まれ、当社事業展開において当社が想定する以上の資金が必要となる可能性もあります。

創薬スピードが年々速まっており、当社は積極的な研究開発投資、優れた技術をもつ企業との提携、最先端技術への対応を進めていますが、その対応が遅れた場合、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

c．パートナーに影響されるリスク

当社のアライアンス先と当社事業の事業シナジーを創出するには、技術面での補完関係を前提としますが、双方の技術開発の進捗に大きな差が生じた場合、当社製品・サービスの開発が遅れ、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。キャリアパーライフサイエンス社の経営不振または経営方針の変更により、当社がプロファイリングサービスを行うに当たって使用する同社が製造する機器(LabChip3000)の整備や使用するチップの購入に支障が生じる場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当該機器と同等の機能を持った代替機がないため、機器の製造中止や保守が困難な場合、もしくは、測定部品の供給がされない場合は、当社の業績に影響を及ぼすことがあります。

d．契約リスク

「５ 経営上の重要な契約」に記載のとおり、OSI社との平成19年10月に締結した「COLLABORATION AND SERVICES AGREEMENT(共同サービス契約)」には一定の場合における解除事由等が定められており、OSI社側から当該解除の申し出があった場合や、更新拒絶、その他何らかの理由により契約の終了等が生じた場合には、当社の業績および今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

また、「５ 経営上の重要な契約」に記載のとおり、当社は東洋紡績株式会社とアッセイ(*)用キナーゼタンパク質(*)製品の販売に係る契約を締結しておりますが、同社の経営方針の変更あるいは何らかの事情により、本契約が解除、その他の理由で終了した場合、同社が販売経路を有する大学および公的研究機関等の売上が減少する可能性があります。さらに、本契約において同社に対してアッセイ(*)用キナーゼタンパク質(*)製品の日本国内における独占販売権を付与(但し、同契約が定める特定の顧客向けの東洋紡績株式会社による販売は小口包装品(5 μ g)に限られております。)していることから、当社は日本国内において他企業と同契約に抵触する内容の販売代理店契約を締結できません。

e．代替設備を利用する場合のリスク

X線結晶構造解析(*)サービスにおいて、何らかの理由により、韓国の放射光施設を利用できない場合、顧客へのサービス提供に遅れが生じる可能性があり、その場合には売上計上時期に遅れが発生することや顧客を逃す可能性があります。

f．製薬企業の研究部門を顧客とするリスク

当社は製薬企業の研究部門を顧客とします。製薬企業の創薬研究は、秘匿性が高く、その進捗により研究テーマ自体の変更が起こり得るなど不確定要素が多いため、当該進捗状況により、予定通り当社に対しての発注が行われない場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。特に欧米の製薬企業は日本の製薬企業と比較して研究テーマが多いことから、市場規模が大きい反面、個々の製薬企業の創薬研究において大きな変化が生じる可能性があり、その場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

創薬事業

a．キナーゼ阻害薬(*)の候補化合物の導出に関するリスク

予定よりも早い段階でキナーゼ阻害薬の候補化合物を導出する場合(例えば前期第2相臨床試験(フェーズ a)での導出を計画していたが、第1相臨床試験(フェーズ)での導出を行った場合)、契約締結時に受領する契約一時金の金額が予定額より変更され、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、候補化合物の導出には、導出先の製薬企業と諸条件について取り決めたとえ、契約を締結する必要があるため、双方の条件に隔たりがあり、当社の想定どおりに契約が締結できない場合、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

b．創薬支援事業と創薬事業を同時に手掛ける事業展開に関するリスク

当社は創薬支援事業と創薬事業を同時に手がける事業展開により、創薬支援事業で売上を立てながら、支出の先行する創薬事業を進めておりますが、創薬支援事業における収益の確保が計画通りに行えない場合は、創薬事業に関する事業方針の変更を余儀なくされ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 研究開発活動について

研究開発の進捗リスク

当社の創薬支援事業および創薬事業における研究開発が予定通り進捗しない場合、あるいは、既開発のキナーゼが増えるに従い新規キナーゼの開発が困難となるため、計画通りに新たな製品開発を行うことができない可能性があり、その場合、当社の事業方針、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

大学および公的研究機関との共同研究リスク

当社は、大学の研究者(教授)との間でアドバイザーとしての研究顧問契約を締結しておりますが、当該研究者は、大学教授と当社研究顧問の兼業を行っていることから、当社としましては、利益相反等の行為が発生しないように法的規制等を遵守してまいります。当社は、当該研究者との研究顧問契約を継続してゆく考えではありますが、法令改正等、何らかの事情により当該契約が解消された場合、助言・指導が受けられなくなり、当社の事業活動に支障をきたす可能性があります。また、大学との共同研究についても、当社の想定通り進捗しない可能性があります。

(3) クリスタルゲノミクス社との関係について

クリスタルゲノミクス社との共同研究契約に関するリスク

「５ 経営上の重要な契約」に記載のとおり、契約期間中、第三者との間において本契約が定めるターゲットについて同様の研究を行わないこととされていることから、契約が定めるターゲットに関する他企業との共同研究の機会を失う恐れがあります。

また、クリスタルゲノミクス社とは、「５ 経営上の重要な契約」に記載のとおり、当社との２社による共同研究だけでなく、SBIバイオテック株式会社を含む３社による共同研究も進めておりますが、本共同研究は当社の想定どおりに進捗する保証は無いため、将来当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、クリスタルゲノミクス社の経営方針の変更あるいは何らかの事情により、本共同研究契約が解除、その他の理由で終了した場合、当社の事業方針、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

クリスタルゲノミクス社との販売提携に関するリスク

クリスタルゲノミクス社の経営不振または経営方針の変更により、同社から共結晶(*)構造解析データが提供されない場合、同社からX線結晶構造解析(*)データが提供されない場合、化合物(*)の構造により共結晶(*)を取得することが困難な場合、化合物(*)の構造によりキナーゼ(*)の結晶構造を取得することが困難な場合、顧客への解析データの提供が納期に間に合わない場合、また、クリスタルゲノミクス社の経営方針の変更あるいは何らかの事情により、本販売提携に係る契約が解除、その他の理由で終了した場合、当社の業績および今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

クリスタルゲノミクス社との資本提携に関するリスク

クリスタルゲノミクス社が経営破綻した場合、または同社株式が大きく下落した場合、当社の業績および財政状態に影響が及ぶ可能性があります。また、同社への出資は外貨(ウォン)で行われているため、ウォンが将来、円に対して大きく変動した場合、当社の業績に影響が及ぶ可能性があります。

(4) 社内体制について

小規模であることの人材リスク

限られた人材の中で、業務執行上、取締役および従業員が持つ専門知識・技術・経験に負う部分があり、取締役および従業員の退職により当社の業務に影響が出る可能性があります。また、人材の採用が順調に進まない場合、計画している事業拡大に支障をきたす恐れがあります。

事業拡大に伴う人材確保のリスク

今後、当社が事業を積極的に展開する上で、優秀な人材を確保することが重要なファクターですが、人材の採用が順調に進まない場合、計画している事業拡大に支障をきたす恐れがあります。

(5) 経営成績

社歴が浅いことについて

当社は平成15年4月に設立された社歴が浅い会社であることから、業績の期間比較を行うための十分な財務数値が得られておりません。従って、過年度の経営成績および財政状態だけでは、今後の当社の業績を判断する材料としては十分な期間とは言えないと考えております。

当社は、創薬支援事業および創薬事業の研究開発活動を行ってきたことから、第1期から第4期まで当期純損失を計上しております。

なお、当社の設立以降の経営成績および財政状態は、「第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移」に記載の通りであります。

特定の販売先への依存について

当社の平成19年6月中間期における売上高の19.8%が万有製薬株式会社に対するものです。そのため、何らかの理由により同社の取引方針が変更され、当社との契約更新の拒絶、解除その他の理由により契約の終了等が生じた場合には、当社の経営成績および財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

特定の仕入先への依存について

当社の主な継続的な仕入先としては、八洲薬品株式会社(平成19年6月中間期の仕入全体に占める割合：51.5%)が挙げられ、その依存度が高くなっております。同社とは取引開始以来、良好な関係を継続しており、今後も仕入取引を継続していく方針であります。自然災害や不測の事態等により、同社から安定的な商品供給が受けられなくなり、かつ、速やかに代替先を確保することができなかった場合、または、同社の経営方針が変更となった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

輸出販売高と為替相場の変動について

当社の平成18年12月期における総売上高に対する輸出販売高の割合は23.8%、平成19年6月中間期における当該割合は25.8%と高くなっております。当社は、米国および欧州の製薬企業を顧客とするグローバルな販売活動を展開しておりますが、これに伴い、米ドルやユーロをはじめとする外貨での売上が計上されることに伴い、為替相場に大きな変動が生じた場合、当社の業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 知的財産権について

創薬事業における知財リスク

当社が創製した化合物(*)について、第三者によって既に特許出願されている等の理由により当社の想定どおりに特許が取得できない場合、又は第三者より特許侵害があるとして訴訟を提起された場合、当社の事業方針および業績に影響を及ぼす可能性があります。

創薬支援事業における知財リスク

当社の保有する多くの技術的ノウハウが、技術革新等により陳腐化した場合、また、第三者によって技術的ノウハウが先行的に特許出願され、権利化された場合、当社の技術の優位性が損なわれ、創薬支援事業の業績に影響が生じる可能性があります。

特許に関わる訴訟リスク

創薬支援事業に関し、当社が販売したキナーゼタンパク質(*)やアッセイ(*)用キットなどの製品、もしくは、当社が提供したプロファイリングサービス(*)やX線結晶構造解析(*)サービスなどの中に、第三者が特許を保有するキナーゼ(*)などがあった場合、特許侵害訴訟を提起され、当該製品の販売差止や当該サービスの提供禁止のほか、多額の賠償金の支払いを求められる可能性があります。

(7) 業界(バイオテクノロジー)

技術革新リスクについて

急激な技術革新等により、新技術への対応の遅れが生じた場合は、当社が保有する技術・ノウハウが陳腐化する可能性があります。また、必要な技術進歩を常に追求するためには、多額の費用と時間を要することから、これにより当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 法的規制について

遺伝子組換え生物等規制法について

平成16年2月に「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(遺伝子組換え生物等規正法)が施行されました。当社のキナーゼタンパク質(*)はリコンビナントタンパク質(*)であり、当社の施設の一部は当該法律が適用されます。今後、法改正等により規制が強化された場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(9) その他のリスク

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社の役員、従業員および社外協力者に対して新株予約権を付与しており、また、今後も優秀な人材を採用するため、役員および従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるため、そして、当社の中長期的な企業価値の向上を図るために、ストックオプションとして新株予約権を付与してゆく予定であります。今後、既存の新株予約権や将来付与する新株予約権が権利行使された場合には、当社株式の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。なお、平成20年1月末現在、発行済みの新株予約権は2,645株であり、公募増資前の発行済株式総数44,490株の5.95%に相当しております。

ベンチャーキャピタルおよび投資事業組合の株式保有比率について

本書提出日現在、ベンチャーキャピタルおよびベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合(以下、「VC等」)が所有している株式数は28,950株存在し、公募増資後の発行済株式総数に占める比率は54.43%であります。うち、14,700株(公募増資後、発行済株式総数に占める割合は、27.64%)については、株式会社ジャスダック証券取引所の規則等に基づき、上場日以降6ヶ月を経過する日(当該日において割当株式に係わる払込期日等以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係わる払込期日等以後1年間を経過する日)まで所有する旨の確約を行っております。

一般的に、VC等が未公開株式に投資を行う目的は、公開後に当該株式を売却してキャピタルゲインを得ることにありますので、VC等は当社の公開後において所有する株式の一部または全部を売却することが想定されます。当該株式売却により、一時的に需給のバランスの悪化が生じる可能性があります。当社株式の市場価格が低下する可能性があります。

事業所の一極集中について

当社は、本社機能および研究開発機能を神戸市のポートアイランドに構えております。

神戸市は、平成7年に阪神淡路大震災により大きな被害を受けました。その教訓を生かして、当社が入居している神戸国際ビジネスセンターは、平成13年に竣工した制震ダンパーシステムによる高い耐震性を有するビルですが、ビジネスの鍵になるキナーゼ(*)遺伝子については、火災などに備え、別のビル(神戸バイオメディカル創造センター)にもバックアップのため当該遺伝子を別途保管すると共に両施設の機器などについて損害保険をかけております。また、緊急時に被害を最小限にすべく対応できるように緊急時の社内連絡体制を整えています。

しかしながら、大規模な地震、台風や風水害その他の自然災害等の発生により、本社機能および研究開発機能が同時に災害等の甚大な被害を受けた場合、当社の研究開発設備等の損壊あるいは事業活動の停滞によって、当社の経営成績および財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

当社設備に関わる長時間の停電等による業務および製品への影響について

当社が研究開発機能を有する神戸市において、長時間の停電等によりキナーゼタンパク質(*)の製造および保管ならびに化合物(*)の評価設備の稼働等を中断する事象が発生した場合、キナーゼタンパク質(*)の製造の遅れにより当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、長時間の停電によりキナーゼタンパク質(*)を保管している冷凍庫が止まり、これに伴いキナーゼタンパク質(*)の失活により製品として出荷できず、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。さらに長時間の停電は、化合物(*)の評価設備(測定機器、分注機器等)の稼働を止めることから、顧客への製品納入が遅れる可能性があり、これにより当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

当社技術の情報漏洩について

当社が保有するキナーゼタンパク質(*)の製造技術やアッセイ(*)開発に関する技術等は、何らかの形で人材の流出が起こった場合、技術情報が流出する可能性があり、製品開発や製造に遅延の可能性があります。また、人材の流出は、社外へのノウハウの流出の可能性が考えられ、模倣製品の出現の可能性があります。これらのことにより、当社の技術的な優位性が維持できなくなり、当社の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

営業機密の漏洩について

当社が行う創薬支援事業におけるプロファイリング(*)・スクリーニング(*)サービスは、顧客である製薬企業から化合物(*)の情報を預かる立場にあります。従いまして、当社は、当社のすべての従業員との間において顧客情報を含む機密情報に係る契約を締結しており、さらに退職後も個別に同契約を締結して、顧客情報を含む機密情報の漏洩の未然防止に努めております。しかしながら、万一顧客の情報が外部に漏洩した場合は、当社の信用低下を招き、当社の経営に悪影響を及ぼす可能性があります。

創薬研究(*)と創薬支援事業を同時に行うことで制約を受ける可能性について

当社のプロファイリング(*)サービスの提供を望む顧客(製薬企業等)が当該サービスに係る契約を締結する際、当社が自ら創薬研究(*)を行っていることが、顧客にとって顧客情報の秘匿性確保についての懸念材料となる可能性があり、その場合、契約条件に制約事項が増え、その結果、当該サービスの採算性の悪化、または事業別に分社せざるを得ない等の可能性が考えられます。その場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(注) *を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

5 【経営上の重要な契約等】

当社の経営上の重要な契約は以下の通りであります。

(1) 共同研究開発に関する契約

契約書名	Collaborative Research Agreement(共同研究契約)
契約書相手方名	クリスタルゲノミクス社
契約締結日	平成16年6月1日
契約期間	平成16年6月1日から2年間。 その後は、契約終了日の3ヶ月前の文書による更新拒絶が無ければ1年毎の更新。
主な契約内容	当社とクリスタルゲノミクス社は相互に技術・ノウハウを提供し、創薬候補化合物を開発する。 当社は、キナーゼ(*)のアッセイ(*)に係わる技術・ノウハウを、クリスタルゲノミクス社は、キナーゼタンパク質(*)の三次元構造分析および新規リード化合物(*)の創製にかかわる技術・ノウハウを提供する。 両社は、当共同研究により得られた利益を折半する。 両社は、契約期間中、第三者との間において、本契約が定めるターゲットについて、同様の共同研究を行わない。

契約書名	Collaborative Research and Development Agreement(共同研究開発契約)
契約書相手方名	SBIバイオテック株式会社 クリスタルゲノミクス社
契約締結日	平成19年4月6日
契約期間	平成19年4月6日から2年間。ただし、3社の文書による合意により更新可。
主な契約内容	当社、SBIバイオテック株式会社およびクリスタルゲノミクス社は、リード化合物の最適化(*)を行い、開発候補化合物(*)を創製する。 当社は、リード化合物の最適化(*)およびプロファイリング(*)等を行う。 SBIバイオテック株式会社は、研究資金として、当社およびクリスタルゲノミクス社に当該共同研究開発契約において予め定められた金額を支払う。

(2) 共同事業に関する契約

契約書名	COLLABORATION AND SERVICES AGREEMENT(共同サービス契約)
契約書相手方名	OSI社
契約締結日	平成19年10月11日
契約期間	平成19年10月11日から2年間。契約終了日の60日以前の文書による通知により1年毎の延長更新が可能。 ただし、契約終了時点で顧客との受注プロジェクトが継続中であった場合、当該プロジェクトの終了日を本契約の終了日とする。 また、当社またはOSI社が契約違反を行った等の場合、もしくは 契約締結から6ヶ月以内に当該プロジェクトが実行されない場合、30日以前の書面による通知により、当社またはOSI社は契約を解約できる。さらに、両社は、6ヶ月以前の書面による通知により契約を解約できる。
主な契約内容	両社は、“Kinase Focused Leads Discovery Services”(キナーゼ(*)に焦点を当てた候補化合物(*)探索サービス)を提供し、当社が顧客と個別に“Project”契約を結びそのサービスを販売する。 サービスは、“Hit Generation”と呼ぶPhase1と、“Lead Generation”と呼ぶPhase2から構成され、両社がそれぞれ役割を定めてサービスを提供する。 当社は、日本の当社の顧客37社に対して、当該サービスの販売・マーケティングを当社の費用と責任で担当し、さらに顧客との交渉、契約締結を担当する。 契約当初2年間、双方の合意が無ければ、両社は本契約が定める顧客以外の顧客との間において、本契約が定めるのと同様のサービスを顧客に提供することができない。ただし、本契約以外のサービスであれば提供することができる。 当社は、当サービスの売上から、“Project”のそれぞれのPhaseに応じて定められた金額をOSI社に支払う。

(3) 販売に関する契約

契約書名	販売代理店契約
契約書相手方名	東洋紡績株式会社
契約締結日	平成17年12月16日
契約期間	平成17年12月1日から3年間。 その後は、双方の申し出が無ければ、1年毎の更新。 ただし、東洋紡績株式会社または当社は、やむを得ない事由のある場合に、書面による60日前の通知を持って本契約を解除することができる。
主な契約内容	当社は、東洋紡績株式会社に対し、キナーゼタンパク質(*)の販売代理店に指名し、日本国内における独占的販売権を付与する。ただし、小包装品以外のキナーゼタンパク質(*)の販売については、本契約が定める特定の顧客向けの販売は除かれるものとする。

契約書名	Exclusive Distributorship Agreement(独占的代理店契約)
契約書相手方名	キナーゼディテクト社
契約締結日	平成18年8月15日
契約期間	平成18年8月15日から2年間。 以後、120日前の事前文書通知がなければ1年ごとの更新。
主な契約内容	当社は、キナーゼディテクト社に対して、Protein Kinase試薬等に関し、スカンジナビア諸国(デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、フィンランドの4カ国)における独占的な販売権を与える。ただし、本契約締結以前の当社の顧客、ビジネスパートナーおよび当社との直接取引を望む顧客は除くものとする。

(4) 販売先との契約

契約書名	特別価格販売基本契約書
契約書相手方名	万有製薬株式会社
契約締結日	平成19年12月18日
契約期間	契約締結日より1年間、もしくは精算により基本契約金が不足又は全額精算されたときのいずれか早い方。但し、基本契約金の全額が精算されるまでは1年毎に自動更新される。また、いずれも、3ヶ月以前の書面による通知により契約を解約することができる。
主な契約内容	当社キナーゼタンパク質(*)及びそのアッセイ(*)キット等を万有製薬(株)に予め両社で合意した価格で基本契約金相当額まで販売することを定めた基本契約である。 万有製薬(株)より当社に対し基本契約金が予め支払われるものとし、個別の取引は、万有製薬(株)からの注文書によって、適宜行われ、都度、基本契約金から精算される。

(注) *を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

6 【研究開発活動】

当社は、キナーゼ阻害薬(*)を創製するための基盤となる技術「創薬基盤技術」を強化すべく、下記の通り研究開発活動を続けてまいりました。

当社は、今後とも創薬基盤技術型バイオベンチャーとして、積極的に研究開発活動を展開し、創薬支援事業においては製品・サービスの品揃えの充実、創薬事業においてはクリスタルゲノミクス社などの他社との共同研究にも注力することによるキナーゼ阻害薬(*)の候補化合物(*)の早期の導出を実現してまいります。

<当社の研究開発体制について>

当社の研究開発活動は、研究技術本部が中心となって行っております。研究技術本部には平成19年6月末現在、24名が在籍しております。うち7名が博士号を取得しております。また、プロテオミクス(*)、バイオインフォマティクス(*)等の専門家を有し、先端技術の蓄積を行っております。今後、事業の拡大に伴い、研究開発要員の増加および研究施設・設備への投資を計画しております。

<キナーゼ阻害薬(*)を創製するための基盤となる技術「創薬基盤技術」について>

Novartis AGのGleevec[®]を始めとするキナーゼ阻害薬(*)の成功例により、製薬企業はキナーゼ阻害薬(*)の研究開発を活発に進めており、このキナーゼ阻害薬(*)の研究活動の活発化に伴い、高純度・高品質ならびに網羅的な製品・サービスを揃える当社の創薬支援事業に対するニーズが高まり、また、当社のキナーゼ阻害薬(*)を創製するための技術(創薬基盤技術)は注目されています。この証左として、当社の売上高は対前年比で増加し続けております。このような状況の中、競合他社との更なる差別化を図るべく、積極的な研究開発活動により製品・サービスの品揃えを拡充してまいります。

また、当社は自社ならびに他社と共同でキナーゼ阻害薬(*)を創製しておりますが、早期のキナーゼ阻害薬(*)の導出ならびに創薬事業の収益化を目指しており、このためには、優秀な研究者の確保・育成や社内での技術的ノウハウの蓄積ならびに最先端の技術への早期対応を図るための積極的な研究開発活動を進め、創薬基盤技術の強化に努めてまいります。

<創薬事業における研究開発活動>

当社は以下のとおり自社研究および共同研究において、複数のキナーゼ(*)をターゲットとした創薬研究(*)プロジェクトを進めております。

(平成19年6月末現在)

研究テーマ	種類	共同研究パートナー	進捗状況
循環器系疾患を対象とするキナーゼ阻害薬(*)の研究	自社研究	—————	リード化合物の最適化(*)
免疫・アレルギーおよびがんを対象疾患とするキナーゼ阻害薬(*)の研究	共同研究	クリスタルゲノミクス社	リード化合物の最適化(*)
がんを対象疾患とするキナーゼ阻害薬(*)の研究	共同研究	SBIバイオテック株式会社 クリスタルゲノミクス社	リード化合物の最適化(*)

なお、当社と共同研究パートナーであるクリスタルゲノミクス社は提携関係を深めるべく、資本提携を行っております。当社は、平成16年12月にクリスタルゲノミクス社の株式を取得し、平成20年1月末現在、同社株式を144,300株(平成20年1月末時点の同社株式の総議決権の1.63%)を保有しております。一方、クリスタルゲノミクス社は当社株式を1,000株(平成20年1月末時点の当社株式の総議決権の2.25%)を保有しております。

<外部との連携について>

当社の創薬支援事業および創薬事業は、技術の革新および進歩の度合いが著しい分野に属しているため、社外のリソースを積極的に活用し、研究開発力の強化・技術力の向上に努めております。

基礎研究的な研究については大学との共同研究を行っており、優れた技術を保有する企業との業務提携、当社顧問に就任している大学の先生との連携による最新の情報および技術に対して速やかに対応できる体制を築いてまいります。

<当社の特許に係る方針および当社の技術について>

創薬事業においては、特許は事業の生命線であると考えており、積極的に取得する方針です。

他方、創薬支援事業においては、当社は高純度・高品質なキナーゼタンパク質(*)の製造方法やキナーゼ(*)活性の測定方法(アッセイ(*)条件)などの技術的ノウハウの社内蓄積を着実に進めることで効率的な製品の生産と製品レベルの向上などを図っております。

第4期事業年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

当事業年度における当社が支出した事業別の研究開発費の総額は、以下の通りです。

創薬支援事業	9,378千円
創薬事業	298,279千円

当事業年度における研究開発活動は、次のとおりであります。

(1) 創薬基盤技術の強化

キナーゼタンパク質(*)の品揃え、キナーゼパネル(*)の開発に注力した結果、当社が保有するキナーゼタンパク質(*)の数は、平成18年12月末時点で、248種類(*) (活性ミュータントキナーゼ(*), 非活性キナーゼ(*)および非活性ミュータントキナーゼ(*)を除く)となり、アッセイ(*)パネルにつきましても、業界初となる網羅的チロシンキナーゼ(*)に対するキナーゼパネル(*), 或いはMAPキナーゼ(*)に対するキナーゼパネル(*)などユニークで競争力のある4種類のパネル開発に成功しております。

生産技術につきましては、キナーゼタンパク質(*)の精製方法を改善し、高品質なキナーゼタンパク質(*)の製造方法を確立しました。またタンパク質結晶化のための技術開発などを進めました。

最新の質量分析装置を導入し、基質(*)の探索などアッセイ(*)系開発の効率化を進めました。また、LabChip3000(キャリパーライフサイエンス社の医薬品探索用スクリーニング(*)システム)と自動分注機の導入によるスクリーニング(*)の効率化を図りました。

(2) 創薬研究(*)

クリスタルゲノミクス社との2社共同研究

クリスタルゲノミクス社と共同研究契約を締結し、当社の有するキナーゼ(*)関連技術と、クリスタルゲノミクス社の有するキナーゼ(*)のタンパク質結晶化技術によりキナーゼ阻害薬(*)の研究開発を行っております。

当社は、平成16年6月、クリスタルゲノミクス社との間で、相互に技術・ノウハウを提供し、創薬候補化合物(*)を開発する共同研究契約を締結しました。当契約は、当社がキナーゼ(*)のアッセイ(*)に係わる技術・ノウハウを提供し、一方、クリスタルゲノミクス社が、タンパク質のX線結晶構造解析(*)および新規リード化合物(*)の創製にかかわる技術・ノウハウを提供することにより、創薬候補化合物(*) (キナーゼ阻害薬(*))を開発することを目的としています。発明の帰属に関しては、単独で発明されたものは個々の企業に、共同でなされたものは両社に帰属します。いずれの場合も、両社は無償で、発明を使用することが出来ます。当共同研究から生まれた新薬候補化合物(*)が導出された場合、その利益は両社で折半することになっています。

当事業年度においては、ガン、リウマチおよびアレルギーを対象疾患とする複数の創薬ターゲットを選び、クリスタルゲノミクス社が構築した化合物(*)ライブラリーに対してハイスループットスクリーニング(HTS)(*)を実施して得たヒット化合物(*)を可能性の高いものから順次選択し、キナーゼ阻害薬(*)の創製を共同で目指しております。

SBIバイオテック株式会社およびクリスタルゲノミクス社との3社共同研究

SBIバイオテック株式会社およびクリスタルゲノミクス社とキナーゼ(*)をターゲットとした創薬を進めております。本共同研究は、SBIバイオテック株式会社が知見を有するキナーゼ(*)に関するヒット化合物(*)探索および、結晶化のためのタンパク質大量発現系の構築を行なうものであり、共同研究契約を平成18年2月17日に締結しました。当社がアッセイ(*)系の構築、スクリーニング(*), 結晶化のためのキナーゼタンパク質(*)作製を実施、クリスタルゲノミクス社が化合物(*)ライブラリーの提供を行ない、複数の候補化合物(*)を同定しました。

大学との共同研究

国立大学法人愛媛大学とはガンに関する共同研究を、国立大学法人北海道大学とは、キナーゼ(*)に関連する共同研究などを行っております。また、公立大学法人大阪府立大学(理学系研究科生物科学専攻、構造生物学)とは、キナーゼ(*)のタンパク質結晶化に関する共同研究を行っております。また、同大学(理学系研究科生物科学専攻、生体分子科学分野・生命化学)とは、キナーゼ(*)と立体ペプチドとの相互作用解析による立体構造情報から低分子化合物(*)を設計する共同研究を行っております。また当社は、大学の研究者(教授)8名との間で当社アドバイザーとしての研究顧問契約を締結しております(平成18年12月末現在)。これは、当社の創薬支援事業、或いは創薬事業に関する事柄に対し、研究者夫々の専門的な知識・経験に基づく助言・指導を受けるものであります。

さらに、創薬ターゲットの探索を行うために、バイオインフォマティクス(*)技術を用いて、遺伝子解析やアミノ酸配列情報を解析し、研究の迅速化を図っております。

第5期中間会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

当中間会計期間における当社が支出した事業別の研究開発費は以下の通りです。

創薬支援事業	13,982千円
創薬事業	107,192千円

当中間会計期間における研究開発活動は、次のとおりであります。

(1) 創薬基盤技術の強化

キナーゼタンパク質(*)の品揃え、キナーゼパネル(*)の開発に注力した結果、当社が保有するキナーゼタンパク質の数は、平成19年6月末時点で256種類(*) (活性ミュータントキナーゼ(*), 非活性キナーゼ(*)および非活性ミュータントキナーゼ(*)を除く)となりました。

前期に導入したLabChip3000(キャリパーライフサイエンス社の医薬品探索用スクリーニング(*)システム)と自動分注機を活用し、プロファイリング(*)・スクリーニング(*)サービスの更なる効率化を図りました。

(2) 創薬研究(*)

自社創薬研究(*)

当社の有するキナーゼ(*)関連創薬基盤技術およびキナーゼ(*)創薬に関するノウハウを利用し、キナーゼ阻害薬(*)の自社創薬研究を開始しました。

クリスタルゲノミクス社との２社共同研究

当社の有するキナーゼ(*)関連技術と、クリスタルゲノミクス社の有するキナーゼタンパク質(*)結晶化技術によりキナーゼ阻害薬(*)の共同研究を行い、ガン、リウマチおよびアレルギーを対象疾患として、リード化合物の最適化(*)を進めました。

SBIバイオテック株式会社およびクリスタルゲノミクス社との３社共同研究

SBIバイオテック株式会社およびクリスタルゲノミクス社とキナーゼ(*)をターゲットとした創薬を進めております。本共同研究は、SBIバイオテック株式会社が知見を有するキナーゼ(*)に関するヒット化合物(*)探索および、結晶化のためのタンパク質大量発現系の構築を行なうものであり、共同研究契約を平成18年２月17日に締結しました。クリスタルゲノミクス社が保有する化合物(*)ライブラリーをスクリーニング(*)した結果、複数のリード化合物(*)を同定することができました。平成19年４月６日に、３社は複数の候補化合物(*)の中から１つの基本骨格を選択して化合物(*)の最適化を行なうことならびに研究成果に基づく利益については各社の費用負担に応じた分配を行うことを合意し、当該リード化合物(*)について最適化を行ないました。

大学との共同研究

国立大学法人愛媛大学とはガンに関する共同研究を、国立大学法人北海道大学および学校法人京都学園大学とはキナーゼ(*)に関連する共同研究などを行っております。また、公立大学法人大阪府立大学(理学系研究科生物科学専攻、構造生物学)とは、キナーゼ(*)のタンパク質結晶化に関する共同研究を行っております。また、同大学(理学系研究科生物科学専攻、生体分子科学分野・生命化学)とは、キナーゼタンパク質(*)と立体ペプチドとの相互作用解析による立体構造情報から低分子化合物(*)を設計する共同研究を行っております。

また当社は、大学の研究者(教授)８名との間で当社アドバイザーとしての研究顧問契約を締結しております(平成19年６月末現在)。これは、当社の創薬支援事業、或いは創薬事業に関する事柄に対し、研究者夫々の専門的な知識・経験に基づく助言・指導を受けるものであります。

さらに、創薬ターゲットの探索を行うために、バイオインフォマティクス(*)技術を用いて、遺伝子解析やアミノ酸配列情報を解析し、研究の迅速化を図っております。

(注) *を付している専門用語については、「第４ 提出会社の状況 ６ コーポレート・ガバナンスの状況」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針および見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。この財務諸表作成において、損益または資産の状況に影響を与える見積りの判断は、一定の会計基準の範囲内において過去の実績やその時点での入手可能な情報に基づき合理的に行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性存在するため、これらの見積りと異なる場合があります。なお、当社の財務諸表作成にあたり採用した会計方針は、「第5 経理の状況 財務諸表等(1)財務諸表 重要な会計方針」に記載のとおりであります。

(2) 過年度の業績推移について

当社は、平成15年4月に設立された社歴が短い会社であることから、成長の可能性を有する一方、将来の不確定要因も多いと考えられます。また、当社の事業基盤であるキナーゼ(*)創薬基盤技術の強化のために積極的な研究開発活動を行ってきたことから、第1期から第4期まで当期純損失を計上しており、過去の経営成績および財政状態等から今後の経営成績を判断することは困難であると思われま。なお、第1期は、平成15年4月10日から平成15年12月31日までの約9ヶ月間であり、決算期間が12ヶ月に満たない為、他の決算期との比較において留意が必要です。

なお、当社の設立以降の経営成績等は、以下の通りであります。

回次	第1期事業年度	第2期事業年度	第3期事業年度	第4期事業年度
決算年月	平成15年12月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月
売上高 (千円)	5,107	131,105	209,480	405,002
研究開発費 (千円)	94,657	272,184	392,799	307,658
経常損失() (千円)	154,746	386,442	517,693	269,771
当期純損失() (千円)	154,963	386,707	519,304	332,956
純資産額 (千円)	329,236	866,790	358,615	1,652,888
総資産額 (千円)	593,076	1,080,847	564,622	1,938,577

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 第3期および第4期の財務諸表については、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第1期および2期の数値については監査法人トーマツの監査を受けておりません。

(3) 当社の損益構造について

当社は、キナーゼ阻害薬(*)を創製するための基盤となる技術、「創薬基盤技術」を強化するために、積極的な研究開発に対する投資を行ってきたため、会社設立以来、営業損失を計上しておりますが、これまでの研究開発活動により蓄積してきた技術力により、創薬支援事業においては製品・サービスの品揃えならびに顧客である製薬企業への提案力が充実し、前年度比で連続して売上高が増加し、併せて当事業年度(平成18年12月期)の営業利益も黒字転換しました。一方で創薬事業においては、積極的な研究開発投資を行うことに伴う研究開発費の計上により、営業損失が続いております。創薬事業の売上は、研究開発の進捗により収入を得る仕組みであることから安定的でないこと、費用面では研究開発の進捗に応じて一時費用が発生するため、営業損益額は年度ごとに増減する傾向にあります。しかしながら、既に256種類のアッセイ(*)開発を終え、第5期中間会計期間(平成19年6月中間期)に化学研究部門を設置し、自社内での化合物の最適化を進めており、今後は、キナーゼ阻害薬(*)の候補化合物(*)を製薬企業へ導出し成果を得ることで、早期に当該事業の黒字化を図る計画です。このように、当社は創薬支援事業と創薬事業を同じ「創薬基盤技術」を駆使して展開しており、会社設立後4年という期間で、創薬支援事業での収益が会社全体の収益改善に貢献してきていることが特色です。

第3期事業年度、第4期事業年度および第5期中間会計期間の事業別の売上・営業損益および研究開発費は、以下の通りです。

回次 決算年月	第3期事業年度 平成17年12月期	第4期事業年度 平成18年12月期	第5期中間会計期間 平成19年6月中間期
売上高	209,480	405,002	265,532
創薬支援事業	169,480	357,474	251,127
創薬事業	40,000	47,527	14,404
研究開発費	392,799	307,658	121,175
創薬支援事業	192,722	9,378	13,982
創薬事業	200,076	298,279	107,192
営業損益(営業損失：)	518,443	256,300	47,993
創薬支援事業	269,522	106,571	100,140
創薬事業	248,920	362,872	148,134

(4) 財政状態の分析

第4期事業年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

当事業年度は、平成18年1月および同年3月に財務体質の強化を目的とした第三者割当増資を行った結果、現金及び預金が大幅に増加したことにより総資産は大きく増加いたしました。また、負債につきましては、投資有価証券(クリスタルゲノミクス社株式)の評価額の上昇に伴う繰延税金負債の増加やリース資産の減損に伴うリース資産減損勘定の計上により、79,681千円増加いたしました。純資産につきましては、前述の通り、増資により大幅に増加いたしました。

当事業年度末における総資産は前期末に比して1,373,954千円増加しております。その内訳として、流動資産は、現金及び預金の増資による1,580,000千円の増加と当期純損失332,956千円の計上に伴う減少を主な要因として、前事業年度末に比べて1,284,420千円増加しております。また固定資産は、プロファイリング・スクリーニングサービスの処理能力増強のための71,500千円の試験機器購入や保有する投資有価証券(クリスタルゲノミクス社株式)の時価上昇に伴う資産価値の増加、減価償却費の計上および減損損失の計上に伴う減少を主な要因として、前事業年度末に比べて89,534千円の増加しております。

また、当事業年度末における負債は285,689千円、純資産は1,652,888千円となり、負債純資産合計に占める純資産の割合は85.3%と上昇いたしました。負債は、借入金の返済に伴う50,000千円の減少がある一方で、保有する投資有価証券(クリスタルゲノミクス社株式)の時価上昇に伴う繰延税金負債の増加、創薬事業に係るリース資産の減損に伴うリース資産減損勘定の計上、年間契約の受注に伴う前受金の計上および「中小企業創業・経営革新等対策費補助金」の収受に伴う預り金の増加を主な要因として、前事業年度末に比べて79,681千円増加しております。一方、純資産は前事業年度末に比べて、当期純損失332,956千円を計上する一方で、増資により1,580,000千円増加しており、その結果、1,294,273千円増加しております。

第5期中間会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

当中間会計期間の総資産は、1,942,924千円となりました。これは主に、事業活動を行う上での運転資金として現金及び預金を使う一方で、保有する投資有価証券(クリスタルゲノミクス社株式)の時価上昇に伴う資産価値の増加、売上高の増加に伴う売掛金および棚卸資産の増加およびプロファイリング・スクリーニングサービスの処理能力増強のための試験機器の購入による固定資産の増加によるものです。

負債は、主に事業拡大に伴う未払金の20,649千円の増加および保有する投資有価証券(クリスタルゲノミクス社株式)の時価上昇に伴う繰延税金負債の増加により、前事業年度末に比べ29,235千円増加し、314,924千円となりました。

純資産は、中間純損失48,359千円を計上する一方で、保有する投資有価証券の時価上昇に伴うその他有価証券評価差額金が増加し、前事業年度末に比べ24,888千円減少し、1,627,999千円となり、当中間会計期間末の自己資本比率は83.8%となりました。

(5) 経営成績の分析

第4期事業年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

当事業年度の売上高は405,002千円を計上し、195,522千円の増加(前期比93.3%増)となりました。その内訳は、創薬支援事業が357,474千円(前期比110.9%増)、創薬事業が47,527千円(前期比18.8%増)となりました。創薬支援事業の売上高の内訳は、キナーゼタンパク質(*)の販売140,177千円、アッセイ(*)開発およびアッセイキットの販売60,406千円、プロファイリング(*)およびスクリーニング(*)サービスの提供91,188千円、その他(X線結晶構造解析(*)サービスの提供およびアノテーション(*)付化合物(*)ライブラリーの販売)65,702千円であります。一方、創薬事業の売上高の内訳は、オンコセラピー・サイエンス株式会社、クリスタルゲノミクス社および当社の3社によるキナーゼ阻害薬(*)の共同研究に係る収入およびSBIバイオテック株式会社、クリスタルゲノミクス社および当社の3社によるキナーゼ阻害薬(*)の共同研究に係る収入であります。

売上原価および売上総利益については、売上原価98,705千円(前期比76.1%増)、売上総利益306,296千円(前期比99.6%増)となりました。また、売上に占める売上総利益の割合は75.6%と前期に比べて2.4ポイント改善いたしました。

販売費及び一般管理費については、562,597千円(前期比16.3%減)となりました。これは主に、前年度において一時費用として発生していた研究開発費が当事業年度には発生しなかったためであります。

営業外収益は5,843千円(前期比53.8%減)となりました。これは、主に前年度において神戸市から支給を受けた「オフィス賃貸促進助成金」が当事業年度においては支給対象とならなかったためであります。

営業外費用は19,314千円(前期比62.3%増)となりました。その主たる増加要因は株式交付費の発生であります。

特別利益は131千円(前期は計上なし)となりました。一方、特別損失は62,365千円(前期は計上なし)となりました。これは主に、適用初年度となった「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、創薬事業に係る資産グループについて、主たる資産の経済的残存使用年数内に投資額の回収が見込めないと判断したこと、減損処理を行ったことによるものです。

以上の結果、大幅な売上増加を実現する一方で、キナーゼ(*)の品揃えの強化や創薬プロジェクト等、事業基盤強化のための研究開発投資が嵩み、当期純損失332,956千円となりましたが、売上の増加や経営の効率化により前期に比べて赤字額が縮小する結果となりました。

第5期中間会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

当中間会計期間の売上高は265,532千円を計上しました。その内訳は、創薬支援事業が251,127千円、創薬事業が14,404千円となりました。創薬支援事業の売上高の内訳は、キナーゼタンパク質(*)の販売122,754千円、アッセイ(*)開発およびアッセイキットの販売47,156千円、プロファイリング(*)およびスクリーニング(*)サービスの提供56,230千円、その他(X線結晶構造解析(*)サービスの提供およびアノテーション(*)付化合物(*)ライブラリーの販売)24,985千円であります。一方、創薬事業の売上高の内訳は、SBIバイオテック株式会社、クリスタルゲノミクス社および当社の3社によるキナーゼ阻害薬(*)の共同研究に係る収入14,404千円であります。

売上原価および売上総利益については、売上原価48,308千円、売上総利益217,223千円となり、売上に占める売上総利益の割合は81.8%となりました。

販売費及び一般管理費については、265,217千円となりました。このうち、研究開発費は121,175千円を計上し、キナーゼの品揃えの強化や創薬プロジェクト等について引き続き積極的な研究開発活動を行ってまいりました。

営業外収益は5,803千円となりました。これは主に、補助金収入および受取利息によるものであります。

営業外費用は3,767千円となりました。これは主に、支払手数料(上場関連費用)によるものであります。

特別損失は1,900千円となりました。これは、平成18年12月期と同様に、創薬事業に係る資産グループについて、主たる資産の経済的残存使用年数内に投資額の回収が見込めないと判断したこと、当該資産グループについて新たに購入した固定資産について減損処理を行ったことによるものです。

以上の結果、売上が伸張したものの、中間純損失48,359千円の計上となりました。

(6) 戦略的現状と見通し

創薬支援事業での売上を伸ばすことにより、平成22年12月期に会社としての黒字化を目指します。

(創薬支援事業について)

1) 販売戦略

当社は、最大の市場である北米に販売・物流拠点を設置し、欧州も含めての販売網を整備し、それにより、欧米市場でのシェア獲得を目指します。また、営業・学術機能を強化することで、顧客ニーズを製品およびサービス開発に反映し、確実な売上の拡大に繋げてまいります。

2) 製品開発戦略

積極的な新規キナーゼタンパク質(*)の研究開発を目指すとともに、顧客から依頼のあるカスタムベースの製品開発研究も併せて取り込めるよう研究開発体制を強化します。

(創薬事業について)

ガンやリウマチなどの炎症性疾患の画期的な治療薬を生み出すために、これらの病気の原因となっているキナーゼ(*)の働きを抑える化合物(*) (キナーゼ阻害薬(*))の探索(創薬)を続けてまいります。

1) 創薬戦略

従来、ターゲットの選定・アッセイ(*)系の構築などの基礎研究からリード化合物(*)の最適化による前臨床化合物(*)の創出(創薬研究(*))まで約5年程度かかっていた研究期間を、自社ですでに保有しているキナーゼタンパク質(*)・アッセイ(*)系を利用し、また最適化において重要なプロファイリング(*)技術を活用することにより、創薬研究(*)期間を短縮可能と考えております。

2) 研究開発戦略

当社の効率的な創薬技術を利用して創薬研究(*)開発活動を行っていくにあたり、(1)見出された新薬候補化合物(*)を適切な時期に製薬企業に導出する自社型、(2)研究初期より製薬企業とのスポンサー契約締結を行い、研究開発を進めていく受託型、および(3)当社と技術的な補完関係にある会社との共同研究型の3つのタイプを効率的に組み合わせて、パイプラインを充実させていく予定です。

(7) 資金の財源および資金の流動性について

当社は、創薬基盤技術の強化や創薬プロジェクトの推進のための研究開発投資に積極的に資金投下を行っております。この資金は製薬企業向けに創薬基盤技術を提供する創薬支援事業で獲得した資金ですが、当社は創業間もないベンチャー企業であり、さらに事業基盤強化に向けた積極的な研究開発投資を行っていることから、不足資金が生じており、その不足資金については、第4期事業年度は第三者割当増資を行い、調達しております。

なお、第4期事業年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「1 業績等の概要(2)キャッシュ・フローの状況」に記載しております。第5期中間会計期間についても同様に、「1 業績等の概要(2)キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(注) *を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第4期事業年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

当事業年度における設備投資の総額は86,183千円であり、その主な内容は、創薬支援事業におけるプロファイリング(*)サービスの効率化を目的として導入した研究開発設備(キャリアライフサイエンス社の医薬品探索用スクリーニング(*)システム: LabChip3000)71,500千円であります。これらの設備投資のための資金は、いずれも増資資金により賄いました。

第5期中間会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

当中間会計期間における設備投資の総額は30,579千円であり、その主な内容は、創薬支援事業におけるプロファイリングサービス(*)の効率化を目的として導入した研究開発設備(キャリアライフサイエンス社のマイクロプレート用分注装置)21,800千円であります。これらの設備投資のための資金は、いずれも当事業年度(平成18年12月期)の増資資金により賄いました。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成19年6月30日現在

事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物 付属設備	機械 及び装置	工具器具 備品	その他	合計	
本社 (神戸市中央区)	全社	統括業務施設、製造・研究施設	11,796	4,649	83,600	1,124	101,171	31〔2〕
BMAラボ (神戸市中央区)	創薬事業	研究施設	—	—	—	—	—	3

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェアおよび電話加入権であり、建設仮勘定は含んでおりません。

3 従業員数欄の〔 〕外書きは、臨時従業員(準社員およびパートタイマー)の年間平均雇用人員であります。

4 現在休止中の主要な設備はありません。

5 BMAラボの全ての資産について減損損失を計上したため、帳簿価額はありません。

6 BMAラボの従業員3名は、本社従業員が兼務しております。

7 本社およびBMAラボは賃借物件で、その概要は以下の通りです。

事業所名	床面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社	649.64	27,044
BMAラボ	142.00	6,986

8 上記の他、主要な賃借およびリース設備として、以下のものがあります。なお、創薬事業にかかるリース設備について減損損失を計上しております。

事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容	帳簿価格(千円)	
			工具器具備品	合計
本社 (神戸市中央区)	創薬事業	試験研究機器	—	—

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

平成20年1月31日現在

事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社 (神戸市 中央区)	創薬支援 事業	計測機器・ 試験管理機 器	51,000	—	増資資金	平成20年 5月	平成20年 8月	(注) 2
		生産設備	20,000	—	増資資金	平成20年 7月	平成20年 7月	(注) 3
		試験研究・ 分析機器	365,000	—	増資資金	平成21年 1月	平成22年 7月	(注) 4

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 キナーゼタンパク質(*)およびアッセイ(*)キットの品質向上のための計測機器およびプロファイリングサービスの信頼性向上のための試験管理機器の取得であり、生産能力の増加はありません。

3 キナーゼタンパク質(*)の生産能力は、100%増加になります。

4 キナーゼタンパク質(*)およびアッセイ(*)キットの新製品開発および品質向上のための分析機器およびキナーゼタンパク質(*)を始めとした創薬支援事業全般における生産・試験の効率化のための試験研究機器の取得であり、生産能力の増加はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

(注) *を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000
計	300,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名
普通株式	44,490	非上場
計	44,490	—

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成15年9月8日) 第1回		
	最近事業年度末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数	6個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	60株(注)2、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	5,000円(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成15年9月12日から 平成25年9月8日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,000円 資本組入額 5,000円 (注)2、5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は10個であり、平成15年9月8日開催の取締役会において上記条件の新株予約権6個の付与を決議しております。

2 当社は、平成16年5月6日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額が調整されております。

3 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

4 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数のみにて行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

5 当社が株式分割等により当該払込価額を下回る価額による下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により調整されるものとします。調整により生じる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

6 当該新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権は、その一部の株式につき行使することができる。

(2) その他の条件については、株主総会ならびに取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

7 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件
当社が解散したときは、新株予約権を取得する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成16年6月14日) 第2回		
	最近事業年度末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数	295個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)3	295株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)4	50,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月21日から 平成26年6月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 50,000円 資本組入額 50,000円 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

- (注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は715個であり、平成16年6月18日開催の取締役会において上記条件の新株予約権335個の付与を決議しております。以後、権利放棄により権利を喪失した個数を減じております。
- 2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

- 4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは会社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

5 当該新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、総会決議および新株予約権発行の取締役決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権者が権利を行行使できる条件に該当しなくなった場合および新株予約権者が株式予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその株式予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成16年6月14日) 第2回		
	最近事業年度末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数	70個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)3	70株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)4	50,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月21日から 平成26年6月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 50,000円 資本組入額 50,000円 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

- (注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は715個であり、平成16年6月18日開催の取締役会において上記条件の新株予約権70個の付与を決議しております。
- 2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

- 4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは会社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

5 当該新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、総会決議および新株予約権発行の取締役決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権者が権利を行行使できる条件に該当しなくなった場合および新株予約権者が株式予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその株式予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成16年6月14日) 第3回		
	最近事業年度末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数	90個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)3	90株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)4	50,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日から 平成26年6月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 50,000円 資本組入額 25,000円 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

- (注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は715個であり、平成16年8月20日開催の取締役会において上記条件の新株予約権150個の付与を決議しております。以後、権利放棄により権利を喪失した個数を減じております。
- 2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

- 4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは会社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

5 当該新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合および新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成16年6月14日) 第3回		
	最近事業年度末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数	160個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)3	160株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)4	50,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年10月1日から 平成26年6月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 50,000円 資本組入額 25,000円 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は715個であり、平成16年8月20日開催の取締役会において上記条件の新株予約権160個の付与を決議しております。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

5 当該新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (5) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合および新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成17年 1月24日) 第4回		
	最近事業年度末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年 1月31日)
新株予約権の数	60個(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 3	60株(注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注) 4	100,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年 1月25日から 平成27年 1月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注) 4	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

- (注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は160個であり、平成17年 1月24日開催の取締役会において上記条件の新株予約権60個の付与を決議しております。
- 2 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

- 4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとし、ます。

5 当該新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 発行時に当社の従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合および新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成17年 1月24日) 第5回		
	最近事業年度末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年 1月31日)
新株予約権の数	80個(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 3	80株(注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注) 4	100,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年 4月 1日から 平成27年 1月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注) 4	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

- (注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は160個であり、平成17年 3月11日開催の取締役会において上記条件の新株予約権100個の付与を決議しております。以後、権利放棄により権利を喪失した個数を減じております。
- 2 新株予約権 1個につき目的となる株式数は、1株であります。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

- 4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

5 当該新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行行使できる条件に該当しなくなった場合および新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成18年3月29日) 第7回		
	最近事業年度末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数	180個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)3	180株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)4	100,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月3日から 平成28年4月2日まで	平成20年4月3日から 平成28年3月28日まで (注)7
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は500個であり、平成18年3月29日開催の取締役会において上記条件の新株予約権180個の付与を決議しております。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとし、

5 当該新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合および新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

7 平成19年 8 月31日の臨時株主総会において、新株予約権の行使期間を「自 平成20年 4 月 3 日 至 平成28年 4 月 2 日」から「自 平成20年 4 月 3 日 至 平成28年 3 月28日」に変更することを決議しております。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成18年 3月29日) 第 8 回		
	最近事業年度末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年 1月31日)
新株予約権の数	190個(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 3	190株(注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注) 4	100,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年 7月18日から 平成28年 4月 2日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注) 4	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は500個であり、平成18年 7月14日開催の取締役会において上記条件の新株予約権190個の付与を決議しております。

2 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。

3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとしします。

5 当該新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合および新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成18年 3月29日) 第9回		
	最近事業年度末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年 1月31日)
新株予約権の数	40個(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 3	40株(注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注) 4	100,000円(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年10月16日から 平成28年 4月 2日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注) 4	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

- (注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は500個であり、平成18年10月13日開催の取締役会において上記条件の新株予約権40個の付与を決議しております。
- 2 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

- 4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとします。

5 当該新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合および新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成18年3月29日) 第10回		
	最近事業年度末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数	—	50個(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注) 3	—	50株(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(注) 4	—	100,000円
新株予約権の行使期間	—	平成21年1月4日から 平成28年4月2日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	—	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注) 4
新株予約権の行使の条件	—	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	—	(注) 5
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は500個であり、平成18年12月15日開催の取締役会において上記条件の新株予約権50個の付与を決議しております。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとしします。

5 当該新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合および新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

会社法第238条及び会社法第239条の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成19年 3 月29日) 第11回		
	最近事業年度末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年 1 月31日)
新株予約権の数	—	980個(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注) 3	—	980株(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(注) 4	—	100,000円
新株予約権の行使期間	—	平成22年 4 月16日から 平成29年 3 月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	—	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注) 4
新株予約権の行使の条件	—	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	—	(注) 6

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は2,000個であり、平成19年 4 月13日開催の取締役会において上記条件の新株予約権980個の付与を決議しております。

2 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。

3 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてののみ行われ、調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転等を行う場合等、目的である株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める目的である株式数の調整を行うことができるものとします。

4 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとします。

5 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (5) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

6 本新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画および当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

会社法第238条及び会社法第239条の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成19年 3月29日) 第12回		
	最近事業年度末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年 1月31日)
新株予約権の数	—	390個(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注) 3	—	390株(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(注) 4	—	100,000円
新株予約権の行使期間	—	平成22年 7月17日から 平成29年 3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	—	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注) 4
新株予約権の行使の条件	—	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	—	(注) 6

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は2,000個であり、平成19年 7月13日開催の取締役会において上記条件の新株予約権390個の付与を決議しております。

2 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。

3 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてののみ行われ、調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転等を行う場合等、目的である株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める目的である株式数の調整を行うことができるものとします。

4 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとします。

5 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (5) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者で締結した「新株予約権割当契約書」によるものとする。

6 本新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 被割当者が本新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画および当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成15年4月10日 (注) 1	200	200	10,000	10,000	—	—
平成15年8月9日 (注) 2	884	1,084	44,200	54,200	—	—
平成15年9月30日 (注) 3	370	1,454	92,500	146,700	92,500	136,700
平成15年12月25日 (注) 4	490	1,944	122,500	269,200	122,500	215,000
平成16年5月6日 (注) 5	17,496	19,440	—	269,200	—	215,000
平成16年11月1日 (注) 6	5,900	25,340	295,000	564,200	295,000	510,000
平成16年11月26日 (注) 7	2,350	27,690	117,500	681,700	117,500	627,500
平成16年12月27日 (注) 8	1,000	28,690	50,000	731,700	50,000	677,500
平成18年1月27日 (注) 9	6,600	35,290	330,000	1,061,700	330,000	1,007,500
平成18年3月7日 (注) 10	9,200	44,490	460,000	1,521,700	460,000	1,467,500
平成19年3月29日 (注) 11	—	44,490	—	1,521,700	1,393,932	73,567

(注) 1 設立 発行価格50,000円 資本組入額50,000円

2 有償第三者割当 発行価格50,000円 資本組入額50,000円

割当先 役員4名、従業員13名、社外協力者10名

3 有償第三者割当 発行価格500,000円 資本組入額250,000円

割当先 ベンチャーキャピタル1社、投資事業組合1名、事業会社5社

4 有償第三者割当 発行価格500,000円 資本組入額250,000円

割当先 ベンチャーキャピタル1社、投資事業有限組合6名、事業会社1社

5 平成16年5月6日に株式1株につき10株の株式分割を行っております。

6 有償第三者割当 発行価格100,000円 資本組入額50,000円

割当先 ベンチャーキャピタル3社、投資事業組合10名、金融機関1社

7 有償第三者割当 発行価格100,000円 資本組入額50,000円

割当先 ベンチャーキャピタル1社、投資事業組合3名、金融機関1社、事業会社1社

8 有償第三者割当 発行価格100,000円 資本組入額50,000円

割当先 事業会社1社

9 有償第三者割当 発行価格100,000円 資本組入額50,000円

割当先 ベンチャーキャピタル1社、投資事業組合8名

10 有償第三者割当 発行価格100,000円 資本組入額50,000円

割当先 ベンチャーキャピタル1社、投資事業組合18名、金融機関2社、事業会社2社

11 平成19年3月29日開催の定時株主総会において、資本準備金を1,393,932千円減少し欠損填補することを決議しております。

(5) 【所有者別状況】

平成20年1月31日現在

平成20年1月31日現在

区分	株式の状況								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	2	2	52	1	—	29	86	—
所有株式数 (株)	—	300	900	31,450	1,000	—	10,840	44,490	—
所有株式数の 割合(%)	—	0.67	2.02	70.69	2.25	—	24.37	100.00	—

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 44,490	44,490	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	44,490	—	—
総株主の議決権	—	44,490	—

【自己株式等】

平成20年1月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法および会社法に基づき、当社の取締役、監査役、従業員および社外協力者に対して、新株予約権を発行することを下記株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

新株予約権(平成15年9月8日臨時株主総会決議)

第1回	
決議年月日	平成15年9月8日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者3名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 社外協力者1名は、付与時には社外協力者でしたが、その後、当社社外取締役に就任しております。

新株予約権(平成16年 6 月14日臨時株主総会決議)

第 2 回	
決議年月日	平成16年 6 月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名(注) 1 当社監査役 1名 当社従業員 17名(注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1 平成20年 1 月31日現在におきましては、付与対象者である当社取締役のうち 4 名は、付与された全ての新株予約権各 5 株(合計20株)放棄し、また、取締役 1 名(平成19年 3 月29日に退任)は付与された一部の新株予約権 5 株を放棄し、その結果、新株発行予定数は25株失効しております。
- 2 平成20年 1 月31日現在におきましては、付与対象者である当社従業員は退職により 3 名減少し、14名であり、これに伴い新株予約権を15株放棄し、その結果、新株発行予定数は15株失効しております。

新株予約権(平成16年 6 月14日臨時株主総会決議)

第 2 回	
決議年月日	平成16年 6 月14日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 2 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

新株予約権(平成16年 6 月14日臨時株主総会決議)

第 3 回	
決議年月日	平成16年 6 月14日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 6 名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 当社従業員 1 名は、付与時には当社従業員でしたが、その後、当社取締役役に就任しております。
平成20年 1 月31日現在におきましては、付与対象者である当社従業員は退職により 3 名減少し、2 名であり、これに伴い新株予約権を60株放棄し、その結果、新株発行予定数は60株失効しております。

新株予約権(平成16年 6 月14日臨時株主総会決議)

第 3 回	
決議年月日	平成16年 6 月14日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 8 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

新株予約権(平成17年 1 月24日臨時株主総会決議)

第 4 回	
決議年月日	平成17年 1 月24日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

新株予約権(平成17年 1 月24日臨時株主総会決議)

第 5 回	
決議年月日	平成17年 1 月24日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 5 名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 平成20年 1 月31日現在におきましては、付与対象者である当社従業員は退職により 1 名減少し、4 名であり、これに伴い新株予約権20株を放棄し、その結果、新株発行予定数は20株失効しております。

新株予約権(平成18年 3 月29日定時株主総会決議)

第 7 回	
決議年月日	平成18年 3 月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 8 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

新株予約権(平成18年 3 月29日定時株主総会決議)

第 8 回	
決議年月日	平成18年 3 月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2 名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 当社従業員 1 名は、付与時には当社従業員でしたが、その後、当社取締役就任しております。

新株予約権(平成18年 3 月29日定時株主総会決議)

第 9 回	
決議年月日	平成18年 3 月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

新株予約権(平成18年 3 月29日定時株主総会決議)

第10回	
決議年月日	平成18年 3 月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

新株予約権(平成19年 3 月29日定時株主総会決議)

第11回	
決議年月日	平成19年 3 月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2 名 当社従業員21名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

新株予約権(平成19年 3 月29日定時株主総会決議)

第12回	
決議年月日	平成19年 3 月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1 名 当社従業員 4 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

配当に関しては年1回の期末配当ならびに業績に応じて中間配当を行うことを基本方針としておりますが、現時点においては当期純損失を計上しており、創業以来利益配当は実施しておりません。

当社は、商品開発、競争力強化および創薬のための先行投資として、研究開発費への積極的な資金投入を行ってまいりましたが、今後も引き続き研究開発活動へ積極的に資金を投入し、経営基盤の強化や収益力の向上を図る方針です。従いまして、当面は資金を研究開発活動に充当する方針ですが、株主への利益還元も、重要な経営課題と認識しており、今後の経営成績および財政状態を勘案し、利益配当についても検討してまいります。

剰余金の配当は、毎年12月31日の期末配当並びに6月30日の中間配当を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	吉 野 公一郎	昭和24年 3月25日	昭和49年 4月 平成10年 4月 平成11年 4月 平成15年 4月 平成16年 4月	鐘紡株式会社入社 同社 創薬研究所資源探索研究部長 日本オルガノン株式会社入社 医薬研究部長 当社代表取締役社長就任(現任) 国立大学法人大阪大学 特任教授 (現任)	(注) 3	2,000
取締役 会長	—	津 木 憲 紘	昭和18年 4月 4日	昭和42年 4月 平成 8年 4月 平成11年 4月 平成15年 4月	鐘紡株式会社入社 同社 取締役待遇 医薬事業部長 兼力ネボウ薬品株式会社 取締役 医薬営業担当 日本オルガノン株式会社入社 取締役副社長就任 当社取締役会長就任(現任)	(注) 3	800
取締役	研究技術 本部長	石 黒 啓 司	昭和32年 4月 3日	昭和63年 4月 平成10年 5月 平成14年 9月 平成15年 4月 平成18年 6月	学校法人藤田学園 藤田保健衛生 大学 総合医科学研究所 着任 同大学 総合医科学研究所 助教授 日本オルガノン株式会社入社 医薬研究所室長 当社取締役研究本部長就任 当社取締役研究技術本部長(現任)	(注) 3	400
取締役	知的財産・ 法務、 経営企画部長	相 川 法 男	昭和23年10月23日	昭和47年 4月 平成 8年 6月 平成11年 4月 平成15年 4月 平成16年 3月 平成19年 9月	鐘紡株式会社入社 同社 薬品特許部長 日本オルガノン株式会社入社 特許・商標室長 当社監査役就任 当社取締役知的財産・法務部長、 経営企画部長就任(現任) 当社取締役知的財産・法務、経営 企画部長(現任)	(注) 3	700
取締役	営業部長	原 隆	昭和37年 4月28日	昭和61年 4月 平成11年10月 平成16年 9月 平成18年12月	株式会社医学生物学研究所入社 宝酒造株式会社入社 当社入社 営業部長 当社取締役営業部長就任(現任)	(注) 3	—
取締役	事業開発 担当	加 藤 寛 樹	昭和37年 5月 8日	平成元年11月 平成15年 4月 平成17年 6月 平成18年 7月 平成18年12月 平成19年 9月	株式会社日立製作所入社 同社 CVC室パートナー 株式会社雪国まいたけ取締役兼執 行役員 営業本部長兼販売促進部長 当社入社 事業開発担当 当社取締役事業開発部長就任 当社取締役事業開発担当(現任)	(注) 3	—
取締役	経営管理部長	島 川 優	昭和34年12月 6日	昭和59年 4月 平成16年 8月 平成19年 6月 平成19年 7月 平成19年 9月	株式会社日立製作所入社 日立(中国)有限公司 副総経理 当社入社 経営管理本部長 当社取締役経営管理本部長就任 当社取締役経営管理部長(現任)	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (注) 2	—	飯 野 智	昭和40年 7 月 9 日	平成元年 4 月 平成12年 3 月 平成15年11月 平成16年 2 月 平成19年12月	株式会社日立製作所入社 シーエスケイベンチャーキャピタル株式会社(現 CSKベンチャーキャピタル株式会社)入社 当社社外取締役就任(現任) CSKベンチャーキャピタル株式会社取締役(現任) 株式会社ARTHUR代表取締役就任(現任)	(注) 3	—
取締役 (注) 2	—	金 丸 洋 一	昭和23年 9 月21日	昭和47年 4 月 平成 8 年 7 月 平成12年 6 月 平成13年11月 平成15年11月 平成18年 3 月	沖電気工業株式会社入社 Oki Advance Products, Oki America, Inc. 取締役社長 株式会社沖データ 執行役員経営戦略室長 有限会社アップルグローヴ・ハウス代表取締役(現任) 当社社外取締役就任(現任) ハッピー・エルダー株式会社 代表取締役(現任)	(注) 3	200
監査役 (常勤) (注) 1	—	有 田 篤 雄	昭和18年 7 月15日	昭和41年 4 月 平成 8 年 7 月 平成12年 7 月 平成16年 3 月	鐘紡株式会社入社 同社 事業統括室長 カネボウ厚生年金基金常務理事 当社監査役就任(現任)	(注) 4	—
監査役 (注) 1	—	小笠原 嗣 朗	昭和14年 7 月23日	昭和38年 4 月 平成 2 年10月 平成 7 年 6 月 平成 8 年 3 月 平成 8 年 6 月 平成14年 6 月 平成17年 3 月	東レ株式会社入社 同社 国際部長兼経営企画室主幹 東洋プラスチック精工株式会社 取締役管理本部長 中外製薬株式会社入社 同社 取締役国際事業部長 同社 常勤監査役 当社監査役就任(現任)	(注) 4	—
監査役 (注) 1	—	中 井 清	昭和18年 9 月 1 日	昭和42年 4 月 平成17年 3 月 平成19年 3 月	中井司法書士事務所開業 所長就任(現任) 当社監査役就任(現任) 大阪司法書士協同組合理事長 (現任)	(注) 4	100
計							4,200

- (注) 1 監査役有田篤雄、小笠原嗣朗および中井清は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 2 取締役飯野智および金丸洋一は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 3 取締役の任期は、平成19年12月11日開催の臨時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。
- 4 監査役の任期は、平成19年12月11日開催の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の健全性ならびに透明性を高めることを通じて企業価値の最大化を図ることが重要であると考えております。このため、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題と認識し、業務執行に対する厳正な監督機能の充実や内部統制システムに基づく業務執行の妥当性、違法性ならびに効率性のチェック・管理機能を有効に発揮させることによって、経営の健全性ならびに透明性の向上に積極的に取り組んでおります。さらに役員および従業員のコンプライアンスの徹底についても、重要施策として積極的に取り組んでおります。

(2) 会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況等

会社の機関の基本説明

当社は、会社の機関として、会社法に規定する取締役会および監査役会制度を採用しております。取締役会は、経営の重要事項に関する意思決定および取締役の職務執行の監督機関として機能しており、監査役は、取締役の職務執行を監査しております。

a 取締役会

取締役会は、平成20年1月末時点で取締役9名(うち2名が社外取締役)により構成し、社外取締役の起用により、社外の多角的な視点を取り入れたうえ、重要な意思決定を行うことができる仕組みを構築しております。

定時取締役会は月1回、臨時取締役会は必要に応じ随時開催し、当社の業務執行に関する意思決定を行い、取締役の職務執行を監督しております。また、取締役会には、取締役のほか監査役も出席し、監査役は取締役会における職務執行の決定に対して監視を行っております。

b 監査役会

監査役会は監査役3名(全て社外監査役、うち1名は常勤監査役)で構成されております。

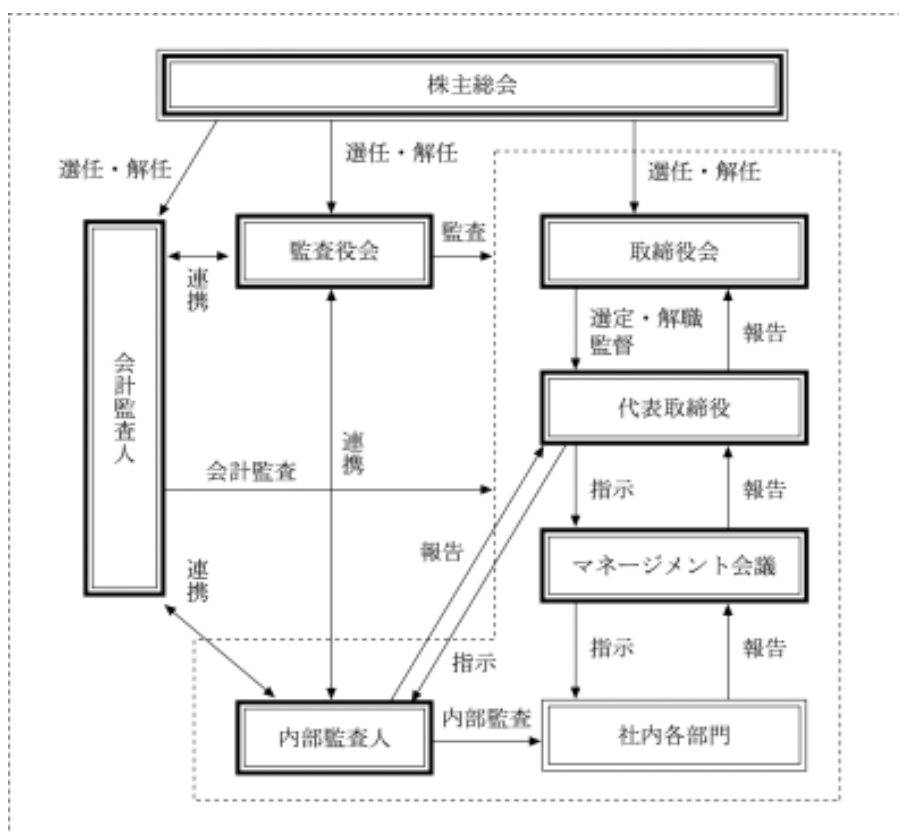
監査役会は、毎月1回、定例の監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時的監査役会を開催し、監査役会で定めた監査方針および監査計画に従い、監査状況の確認および協議を行うほか、内部監査人および会計監査人とも連携し、監査の有効性ならびに効率性を高め、経営の適法性や効率性について総合的に監査する機関として機能しております。また、各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務分担に従い、取締役会、マネジメント会議およびその他の重要会議に出席するほか、取締役からの報告内容の検証、会社の業務および財産の状況に関する調査等を行い、必要に応じて取締役および取締役会に意見を表明する等、適宜、必要な業務監査および会計監査を厳正に実施しております。

なお、監査役は全員が社外監査役であることから、社外の独立した立場から経営に対する監査を行うことで、経営の透明性ならびに公平性を一層高めております。

c マネージメント会議

当社は、社内取締役 7 名、幹部社員(部長職) 4 名および常勤監査役 1 名から構成されるマネージメント会議を設置し、原則週 1 回開催しております。マネージメント会議は、取締役会で決定した基本方針に基づき、全社ならびに各部門の経営課題等を審議するとともに、業務遂行に係る協議ならびに報告が適宜行われ、業務遂行上のチェック機能を果たしております。さらに、マネージメント会議においては、取締役会上程前の議案についての審議が行われることで、経営課題の最終決定に至る過程の透明性が高まるとともに、効率的な会社運営が図られております。なお、マネージメント会議で行われた業務遂行に係る協議および報告の内容は、取締役会にて報告されております。

当社の会社の機関およびコーポレート・ガバナンスの状況は、次のとおりであります。



内部統制システムの整備の状況

当社は、職務分掌規程および職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織ならびに人に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くような取り組みを行っております。

さらに内部監査人が、各部署の業務執行の妥当性、違法性並びに効率性についてのチェックならびに検証を行うために、内部監査計画に基づく内部監査のほか、必要に応じて適時監査を行っております。また、内部監査人は、毎月1回監査役との意見交換を行い、内部監査の実効性向上に努めております。

内部監査および監査役監査の状況

当社では、経営管理部長および知的財産・法務、経営企画部長の2名が内部監査人として全部門を対象に必要な内部監査を定期的実施しており、内部監査の結果を全て代表取締役社長に報告し、常勤監査役に対しては、直接、監査実施内容および改善状況の報告を適時行っております。また、内部監査人は各監査役と密接な連携を取っていることから、各監査役は常に内部監査状況を把握しております。更に内部監査人は、会計監査人と定期的に情報共有のための会合を開くなど、連携を図っております。

各監査役は、取締役会への出席のほか、取締役等から直接業務執行についての聴取、マネジメント会議への出席および重要な決議資料等の閲覧などを行っております。また各監査役は、定期的に会計監査人と協議し、監査内容に関する意見交換を行うなどの連携を図っております。

会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等は以下のとおりであります。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人	継続監査年数
指定社員 業務執行社員	中 西 清	監査法人トーマツ	(注) 1
	寺 田 勝 基		
	井 上 嘉 之		

(注) 1 継続監査年数は、全員7年以内であるため記載を省略しております。

2 会計監査業務にかかる補助者の構成は、公認会計士3名、会計士補等2名です。

社外取締役および社外監査役と提出会社との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係

a 社外取締役

当社の社外取締役は、飯野智および金丸洋一の2名であり、飯野智は、当社株式を保有する投資事業有限責任組合を運営するCSKベンチャーキャピタル株式会社の取締役であります。当社との人的関係、取引関係およびその他の利害関係はありません。また、金丸洋一は、当社株式200株および新株予約権53個(80株)を保有しておりますが、当社との人的関係、取引関係およびその他の利害関係はありません。

b 社外監査役

当社の社外監査役は、有田篤雄、小笠原嗣朗および中井清の3名であり、有田篤雄は、当社新株予約権35個(35株)を保有しておりますが、当社との人的関係、取引関係およびその他の利害関係はありません。中井清は当社株式100株を保有しておりますが、当社との人的関係、取引関係およびその他の利害関係はありません。また、小笠原嗣朗と当社との資本的关系、人的関係、取引関係およびその他の利害関係はありません。

(3) リスク管理体制の整備の状況

当社は、事業活動全般にわたり発生する可能性のある様々なリスクのうち、経営戦略上の重大なリスクに関しては、関連部署と経営管理部においてリスク分析およびその対応策等の検討を実施し、また必要に応じて外部の専門家に照会を行ったうえで、マネジメント会議または取締役会において当該リスク情報の共有化ならびにリスク回避の方策に関する審議ならびに決定を行っております。また、業務上のリスクに関しては、関連部署と経営管理部においてリスク分析およびその対応策等の検討を実施し、また必要に応じて外部専門家に照会を行ったうえで、リスクを最小限に留める適切な対処を行っております。

また、定期的実施される内部監査人による内部監査を通じて、様々なリスクを未然に防止するよう努めるとともに、リスク管理体制の有効性を検証しております。

更に、近年、企業運営において重要な経営リソースである情報システムに関しては、当該システムに係るリスク回避策として、システム障害時の早期復旧のためのセキュリティ対策やコンピューターウィルスの侵入やハッカーの妨害を回避するために必要と考えられる対策を積極的に講じております。

(4) 役員報酬の内容

第4期事業年度における当社の取締役および監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

区分	支給人員	支給額
取締役会 (うち社外取締役)	9名 (2名)	67,400千円 (7,200千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	6,000千円 (6,000千円)

(5) 監査報酬の内容

第4期事業年度における会計監査人に対する報酬は、以下のとおりであります。

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	6,500千円
上記以外の業務に基づく報酬	1,180千円
合計	7,680千円

(6) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

(7) 取締役の選任の要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨を定款で定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件の変更

当社は、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行なうことを目的とするものです。

(9) 株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

自己の株式の取得に関する事項

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して機動的な資本政策を遂行することを可能にするために、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

中間配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を行なう機会を増加させるために、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会決議によって中間配当を行なうことができる旨を定款で定めております。

<用語解説> (アルファベット、あいうえお順)

* ATP(Adenosine 5'-triphosphate)

ATPとは、アデノシン(5'-)三リン酸の略称で、体の中でつくられる高エネルギー化合物(*)のことです。ATPは、核酸などを構成する、アデニン(塩基)とリボース(糖)からなるアデノシンの糖の水酸基(OH基)にリン酸が三つ連続して結合した構造をもっています。このリン酸基同士の結合は、エネルギー的に不安定で、リン酸基の加水分解による切断反応や、キナーゼ(*)の働きによって他の分子にリン酸基が転移する反応の際に、エネルギーが放出されます。

* ELISA法(Enzyme-linked ImmunoSorbent Assay)

ELISA法とは、免疫学的測定方法の一種で、サンプル中に含まれる微量の目的物質を、酵素標識された抗体を用い、抗原抗体反応を利用して定量的に検出する方法です。

キナーゼ(*)活性を測定する場合には、キナーゼ(*)によりリン酸化(*)された基質(*)の量をELISA法によって測定します。

* FITCラベル

酵素などの機能を調べる際に、その酵素が細胞内のどこに存在しているか(分子の局在)を調べるのが重要です。酵素分子の局在を調べるときに、酵素に目印を付けそれを追っていくことがよく行われます。フルオレセインイソチオシアネート(fluorescein isothiocyanate ; FITC)は、黄緑色の蛍光を発有する化学物質で、酵素などに目印を付けるために使用され、FITCで目印を付けることをFITCラベルと言います。

* IMAPTM法

IMAPTM法は、蛍光偏光(*)測定法の一種で、蛍光ラベルされたペプチドが、キナーゼ(*)反応によってリン酸化(*)されてホスホペプチドに変換されます。これに、微小粒子(IMAPTMビーズ)を加えて複合体を形成させ、その結果引き起こされる蛍光偏光(*)の上昇を測定する方法です。当社ではこの測定方法を利用してキナーゼ(*)反応を測定するキットを販売しています。IMAPTMは、MDS, Inc. (カナダ)のトレードマーク(商標)です。

* MAPキナーゼ

MAPキナーゼとは、Mitogen-Activated Protein kinase(マイトージェン活性化プロテインキナーゼ)の略で、細胞増殖促進物質であるマイトージェンで処理した細胞が増殖したことからこの名前が付けられました。現在30種類以上のMAPキナーゼが存在することが明らかになっています。上流のキナーゼ(*)が順次下流のキナーゼ(*)をリン酸化(*)し、最終的に遺伝子転写因子(*)をリン酸化(*)して種々の生物学的変化を引き起こします。種々の疾患(ガンや炎症性疾患等)の発症や進展に関与することが知られています。

* Mobility Shift Assay法

Mobility Shift Assay法とは、一般的に、タンパク質や核酸を短時間にゲルやカラム中で電気泳動し、その分子量や電荷の違いによって移動度が異なることを利用して分離する方法です。キナーゼ(*)活性の測定では、キナーゼ(*)によりリン酸化(*)された基質(*)は、リン酸化(*)されていない基質(*)に比べてリン酸基の分だけ電荷がマイナス(陰性)に変化します。この変化を電気泳動の原理で分離して、リン酸化(*)の程度を定量します。この方法を利用して、分離を短時間に高感度で行えるようにしたのがキャリパーライフサイエンス社のLabChip3000です。当社ではこの測定機を用いて多くのキナーゼ(*)の活性を測定することができます。

* SBDD(ストラクチャー・ベース・ドラッグデザイン)

SBDDとは、X線結晶構造解析(*)により明らかにされた薬物標的タンパク質の立体構造情報に基づいて行われる論理的創薬手法です。SBDD創薬は1980年代後半から、薬剤開発研究の現場において急速に定着してきており、抗HIV薬Ritonavir®(プロテアーゼ阻害剤)、慢性骨髄性白血病治療薬Gleevec®(Bcr-Ablキナーゼ阻害剤)などの医薬品の短期開発に大きく寄与しています。

* TR-FRET (Time-Resolved Fluorescence Resonance Energy Transfer)法

TR-FRET法は、時間分解蛍光(Time-Resolved Fluorescence)と蛍光共鳴エネルギー転移(Fluorescence Resonance Energy Transfer)とを組み合わせたタンパク質同士の相互作用を測定する方法のことをいいます。ユーロピウムに代表されるランタニドは蛍光寿命が非常に長い蛍光物質で、通常の蛍光が消失した後でも蛍光強度を測定することができます。この特長を利用したランタニドキレートによる時間分解蛍光測定では、化合物(*)やタンパク質の蛍光が消光した後に測定を開始します。その結果、バックグラウンドの影響を最小限に抑えた高感度蛍光測定ができます。蛍光共鳴エネルギー転移とはドナーとアクセプターと呼ばれる2種類の蛍光物質が100オングストローム以内に近づいたときに、ドナーが発した光エネルギーをアクセプターが吸収するという現象です。このときドナーの蛍光波長がアクセプターの励起波長に近ければ、ドナーからの光エネルギーを利用してアクセプターが蛍光を発します。すなわちドナーの励起波長で励起し、アクセプターの蛍光波長を測定することでドナーとアクセプターが近接した状態にあるかどうか判定できます。この二つの原理を組み合わせ、高感度(低バックグラウンド)で二つの物質間の近接状態を測定するテクノロジーがTR-FRET法です。キナーゼ(*)活性測定への応用例として、ドナーにユーロピウムを結合させたリン酸化(*)した基質(*)のみに親和性を持つ抗体を、アクセプターにアロフィコシアニンという色素タンパク質を結合させた基質(*)を用いることで基質(*)のリン酸化(*)の程度を測定することができます。

* X線結晶構造解析

タンパク質は、20種類のアミノ酸がひものように繋がってできています。タンパク質がその機能を発揮するためには、このひもが正しく折りたたまれて立体的な形が作られる必要があります。従って、生命のしくみを正しく理解するには分子レベルの立体構造解析が必要となります。X線結晶構造解析はタンパク質を結晶化させ、それにX線を照射してその立体構造を明らかにする技術であり、生命現象解明や論理的創薬に貢献しています。

* アッセイ

アッセイとは、測定実験の総称です。ここでは被験化合物(*)がターゲットのキナーゼ(*)の働きをどの程度抑えるのか調べることを指します。

* アノテーション

アノテーションとは、あるデータに対して関連する情報を注釈として付加するという意味です。アノテーション付化合物(*)ライブラリーは、ライブラリー本来の化合物(*)に関する情報にさらにキナーゼ(*)阻害活性情報を付加したものです。

* 遺伝子クローニング

遺伝子とは、親から子に伝わることによって遺伝形質を発現させる本体で、細胞の核内に存在する核酸(デオキシリボ核酸; DNA)のことです。クローニングとは特定の遺伝子を遺伝子工学的手法によって分離、増やすことです。

* 遺伝子転写因子

遺伝子転写因子とは、DNAに結合するタンパク質で、発現遺伝子周辺の特定の塩基配列に結合して遺伝子の転写(遺伝子DNAの情報をRNAに写すこと。RNAの情報を基にタンパク質が作られる。)を調節しているタンパク質です。

* 化合物

化合物とは、2種類以上の元素からできている物質のことですが、医薬品の研究・開発における化合物とは一般的に炭素原子で主に構成される低分子有機化合物のことを指します。さらに最近では、生物材料を起源とするバイオ医薬品との対比として、化合物で構成される医薬品のことを低分子化合物医薬品といいます。

創薬研究(*)の成果として生み出される新薬候補化合物(将来、医薬品として承認される可能性を有する化合物)を動物に投与して薬効と安全性とが確認されたものを臨床候補化合物もしくは開発候補化合物と呼び、臨床試験に供することができます。臨床試験でその効果、安全性および有用性が確認されれば、医薬品として承認されることになります。

* 基質

基質とは、酵素によって作用を受ける化合物(*)や分子のことです。ここでは、キナーゼ(*)によりリン酸化(*)を受けるタンパク質やペプチドなどを指します。

* キナーゼ/キナーゼタンパク質

キナーゼとは、基質(*)にリン酸基を転移してリン酸化物を生じさせる酵素(タンパク質性触媒)の総称であり、その中でも基質(*)となるタンパク質にATP(*)リン酸基(=アデノシン3リン酸の末端のリン酸基)を転移する酵素を「タンパク質キナーゼ(Protein Kinase)」と呼んでいます。

このタンパク質キナーゼの分類としては、タンパク質を構成しているアミノ酸であるセリン/スレオニンの水酸基にリン酸を転移させるセリン-スレオニンキナーゼ、チロシンの水酸基にリン酸を転移させるチロシンキナーゼがあります。

キナーゼには、活性型と非活性型とがあり、非活性型のキナーゼを特に非活性キナーゼと呼んでいます。また、これらキナーゼを構成するタンパク質のアミノ酸の一部が他のアミノ酸と置換したり、欠失したりしたキナーゼをミュータントキナーゼ(変異キナーゼ)といいます。ミュータントキナーゼのなかで、キナーゼ活性を有しているものを活性ミュータントキナーゼといい、活性を有していないものを非活性ミュータントキナーゼといいます。

当社では、キナーゼ自体がタンパク質性触媒であることから、「キナーゼタンパク質」と呼称し、製造・販売しています。

* キナーゼ阻害薬

キナーゼ阻害薬とは、キナーゼに結合して酵素活性を抑制する薬剤のことです。Gleevec[®]、Tarceva[®] Nexavar[®]などが例として挙げられます。

* キナーゼパネル

ヒトのキナーゼ(*)は、遺伝子解析から518種類が存在すると推察されており、これらの多くのキナーゼ(*)を一定の基準で集めた集団をキナーゼパネルと呼びます。

* 共結晶

共結晶とは、タンパク質とそのタンパク質に結合する化合物(*)を混合して、両者の複合体を結晶化することです。この構造解析をすることにより、タンパク質と化合物(*)の結合様式に関する情報を得ることができるため、SBDD(*)に利用されています。

* 蛍光偏光

蛍光発色団をもった分子に偏光励起光をあてると、分子の運動に依存して蛍光の偏光性に違いが生じます。分子量が大きいほど分子の運動はゆっくりであるため、蛍光の偏光性が保存されることとなります。例えばFITCラベル(*)したリン酸化ペプチド(*)がIMAP[™]ビーズと結合する場合では見かけ上の分子量が大きく変化します。その結果、蛍光の偏光性に変化が生じるため、偏光性を測定することで、リン酸化ペプチド(*)の量を測定することができます。

* スクリーニング

スクリーニングとは、多くの評価対象物の中から特定の性質を有するものだけを選び出すことを指します。医薬品開発の領域においては、多くの化合物(*)や微生物生産物などの中から必要な活性や性質を有するものを選び出す作業を指します。

* 創薬研究

創薬研究とは、創薬ターゲットの同定、リード化合物(*)の創出、リード化合物の最適化(*)、薬理試験、ADME試験(薬物動態試験)、毒性試験などの新薬の創製研究の過程で行なわれる研究のことです。

* ハイスループットスクリーニング(HTS)

ハイスループットとは、高効率という意味で、医薬品開発、特に化合物(*)スクリーニング(*)の領域ではハイスループットスクリーニングという形で多く用いられます。文字通り高効率でスクリーニング(*)を行うことで、これを実施するためには、ホモジニアスなアクセシビリティ(*)プラットフォーム(*)とロボットを組み合わせた自動化システムが理想的です。さらに高速・大量処理の結果生じる大量のデータを処理できるコンピュータシステムも必要となります。

* バイオインフォマティクス

バイオインフォマティクスは、複雑な生命や細胞の変化を情報の流れとして扱い、集積された情報の解析手段を用いて生命現象を解析する生物研究分野です。生物情報学ともよばれその研究内容は多岐にわたり、殆どの生物現象や分子情報研究対象になります。

特に遺伝子の配列情報やそこから解析されるアミノ酸配列情報、さらにはタンパク質立体構造情報などが研究されています。

* ヒット化合物

ヒット化合物とは、創薬研究(*)における初期段階で実施したハイスループットスクリーニング(HTS)(*)で、予め決めておいた一定の基準をクリアした化合物(*)群のことを指します。製薬企業ではこうしたHTSに用いる専用の化合物(*)ライブラリー(数万～数百万種類の化合物(*)集)を有していることが多く、通常はこの化合物(*)ライブラリーから数十から数百のヒット化合物が生まれてきます。

* プラットフォーム(Mobility Shift Assay法(*), TR-FRET法(*), IMAP[®]法(*)等)

アッセイ(*)を行う方法が、種々開発されています。このアッセイ(*)を行う方法のことをプラットフォームと呼びます。

キナーゼのアッセイ(*)においては、リン酸化(*)された基質(*)の量を測定する方法として種々の原理に基づいた方法が開発されています。古くは放射性同位体を用いた方法や酵素免疫反応に基づくELISA法(*)などが用いられており、最近では時間分解蛍光共鳴エネルギー転移による方法、蛍光偏光(*)測定による方法、キャピラリー電気泳動による方法などが汎用されるようになってきています。

* プロテオミクス

プロテオミクスとは、タンパク質を意味するプロテインと、遺伝子を網羅的に研究することのゲノミクスとをあわせて作られた造語で、タンパク質科学を系統的・包括的にとらえようとする研究領域で、細胞や組織に発現しているタンパク質の動態を迅速に把握して、それらタンパク質の相互作用の実態を解析する研究領域です。

* プロファイリング

医薬品開発の領域で用いられるプロファイリングとは、医薬品候補化合物(*)が種々の生体内物質や生体内反応に及ぼす影響をできる限り網羅的に調べ、明らかにすることです。これを行うことで医薬品候補化合物(*)の副作用を予見できる場合があります。

* 分子標的治療薬

分子標的治療薬とは、病気の原因となる特定の分子に対して、その分子の機能が抑制されるような薬(低分子化合物(*)や抗体等)のことです。一般的に、疾患の原因物質に対して選択的に効果を発揮することから副作用が少ないと考えられています。キナーゼ阻害薬のGleevec[®]やモノクローナル抗体(*)のHerceptin[®]が例として挙げられます。

* 放射性同位体(RI)

放射性同位体(Radio Isotope)とは、同位体のうち不安定で放射線を出して崩壊するものの総称です。同位体は、原子番号が同じでも中性子数の違いにより性質が異なるものを指します。

* ホモジニアスアッセイ

通常のアッセイ(*)では試薬を加えた後、洗浄操作や濾過操作を必要としますがこのような複雑な手順を要するアッセイ(*)系はハイスループットスクリーニング(*)に応用できません。そこで作り出されたのがホモジニアスアッセイで一つの反応容器内で完結するタイプのアッセイ(*)です。一つの試験管内に複数の試薬を添加して反応させた後、反応の結果生じたシグナルをその試験管を直接用いて測定するような方法のことを指します。

* モノクローナル抗体

モノクローナル抗体とは、単一の抗体産生細胞に由来するクローンから得られた抗体(免疫グロブリン)をいいます。通常の抗体はポリクローナル抗体と呼ばれ、抗原で免疫した動物の血清から作製するために、いろいろな抗体分子種の混合物となります。しかしながら、モノクローナル抗体は単一の抗体産生細胞から産生されるため、免疫グロブリン分子種自体が一種類となります。モノクローナル抗体を作製するためには、通常、抗体産生細胞を骨髄腫細胞と細胞融合させることで自律増殖能を持ったハイブリドーマを作成し、目的の特異性をもった抗体を産生している抗体産生細胞のクローンのみを選びます。この細胞を培養し、分泌する抗体を精製してモノクローナル抗体を作製します。

* リコンビナントタンパク質

リコンビナントタンパク質とは、遺伝子組み換え技術によって人工的に作製されたタンパク質のことをいいます。通常、大腸菌や動物または昆虫の細胞株の遺伝子を組み換えてタンパク質を作らせます。そのため、自然界に微量しかないタンパク質でも大量に作り出すことができます。

* リード化合物

ハイスループットスクリーニング(*)で見出されたヒット化合物(*)群の中でも、その後、構造修飾をすることによって、医薬品になる可能性を有する化合物(*)群を特にリード候補化合物群と呼びます。このリード候補化合物は、医薬品として望まれる性質を有するかどうか、あるいはその後、化学構造を変換する余地が有るか否かなどを評価する様々な試験を実施して、通常2, 3化合物に絞り込まれます。こうして選択された化合物(*)は、次のステップ(最適化)での中心化合物(*)になるので、リード化合物と呼ばれます。

* リード化合物の最適化

様々な評価を経て選択されたリード化合物(*)は、分子構造の「最適化」と呼ばれる研究段階に送られます。最適化研究では、目的とする生物活性(キナーゼ(*)の場合は阻害活性を指標とする場合が多い)に近づくようにリード化合物(*)の化学構造の変換を行います。このとき、医薬品として求められる特性(経口吸収性、体内動態、毒性など)も同時に評価し、これらの情報も総合的に判断して最終的に人での臨床試験に進める化合物を選択します。こうして最適化された化合物(*)は、臨床候補化合物(*)または医薬品候補化合物(*)と呼ばれます。

* リン酸化

リン酸化とは、アミノ酸であるチロシン、セリン、スレオニンのOH基(水酸基)にATP(*)のリン酸基を付加することです。

* リン酸化ペプチド

リン酸ペプチドとは、ペプチド内のOH基(水酸基)にリン酸が結合した状態のペプチドのことです。

* 励起波長

蛍光物質が特定波長の光(励起光)を吸収し、それにより励起された状態(励起状態)から元の状態(基底状態)に戻る際に光(蛍光)としてエネルギーを放出します。この励起状態にする特定の光の波長が励起波長です。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成17年1月1日から平成17年12月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成18年1月1日から平成18年12月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

(1) 当社は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第3期事業年度(平成17年1月1日から平成17年12月31日まで)および第4期事業年度(平成18年1月1日から平成18年12月31日まで)の財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日)の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

3 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

		前事業年度 (平成17年12月31日)			当事業年度 (平成18年12月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1 現金及び預金			255,115			1,509,014	
2 売掛金			16,674			34,319	
3 製品			3,195			8,898	
4 原材料			9,084			5,913	
5 仕掛品			6,835			8,993	
6 貯蔵品			1,907			2,299	
7 前払費用			11,942			15,928	
8 その他			311			4,121	
流動資産合計			305,068	54.0		1,589,488	82.0
固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 建物付属設備		57,266			58,502		
減価償却累計額	4	17,851	39,414		45,757	12,745	
(2) 機械及び装置		20,754			13,656		
減価償却累計額	4	17,078	3,676		11,797	1,858	
(3) 工具器具備品		61,732			146,174		
減価償却累計額	4	29,544	32,188		69,108	77,066	
有形固定資産合計			75,279	13.4		91,670	4.7
2 無形固定資産							
(1) 特許実施権			1,990			—	
(2) 商標権			870			775	
(3) ソフトウェア			1,083			919	
(4) 電話加入権			131			131	
無形固定資産合計			4,076	0.7		1,826	0.1
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券			123,376			202,938	
(2) 長期前払費用			48,723			46,106	
(3) 差入保証金			8,099			6,546	
投資その他の資産合計			180,199	31.9		255,592	13.2
固定資産合計			259,554	46.0		349,088	18.0
資産合計			564,622	100.0		1,938,577	100.0

		前事業年度 (平成17年12月31日)		当事業年度 (平成18年12月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)						
流動負債						
1 買掛金			345			116
2 一年以内返済予定の 長期借入金			50,000			50,000
3 未払金			34,992			19,077
4 未払費用			8,682			8,815
5 未払法人税等			3,909			5,747
6 前受金			—			37,546
7 預り金			25,964			64,678
流動負債合計			123,894	21.9		185,982
固定負債						
1 長期借入金			75,000			25,000
2 繰延税金負債			7,113			39,445
3 リース資産減損勘定			—			35,261
固定負債合計			82,113	14.6		99,706
負債合計			206,007	36.5		285,689

		前事業年度 (平成17年12月31日)			当事業年度 (平成18年12月31日)			
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)	
(資本の部)	1							
資本金			731,700	129.6		—	—	
資本剰余金								
資本準備金		677,500			—			
資本剰余金合計			677,500	120.0		—	—	
利益剰余金								
当期末処理損失		1,060,975			—			
利益剰余金合計			1,060,975	187.9		—	—	
その他有価証券評価差額金				10,391	1.8		—	—
資本合計				358,615	63.5		—	—
負債及び資本合計			564,622	100.0		—	—	
(純資産の部)								
株主資本								
1 資本金			—	—		1,521,700	78.5	
2 資本剰余金								
資本準備金		—			1,467,500			
資本剰余金合計			—	—		1,467,500	75.7	
3 利益剰余金								
その他利益剰余金								
繰越利益剰余金		—			1,393,932			
利益剰余金合計			—	—		1,393,932	71.9	
株主資本合計			—	—		1,595,267	82.3	
評価・換算差額等								
その他有価証券評価 差額金			—	—		57,620	3.0	
評価・換算差額等合計			—	—		57,620	3.0	
純資産合計			—	—		1,652,888	85.3	
負債純資産合計			—	—		1,938,577	100.0	

中間貸借対照表

		第 5 期中間会計期間末 (平成19年 6 月30日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
(資産の部)				
流動資産				
1 現金及び預金		1,428,184		
2 売掛金		49,628		
3 たな卸資産		36,422		
4 その他		37,007		
流動資産合計			1,551,243	79.8
固定資産				
1 有形固定資産	1			
(1) 建物付属設備		11,796		
(2) 機械及び装置		4,649		
(3) 工具器具備品		85,529		
有形固定資産合計		101,975		
2 無形固定資産		1,853		
3 投資その他の資産				
(1) 投資有価証券		242,477		
(2) その他		45,373		
投資その他の資産合計		287,851		
固定資産合計			391,680	20.2
資産合計			1,942,924	100.0

		第5期中間会計期間末 (平成19年6月30日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
(負債の部)				
流動負債				
1 買掛金		645		
2 一年以内返済予定の 長期借入金		50,000		
3 未払金		39,727		
4 預り金		66,068		
5 その他	2	48,426		
流動負債合計			204,867	10.5
固定負債				
1 長期借入金		25,000		
2 繰延税金負債		55,513		
3 リース資産減損勘定		29,543		
固定負債合計			110,056	5.7
負債合計			314,924	16.2
(純資産の部)				
株主資本				
1 資本金			1,521,700	78.3
2 資本剰余金				
資本準備金		73,567		
資本剰余金合計			73,567	3.8
3 利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		48,359		
利益剰余金合計			48,359	2.5
株主資本合計			1,546,907	79.6
評価・換算差額等				
その他有価証券 評価差額金			81,092	4.2
評価・換算差額等合計			81,092	4.2
純資産合計			1,627,999	83.8
負債純資産合計			1,942,924	100.0

【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成17年 1月 1 日 至 平成17年12月31日)			当事業年度 (自 平成18年 1月 1 日 至 平成18年12月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
売上高	1 2 						

製造原価明細書

		前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)		当事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	2	3,528	10.1	10,488	15.7
労務費		17,740	50.6	34,988	52.3
経費		13,769	39.3	21,360	32.0
当期総製造費用		35,038	100.0	66,836	100.0
期首仕掛品たな卸高		2,143		6,835	
合計	3	37,182		73,672	
期末仕掛品たな卸高		6,835		8,993	
他勘定振替高		49		412	
当期製品製造原価		30,297		64,266	

(脚注)

前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)		当事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)	
1	原価計算の方法 個別原価計算制度を採用しております。	1	原価計算の方法 同左
2	経費の主な内訳は次のとおりであります。 支払手数料 5,103千円 賃借料 2,710千円 消耗品費 1,749千円 減価償却費 1,302千円	2	経費の主な内訳は次のとおりであります。 賃借料 6,024千円 消耗品費 6,016千円 減価償却費 3,340千円 リース料 1,951千円
3	他勘定振替高の主なものは広告宣伝費への振替であります。	3	他勘定振替高の主なものは広告宣伝費への振替であります。

中間損益計算書

		第 5 期中間会計期間 (自 平成19年 1月 1 日 至 平成19年 6月30日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)
売上高			265,532	100.0
売上原価			48,308	18.2
売上総利益			217,223	81.8
販売費及び一般管理費			265,217	99.9
営業損失			47,993	18.1
営業外収益	1		5,803	2.2
営業外費用	2		3,767	1.4
経常損失			45,957	17.3
特別損失	3		1,900	0.7
税引前中間純損失			47,857	18.0
法人税、住民税 及び事業税			502	0.2
中間純損失			48,359	18.2

【株主資本等変動計算書】

当事業年度(自 平成18年 1 月 1 日 至 平成18年12月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
平成17年12月31日残高(千円)	731,700	677,500	677,500	1,060,975	1,060,975
事業年度中の変動額					
新株の発行	790,000	790,000	790,000	—	—
当期純損失	—	—	—	332,956	332,956
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計(千円)	790,000	790,000	790,000	332,956	332,956
平成18年12月31日残高(千円)	1,521,700	1,467,500	1,467,500	1,393,932	1,393,932

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成17年12月31日残高(千円)	348,224	10,391	10,391	358,615
事業年度中の変動額				
新株の発行	1,580,000	—	—	1,580,000
当期純損失	332,956	—	—	332,956
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	47,229	47,229	47,229
事業年度中の変動額合計(千円)	1,247,043	47,229	47,229	1,294,273
平成18年12月31日残高(千円)	1,595,267	57,620	57,620	1,652,888

中間株主資本等変動計算書

第5期中間会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
平成18年12月31日残高(千円)	1,521,700	1,467,500	—	1,467,500	1,393,932	1,393,932
中間会計期間中の変動額						
資本準備金の取崩し	—	1,393,932	1,393,932	—	—	—
剰余金の処分	—	—	1,393,932	1,393,932	1,393,932	1,393,932
中間純損失	—	—	—	—	48,359	48,359
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	—	1,393,932	—	1,393,932	1,345,573	1,345,573
平成19年6月30日残高(千円)	1,521,700	73,567	—	73,567	48,359	48,359

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年12月31日残高(千円)	1,595,267	57,620	57,620	1,652,888
中間会計期間中の変動額				
資本準備金の取崩し	—	—	—	—
剰余金の処分	—	—	—	—
中間純損失	48,359	—	—	48,359
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)	—	23,471	23,471	23,471
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	48,359	23,471	23,471	24,888
平成19年6月30日残高(千円)	1,546,907	81,092	81,092	1,627,999

【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成17年 1月 1 日 至 平成17年12月31日)	当事業年度 (自 平成18年 1月 1 日 至 平成18年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純損失		517,693	332,006
減価償却費		32,986	45,267
減損損失		—	62,031
受取利息		3	127
支払利息		2,986	2,472
固定資産売却益		—	131
固定資産除却損		—	333
株式交付費		—	8,298
売上債権の増減額(は増加)		10,406	17,644
たな卸資産の増加額		10,905	5,081
仕入債務の増減額(は減少)		272	228
預り金の増加額		23,000	38,714
前受金の増減額(は減少)		2,100	37,546
未払金の減少額		15,783	15,914
前払費用の増加額		2,761	3,986
未収消費税等の増減額(は増加)		12,103	489
未払費用の増加額		1,037	356
長期前払費用の増減額(は増加)		48,723	2,616
その他		1,972	7,797
小計		513,203	177,980
利息及び配当金の受取額		3	127
利息の支払額		3,195	2,695
法人税等の支払額		951	950
営業活動によるキャッシュ・フロー		517,347	181,498
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の売却による収入		—	333
有形固定資産の取得による支出		13,368	86,183
無形固定資産の取得による支出		2,266	533
投資活動によるキャッシュ・フロー		15,635	86,383

		前事業年度 (自 平成17年 1月 1 日 至 平成17年12月31日)	当事業年度 (自 平成18年 1月 1 日 至 平成18年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
長期借入金の返済による支出		25,000	50,000
株式の発行による収入		—	1,571,701
財務活動によるキャッシュ・フロー		25,000	1,521,701
現金及び現金同等物に係る換算差額		0	80
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		557,981	1,253,899
現金及び現金同等物の期首残高		813,096	255,115
現金及び現金同等物の期末残高		255,115	1,509,014

中間キャッシュ・フロー計算書

		第 5 期中間会計期間 (自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年 6 月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失		47,857
減価償却費		18,346
減損損失		1,900
受取利息		1,650
支払利息		743
リース資産減損勘定の取崩		5,718
売上債権の増加額		15,308
たな卸資産の増加額		10,317
仕入債務の増加額		529
預り金の増加額		1,390
前受金の減少額		3,957
未払金の増加額		20,649
前払費用の増加額		17,046
未収消費税等の減少額		2,900
未払費用の増加額		301
長期前払費用の減少額		7,279
その他		2,419
小計		50,235
利息及び配当金の受取額		725
利息の支払額		—
法人税等の支払額		950
営業活動によるキャッシュ・フロー		50,459
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		30,176
無形固定資産の取得による支出		402
投資活動によるキャッシュ・フロー		30,579
現金及び現金同等物に係る換算差額		209
現金及び現金同等物の減少額		80,829
現金及び現金同等物の期首残高		1,509,014
現金及び現金同等物の中間期末残高		1,428,184

【損失処理計算書】

		前事業年度 (平成18年 3 月29日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
当期末処理損失			1,060,975
損失処理額		—	—
次期繰越損失			1,060,975

(注) 日付は株主総会承認年月日であります。

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)	当事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
1 有価証券の評価基準及び 評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法 ただし、外貨建その他有価証券 は、決算日直物為替相場により円 貨に換算し、換算差額は評価差額 として処理しております。また、 評価差額は、全部資本直入法によ り処理しております。	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時 価法(外貨建その他有価証券は、 決算日の直物為替相場により円貨 に換算し、換算差額は評価差額と して処理しております。また、評 価差額は、全部純資産直入法によ り処理し、売却原価は移動平均法 により算定しております。)
2 たな卸資産の評価基準及 び評価方法	(1) 製品及び仕掛品 個別法による原価法 (2) 原材料 先入先出法による原価法 (3) 貯蔵品 総平均法による原価法	(1) 製品及び仕掛品 同左 (2) 原材料 同左 (3) 貯蔵品 同左
3 固定資産の減価償却の方 法	(1) 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のと りであります。 建物附属設備 8～10年 機械及び装置 2～11年 工具器具備品 3～15年 (2) 無形固定資産 定額法 なお、特許実施権については5年 で償却しております。また、自社利 用のソフトウェアについては、社内 における利用可能期間(5年)で償却 しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
4 繰延資産の処理方法	—	株式交付費 支出時に全額費用として処理してお ります。
5 外貨建の資産及び負債の 本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直 物為替相場により円貨に換算し、換算 差額は損益として処理しております。	同左

項目	前事業年度 (自 平成17年 1月 1 日 至 平成17年12月31日)	当事業年度 (自 平成18年 1月 1 日 至 平成18年12月31日)
6 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	貸倒引当金 同左
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
8 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
9 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成17年 1 月 1 日 至 平成17年12月31日)	当事業年度 (自 平成18年 1 月 1 日 至 平成18年12月31日)
——	(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年 8 月 9 日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第 6 号)を適用しております。 これにより税引前当期純損失は、62,031千円増加しております。なお、減損損失累計額については、改正後の財務諸表等規則に基づき各資産の減価償却累計額の科目に含めて一括して表示しております。
——	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月 9 日 企業会計基準第 5 号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月 9 日 企業会計基準適用指針第 8 号)を適用しております。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は 1,652,888千円であります。 財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。
——	(ストック・オプション等に関する会計基準) 当事業年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第 8 号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年 5 月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成17年12月31日)	当事業年度 (平成18年12月31日)
1 授權株式数及び発行済株式総数 授權株式数 普通株式 300,000株 発行済株式総数 普通株式 28,690株	1 _____
2 資本の欠損の額は1,060,975千円であります。	2 _____
3 配当制限 その他有価証券評価差額金10,931千円は、商法施行規則第124条第3号の規定により、配当に充当することが制限されております。	3 _____
4 _____	4 減価償却累計額には減損損失累計額を含めて表示しております。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)	当事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)												
1 販売費に属する費目の割合は2.7%、一般管理費に属する費用の割合は97.3%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 研究開発費 392,799千円 役員報酬 73,200千円 支払手数料 69,001千円 給料手当 43,044千円 減価償却費 2,233千円	1 販売費に属する費目の割合は2.5%、一般管理費に属する費用の割合は97.5%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 研究開発費 307,658千円 役員報酬 73,400千円 支払手数料 50,980千円 給料手当 48,265千円 減価償却費 1,870千円												
2 一般管理費に含まれる研究開発費は392,799千円 であります。	2 一般管理費に含まれる研究開発費は307,658千円 であります。												
3 _____	3 固定資産売却益の内容は以下のとおりでありま す。 機械及び装置 131千円												
4 _____	4 固定資産除却損の内容は以下のとおりでありま す。 建物付属設備 129千円 機械及び装置 204千円 合計 333千円												
5 _____	5 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について 減損損失を計上しました。												
	<table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td>神戸市中央区港島南町五丁目 神戸国際ビジネスセンター (KIBC)</td><td>創薬事業</td><td>建物付属設備 工具器具備品 (リース資産 を含む) ソフトウェア 特許実施権</td></tr><tr><td>神戸市中央区港島南町一丁目 神戸バイオメディカル創造セ ンター(BMA)</td><td>創薬事業</td><td>建物付属設備 機械及び装置 工具器具備品</td></tr><tr><td>札幌市北区 (北海道大学内)</td><td>創薬事業</td><td>工具器具備品</td></tr></table>	場所	用途	種類	神戸市中央区港島南町五丁目 神戸国際ビジネスセンター (KIBC)	創薬事業	建物付属設備 工具器具備品 (リース資産 を含む) ソフトウェア 特許実施権	神戸市中央区港島南町一丁目 神戸バイオメディカル創造セ ンター(BMA)	創薬事業	建物付属設備 機械及び装置 工具器具備品	札幌市北区 (北海道大学内)	創薬事業	工具器具備品
場所	用途	種類											
神戸市中央区港島南町五丁目 神戸国際ビジネスセンター (KIBC)	創薬事業	建物付属設備 工具器具備品 (リース資産 を含む) ソフトウェア 特許実施権											
神戸市中央区港島南町一丁目 神戸バイオメディカル創造セ ンター(BMA)	創薬事業	建物付属設備 機械及び装置 工具器具備品											
札幌市北区 (北海道大学内)	創薬事業	工具器具備品											
	当社は、管理会計上の区分(事業別)を基準にグル ーピングを行っております。 創薬事業においては営業活動から生ずるキャッ シュ・フローが継続してマイナスであることか ら、当該事業に係る資産の帳簿価額の回収可能価 額についての使用価値をゼロとし、帳簿価額の全 額62,031千円を減損損失として特別損失に計上し ております。 その内訳は、建物付属設備22,529千円、機械及 び装置66千円、工具器具備品(リース資産を含 む)37,806千円、特許実施権1,628千円でありま す。												

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成18年 1 月 1 日 至 平成18年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
発行済株式				
普通株式	28,690	15,800	—	44,490
合計	28,690	15,800	—	44,490

(注) 普通株式の増加の内訳は、次の通りであります。

平成18年 1 月27日 第三者割当増資による新株発行 6,600株

平成18年 3 月 7 日 第三者割当増資による新株発行 9,200株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年 1 月 1 日 至 平成17年12月31日)	当事業年度 (自 平成18年 1 月 1 日 至 平成18年12月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年12月31日現在)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年12月31日現在)
現金及び預金 255,115千円	現金及び預金 1,509,014千円
現金及び現金同等物 255,115千円	現金及び現金同等物 1,509,014千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)				当事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額				
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	減損損失 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
工具器具備品	74,730	20,355	54,374	工具器具備品	80,430	39,900	35,261	5,268
合計	74,730	20,355	54,374	合計	80,430	39,900	35,261	5,268
(2) 未経過リース料期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額				
1 年内			16,581千円	1 年内				13,144千円
1 年超			38,664千円	1 年超				27,385千円
合計			55,246千円	合計				40,529千円
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失				
支払リース料			17,523千円	支払リース料				18,046千円
減価償却費相当額			16,315千円	減価償却費相当額				15,766千円
支払利息相当額			1,863千円	支払利息相当額				1,466千円
(4) 減価償却費相当額の算定方法				(4) 減価償却費相当額の算定方法				
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。				同左				
(5) 利息相当額の算定方法				(5) 利息相当額の算定方法				
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				同左				

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成17年 1 月 1 日 至 平成17年12月31日)

時価評価されていない有価証券

内容	貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
非上場株式	123,376

当事業年度(自 平成18年 1 月 1 日 至 平成18年12月31日)

その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	株式	105,871	202,938	97,066
	小計	105,871	202,938	97,066
合計		105,871	202,938	97,066

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成17年 1 月 1 日 至 平成17年12月31日)

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成18年 1 月 1 日 至 平成18年12月31日)

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成17年 1 月 1 日 至 平成17年12月31日)

当社は退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成18年 1 月 1 日 至 平成18年12月31日)

当社は退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当事業年度(自 平成18年 1 月 1 日 至 平成18年12月31日)

(1) スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

ストック・オプションの内容

	平成15年 ストック・オプション 第 1 回	平成15年 ストック・オプション 第 1 回	平成16年 ストック・オプション 第 2 回
付与対象者の 区分及び数	取締役 1名	社外協力者 3名(注) 2	取締役 6名 監査役 1名 従業員 17名(注) 6
ストック・オプション の数	普通株式 40株(注) 1、3	普通株式 60株(注) 3	普通株式 335株(注) 5、6
付与日	平成15年 9月12日	平成15年 9月12日	平成16年 6月21日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、被割当者は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 被割当者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、被割当者は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成17年 9月12日 至 平成25年 9月 8日	自 平成15年 9月12日 至 平成25年 9月 8日	自 平成18年 6月21日 至 平成26年 6月14日
権利行使価格	5,000円 (注) 4	5,000円 (注) 4	50,000円

(注) 1 付与対象者である当社取締役 1 名は、当該新株予約権を40株放棄し、新株発行予定数は40株失効しております。

2 付与対象者である当社外協力者 1 名は、その後、当社社外取締役に就任しております。

3 株式分割後の株式数に換算して記載しております。

4 株式分割後の権利行使価格に換算して記載しております。

5 付与対象者である当社取締役のうち 4 名は、付与された全ての新株予約権各 5 株(合計20株)を放棄し、また、当社取締役 1 名(平成19年 3月29日に退任)は付与された一部の新株予約権 5 株を放棄し、その結果、新株発行予定数は25株失効しております。

6 付与対象者である当社従業員は退職により 3 名減少し、これに伴い新株予約権15株を放棄し、その結果、新株発行予定数は15株失効しております。

	平成16年 ストック・オプション 第2回	平成16年 ストック・オプション 第3回	平成16年 ストック・オプション 第3回
付与対象者の 区分及び数	社外協力者 2名	従業員 6名(注)1、2	社外協力者 8名
ストック・オプション の数	普通株式 70株	普通株式 150株(注)2	普通株式 160株
付与日	平成16年6月21日	平成16年10月1日	平成16年10月1日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成16年6月21日 至 平成26年6月14日	自 平成18年10月1日 至 平成26年6月14日	自 平成16年10月1日 至 平成26年6月14日
権利行使価格	50,000円	50,000円	50,000円

(注) 1 付与対象者である当社従業員1名は、その後、当社取締役に就任しております。

2 付与対象者である当社従業員は退職により3名減少し、これに伴い新株予約権60株を放棄し、その結果、新株発行予定数は60株失効しております。

	平成17年 ストック・オプション 第4回	平成17年 ストック・オプション 第5回	平成17年 ストック・オプション 第6回
付与対象者の 区分及び数	従業員 3名	従業員 5名(注)1	従業員 3名
ストック・オプション の数	普通株式 60株	普通株式 100株(注)1	普通株式 80株(注)2
付与日	平成17年1月25日	平成17年4月1日	平成17年9月26日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 発行時に当社の従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成19年1月25日 至 平成27年1月24日	自 平成19年4月1日 至 平成27年1月24日	自 平成19年9月26日 至 平成27年9月21日
権利行使価格	100,000円	100,000円	150,000円

- (注) 1 付与対象者である当社従業員1名は、退職により1名減少し、これに伴い新株予約権20株を放棄し、その結果、新株発行予定数は20株失効しております。
- 2 付与対象者である当社従業員3名は、当該新株予約権を80株放棄し、その結果、新株発行予定数は80株失効しております。

	平成18年 ストック・オプション 第7回	平成18年 ストック・オプション 第8回	平成18年 ストック・オプション 第9回
付与対象者の 区分及び数	従業員 8名	従業員 2名(注)	従業員 1名
ストック・オプション の数	普通株式 180株	普通株式 190株	普通株式 40株
付与日	平成18年4月3日	平成18年7月18日	平成18年10月16日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成20年4月3日 至 平成28年4月2日	自 平成20年7月18日 至 平成28年4月2日	自 平成20年10月16日 至 平成28年4月2日
権利行使価格	100,000円	100,000円	100,000円

(注) 付与対象者である従業員1名は、その後、当社取締役に就任しております。

ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

a スtock・オプションの数

	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成16年 ストック・オプション 第2回	平成16年 ストック・オプション 第2回
権利確定前(株)				
前事業年度末 付与	40	60	335	70
失効・消却	40	—	40	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	60	295	70
権利確定後(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効・消却	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	平成16年 ストック・オプション 第3回	平成16年 ストック・オプション 第3回	平成17年 ストック・オプション 第4回	平成17年 ストック・オプション 第5回
権利確定前(株)				
前事業年度末 付与	90	160	60	100
失効・消却	—	—	—	20
権利確定	—	—	—	—
未確定残	90	160	60	80
権利確定後(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効・消却	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	平成17年 ストック・オプション 第6回	平成18年 ストック・オプション 第7回	平成18年 ストック・オプション 第8回	平成18年 ストック・オプション 第9回
権利確定前(株)				
前事業年度末 付与	80	—	—	—
失効・消却	80	180	190	40
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	180	190	40
権利確定後(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効・消却	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

b 単価情報

(単位：千円)

	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成16年 ストック・オプション 第2回	平成16年 ストック・オプション 第2回
権利行使価格(注)	5	5	50	50
公正な評価単価 (付与日)	—	—	—	—

(注) 株式分割後の権利行使価格を記載しております。

(単位：千円)

	平成16年 ストック・オプション 第3回	平成16年 ストック・オプション 第3回	平成17年 ストック・オプション 第4回	平成17年 ストック・オプション 第5回
権利行使価格	50	50	100	100
公正な評価単価 (付与日)	—	—	—	—

(単位：千円)

	平成17年 ストック・オプション 第6回	平成18年 ストック・オプション 第7回	平成18年 ストック・オプション 第8回	平成18年 ストック・オプション 第9回
権利行使価格	150	100	100	100
公正な評価単価 (付与日)	—	—	100	100

c 本源的価値情報

(単位：千円)

	権利行使	未決済残
権利行使価格	—	100
自社株式の評価単価	—	100
本源的価値	—	—
本源的価値の合計額	—	—

(注) 1 本源的価値情報は、平成18年に交付したストック・オプションのうち、当事業年度末時点で権利未確定のもの(230株)を対象としております。

2 自社株式の評価単価は、平成18年12月31日時点で評価したものを利用しております。

(2) 自社株式の評価単価の算定方法

使用した評価技法

割引現在価値法(DCF)法

主な基礎数値及び見積方法

当社株式は、非上場株式であり取引相場等は存在していないことから、一般的な業績評価方法であるDCF法を採用して企業評価を実施しました。

(3) スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(4) 財務諸表への影響額

これによる損益への影響はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成17年 1月 1 日 至 平成17年12月31日)		当事業年度 (自 平成18年 1月 1 日 至 平成18年12月31日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(繰延税金資産)		(繰延税金資産)	
研究開発費損金算入超過額	4,742千円	研究開発費損金算入超過額	4,681千円
未払事業税	1,202	減損損失	23,729
繰越欠損金	422,559	未払事業税	1,949
繰延税金資産小計	428,504	繰越欠損金	537,105
評価性引当額	428,504	繰延税金資産小計	567,465
繰延税金資産合計	—	評価性引当額	567,465
(繰延税金負債)		繰延税金資産合計	—
その他有価証券評価差額金	7,113	(繰延税金負債)	
繰延税金負債合計	7,113	その他有価証券評価差額金	39,445
差引：繰延税金負債の純額	7,113	繰延税金負債合計	39,445
		差引：繰延税金負債の純額	39,445
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。		同左	

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成17年 1月 1 日 至 平成17年12月31日)

当社は関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成18年 1月 1 日 至 平成18年12月31日)

当社は関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前事業年度(自 平成17年 1 月 1 日 至 平成17年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成18年 1 月 1 日 至 平成18年12月31日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成17年 1 月 1 日 至 平成17年12月31日)	当事業年度 (自 平成18年 1 月 1 日 至 平成18年12月31日)
1 株当たり純資産額	12,499円66銭	37,151円91銭
1 株当たり当期純損失金額	18,100円53銭	7,856円17銭
	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり当期純損失であるため、記載していません。	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり当期純損失であるため、記載していません。

(注) 1 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 平成18年 1 月 1 日 至 平成18年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,652,888
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,652,888
1 株当たり純資産の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	44,490

2 1 株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成17年 1 月 1 日 至 平成17年12月31日)	当事業年度 (自 平成18年 1 月 1 日 至 平成18年12月31日)
損益計算書上の当期純損失(千円)	519,304	332,956
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(千円)	519,304	332,956
普通株式の期中平均株式数(株)	28,690	42,381
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 9 種類 (新株予約権の数905個) これらの詳細は、「第 4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	新株予約権10種類 (新株予約権の数1,171個) これらの詳細は、「第 4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成17年 1 月 1 日 至 平成17年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成18年 1 月 1 日 至 平成18年12月31日)

該当事項はありません。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第5期中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(外貨建その他有価証券は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。また、評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) (2) たな卸資産 製品及び仕掛品 個別法による原価法 原材料 先入先出法による原価法 貯蔵品 総平均法による原価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物付属設備 8～10年 機械及び装置 2～11年 工具器具備品 3～15年 (2) 無形固定資産 定額法 なお、特許実施権については5年で償却しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。
3 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第 5 期中間会計期間 (自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年 6 月30日)
(固定資産の減価償却方法) 当中間会計期間から、法人税法の改正「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年 3 月30日 法律第 6 号」及び「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年 3 月30日 政令83号」)に伴い、平成19年 4 月 1 日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 これにより損益に与える影響は軽微であります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第 5 期中間会計期間末 (平成19年 6 月30日)	
1	有形固定資産の減価償却累計額 146,534千円
2	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

第 5 期中間会計期間 (自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年 6 月30日)	
1	営業外収益のうち主要な項目及び金額は次の通りであります。
	受取利息 1,650千円
	補助金収入 2,717千円
	為替差益 1,389千円
2	営業外費用のうち主要な項目及び金額は次の通りであります。
	支払利息 743千円
	支払手数料 3,023千円
3	特別損失のうち主要な項目及び金額は次の通りであります。
	減損損失 1,900千円

第5期中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)											
4 減損損失 当中間会計期間において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府堺市 (大阪府立大学内)</td><td>創薬事業</td><td>機械及び装置</td></tr> <tr> <td>札幌市北区 (北海道大学内)</td><td>創薬事業</td><td>工具器具備品</td></tr> </tbody> </table> 当社は、管理会計上の区分(事業別)を基準にグルーピングを行っております。 創薬事業においては営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスであることから、当該事業に係る資産の帳簿価額の回収可能価額についての使用価値をゼロとし、帳簿価額の全額1,900千円を減損損失として特別損失に計上しております。 その内訳は、機械及び装置1,537千円、工具器具備品363千円であります。			場所	用途	種類	大阪府堺市 (大阪府立大学内)	創薬事業	機械及び装置	札幌市北区 (北海道大学内)	創薬事業	工具器具備品
場所	用途	種類									
大阪府堺市 (大阪府立大学内)	創薬事業	機械及び装置									
札幌市北区 (北海道大学内)	創薬事業	工具器具備品									
5 減価償却実施額											
有形固定資産		17,970千円									
無形固定資産		375千円									

(中間株主資本等変動計算書関係)

第5期中間会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	44,490	—	—	44,490
合計	44,490	—	—	44,490

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

第5期中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
	(平成19年6月30日現在)
現金及び預金	1,428,184千円
現金及び現金同等物	1,428,184千円

(リース取引関係)

第5期中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				
1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額				
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	減損損失 累計額 相当額 (千円)	中間期末 残高 相当額 (千円)
工具器具備品	60,960	24,164	35,261	1,535
合計	60,960	24,164	35,261	1,535
2 未経過リース料中間期末残高相当額等				
未経過リース料中間期末残高相当額				
1年内				12,334千円
1年超				20,301千円
合計				32,635千円
リース資産減損勘定の残高				
				29,543千円
3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失				
支払リース料				6,572千円
リース資産減損勘定の取崩額				5,718千円
減価償却費相当額				796千円
支払利息相当額				542千円
減損損失				—千円
4 減価償却費相当額の算定方法				
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。				
5 利息相当額の算定方法				
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				

(有価証券関係)

第5期中間会計期間末(平成19年6月30日)

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
株式	105,871	242,477	136,605
合計	105,871	242,477	136,605

(デリバティブ取引関係)

第5期中間会計期間末(平成19年6月30日)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

第5期中間会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

1 当中間会計期間における費用計上額及び科目名

費用計上しておりません。

2 スtock・オプションの内容

付与したストック・オプションは、以下のとおりであります。

決議年月日	平成18年12月15日	平成19年4月13日
付与対象者の区分及び数	従業員 1名	取締役 2名 従業員 21名
ストック・オプションの数(注)	普通株式 50株	普通株式980株
付与日	平成19年1月4日	平成19年4月16日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成21年1月4日 至 平成28年4月2日	自 平成22年4月16日 至 平成29年3月29日
権利行使価格	100,000円	100,000円
付与日における公正な評価単価	100,000円	100,000円

(注) 株式数に換算して記載しております。

(持分法損益等)

第5期中間会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

当社は関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項目	第 5 期中間会計期間 (自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年 6 月30日)
1 株当たり純資産額	36,592円49銭
1 株当たり中間純損失金額	1,086円98銭
	なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり中間純損失であるため、記載していません。

(注) 1 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 5 期中間会計期間 (自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年 6 月30日)
純資産の部の合計額(千円)	1,627,999
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	1,627,999
1 株当たり純資産の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(株)	44,490

2 1 株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 5 期中間会計期間 (自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年 6 月30日)
中間純損失(千円)	48,359
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純損失(千円)	48,359
普通株式の期中平均株式数(株)	44,490
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権14種類 (新株予約権の数2,201個) これらの詳細は、「第 4 提出会社の状況、 1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

(重要な後発事象)

第 5 期中間会計期間(自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年 6 月30日)

該当事項はありません。

【附属明細表】(平成18年12月31日現在)

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券	その他有価証券	クリスタルゲノミクス社	111,000	202,938
計			111,000	202,938

【債券】

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物付属設備	57,266	1,741	504	58,502	45,757	28,280 (22,529)	12,745
機械及び装置	20,754	—	7,098	13,656	11,797	1,410 (66)	1,858
工具器具備品	61,732	84,442	—	146,174	69,108	39,564 (2,545)	77,066
有形固定資産計	139,753	86,183	7,602	218,333	126,663	69,255 (25,142)	91,670
無形固定資産							
特許実施権	3,619	—	—	3,619	3,619	1,990 (1,628)	—
商標権	950	—	—	950	174	95	775
ソフトウェア	1,774	533	—	2,307	1,388	697	919
電話加入権	131	—	—	131	—	—	131
無形固定資産計	6,474	533	—	7,007	5,181	2,783 (1,628)	1,826
長期前払費用	48,723	—	—	48,723	2,616	2,616	46,106
繰延資産	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物付属設備	KIBC 3 階電灯幹線切替工事	1,741千円
工具器具備品	LC3000 Labchip3000 1号機	49,000千円
	LC3000 Labchip3000 2号機	22,500千円
	超低温フリーザー 2台	5,310千円
	恒温浸透培養機 バイオシェーカー	1,670千円

2 「当期償却額」のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。また、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」欄には、減損損失累計額が含まれております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	50,000	50,000	2.0	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	75,000	25,000	2.0	平成20年8月1日
その他の有利子負債	—	—	—	—
合計	125,000	75,000	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	25,000	—	—	—

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成18年12月31日現在)

資産の部

a 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	3,708
預金	
普通預金	1,505,306
預金計	1,505,306
合計	1,509,014

b 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
オンコセラピー・サイエンス株式会社	7,983
キャリパーライフサイエンス社	4,538
松本薬品株式会社	4,373
三菱ウェルファーマ株式会社	2,910
エーザイ株式会社	1,810
その他	12,703
計	34,319

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	次期繰越高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	
16,674	415,977	398,332	34,319	92.1	22.4

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

c 製品

区分	金額(千円)
研究用試薬(タンパク質)	8,898
計	8,898

d 原材料

区分	金額(千円)
試薬	5,913
計	5,913

e 仕掛品

区分	金額(千円)
評価試験	775
研究用試薬(タンパク質)	8,217
計	8,993

f 貯蔵品

区分	金額(千円)
実験用消耗品	2,299
計	2,299

負債の部

a 買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社アズバイオ	63
八洲薬品株式会社	53
計	116

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

平成20年2月14日開催の取締役会において承認された第5期事業年度(平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)の財務諸表は次のとおりであります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項に基づく監査は本書提出日現在においては未了であり、監査報告書は受領しておりません。

財務諸表

貸借対照表

		第 5 期事業年度 (平成19年12月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
(資産の部)				
流動資産				
1 現金及び預金			1,201,029	
2 売掛金			63,704	
3 製品			25,439	
4 原材料			12,325	
5 仕掛品			5,855	
6 貯蔵品			2,849	
7 前払費用			35,646	
8 その他			4,959	
流動資産合計			1,351,810	83.3
固定資産				
1 有形固定資産				
(1) 建物付属設備		60,091		
減価償却累計額	1	49,198	10,893	
(2) 機械及び装置		18,594		
減価償却累計額	1	15,250	3,344	
(3) 工具器具備品		199,410		
減価償却累計額	1	129,531	69,879	
有形固定資産合計			84,117	5.2
2 無形固定資産				
(1) 電話加入権			131	
(2) 商標権			680	
(3) ソフトウェア			766	
(4) ソフトウェア仮勘定			5,880	
無形固定資産合計			7,458	0.5
3 投資その他の資産				
(1) 投資有価証券			140,375	
(2) 長期前払費用			30,353	
(3) 差入保証金			8,261	
投資その他の資産合計			178,989	11.0
固定資産合計			270,565	16.7
資産合計			1,622,375	100.0

		第5期事業年度 (平成19年12月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
(負債の部)				
流動負債				
1 一年以内返済予定の 長期借入金			25,000	
2 未払金			45,420	
3 未払費用			9,289	
4 未払法人税等			1,573	
5 預り金			65,257	
6 その他			2,067	
流動負債合計			148,609	9.2
固定負債				
1 繰延税金負債			14,021	
2 リース資産減損勘定			23,825	
固定負債合計			37,846	2.3
負債合計			186,455	11.5
(純資産の部)				
株主資本				
1 資本金			1,521,700	93.8
2 資本剰余金				
資本準備金		73,567		
資本剰余金合計			73,567	4.5
3 利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		179,829		
利益剰余金合計			179,829	11.1
株主資本合計			1,415,438	87.2
評価・換算差額等				
その他有価証券 評価差額金			20,481	1.3
評価・換算差額等合計			20,481	1.3
純資産合計			1,435,920	88.5
負債純資産合計			1,622,375	100.0

損益計算書

		第 5 期事業年度 (自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)
売上高			513,922	100.0
売上原価				
1 期首製品たな卸高		8,898		
2 当期製品製造原価		104,059		
3 当期商品仕入高		15,887		
合計		128,845		
4 他勘定振替高		5,931		
5 製品評価損		1,662		
6 製品期末たな卸高		25,439	99,136	19.3
売上総利益			414,786	80.7
販売費及び一般管理費	1		562,204	
営業損失	2		147,418	28.7
営業外収益				
1 受取利息		2,885		
2 保険金収入		3,004		
3 補助金・助成金収入		2,255		
4 雑収入		553	8,698	1.7
営業外費用				
1 支払利息		1,469		
2 為替差損		2,212		
3 支払手数料		16,459	20,142	3.9
経常損失			158,861	30.9
特別損失				
減損損失	3	19,963	19,963	3.9
税引前当期純損失			178,825	34.8
法人税、住民税 及び事業税			1,004	0.2
当期純損失			179,829	35.0

製造原価明細書

第 5 期事業年度 (自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)			
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	2	14,349	14.2
労務費		50,686	50.2
経費		35,884	35.6
当期総製造費用		100,921	100.0
期首仕掛品たな卸高		8,993	
合計		109,914	
期末仕掛品たな卸高		5,855	
当期製品製造原価		104,059	

(脚注)

第 5 期事業年度 (自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)	
1 原価計算の方法	
個別原価計算制度を採用しております。	
2 経費の主な内訳は次のとおりであります。	
減価償却費	12,324千円
消耗品費	9,014千円
賃借料	7,626千円
旅費交通費	2,151千円

株主資本等変動計算書

第5期事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
平成18年12月31日残高(千円)	1,521,700	1,467,500	—	1,467,500	1,393,932	1,393,932
事業年度中の変動額						
資本準備金の取崩し	—	1,393,932	1,393,932	—	—	—
剰余金の処分	—	—	1,393,932	1,393,932	1,393,932	1,393,932
当期純損失	—	—	—	—	179,829	179,829
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計 (千円)	—	1,393,932	—	1,393,932	1,214,102	1,214,102
平成19年12月31日残高(千円)	1,521,700	73,567	—	73,567	179,829	179,829

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年12月31日残高(千円)	1,595,267	57,620	57,620	1,652,888
事業年度中の変動額				
資本準備金の取崩し	—	—	—	—
剰余金の処分	—	—	—	—
当期純損失	179,829	—	—	179,829
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	—	37,139	37,139	37,139
事業年度中の変動額合計 (千円)	179,829	37,139	37,139	216,968
平成19年12月31日残高(千円)	1,415,438	20,481	20,481	1,435,920

キャッシュ・フロー計算書

		第5期事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失		178,825
減価償却費		48,185
減損損失		19,963
受取利息		2,885
支払利息		1,469
リース資産減損勘定の取崩		11,436
売上債権の増加額		29,385
たな卸資産の増加額		20,363
仕入債務の減少額		116
預り金の増加額		579
前受金の減少額		37,142
未払金の増加額		26,342
前払費用の増加額		19,718
未収消費税等の減少額		2,153
未払費用の増加額		446
長期前払費用の減少額		15,753
差入保証金の払戻による収入		817
差入保証金の払込による支出		1,714
その他		5,997
小計		191,873
利息及び配当金の受取額		2,043
利息の支払額		1,442
法人税等の支払額		1,329
営業活動によるキャッシュ・フロー		192,603
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		59,763
無形固定資産の取得による支出		6,464
投資活動によるキャッシュ・フロー		66,228
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出		50,000
財務活動によるキャッシュ・フロー		50,000
現金及び現金同等物に係る換算差額		846
現金及び現金同等物の減少額		307,984
現金及び現金同等物の期首残高		1,509,014
現金及び現金同等物の期末残高		1,201,029

重要な会計方針

項目	第5期事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(外貨建その他有価証券は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。また、評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) (2) たな卸資産 製品及び仕掛品 個別法による原価法 原材料 先入先出法による原価法 貯蔵品 総平均法による原価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物付属設備 8～10年 機械及び装置 2～11年 工具器具備品 3～15年 (2) 無形固定資産 定額法 なお、特許実施権については5年で償却しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。
3 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計処理の変更

第 5 期事業年度 (自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)
(固定資産の減価償却方法) 第 5 期事業年度から、法人税法の改正(「所得税法の一部を改正する法律 平成19年 3 月30日 法律第 6 号」及び「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年 3 月30日 政令第83号」)に伴い、平成19年 4 月 1 日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

第5期事業年度 (平成19年12月31日)
1 減価償却累計額には減損損失累計額を含めて表示しております。

(損益計算書関係)

第5期事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)		
1	販売費に属する費目の割合は3.5%、一般管理費に属する費用の割合は96.5%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
	研究開発費	256,038千円
	役員報酬	89,295千円
	支払手数料	67,155千円
	給料手当	52,214千円
	旅費交通費	23,628千円
	減価償却費	2,136千円
2	一般管理費に含まれる研究開発費は256,038千円であります。	
3	減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。	
	場所	用途
	神戸市中央区港島南町一丁目 神戸バイオメディカル創造 センター(BMA)	創薬事業
	神戸市中央区港島南町六丁目 神戸健康産業開発センター (HIDEC)	創薬事業
	大阪府堺市 (大阪府立大学内)	創薬事業
	札幌市北区 (北海道大学内)	創薬事業
	種類	
	工具器具備品	
	建物付属設備 工具器具備品	
	機械及び装置	
	工具器具備品	
当社は、管理会計上の区分(事業別)を基準にグルーピングを行っております。		
創薬事業においては営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスであることから、当該事業に係る資産の帳簿価格の回収可能価額についての使用価値をゼロとし、帳簿価額の全額19,963千円を減損損失として特別損失に計上しております。		
その内訳は建物付属設備622千円、機械及び装置1,537千円、工具器具備品17,803千円であります。		

(株主資本等変動計算書関係)

第5期事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	44,490	—	—	44,490
合計	44,490	—	—	44,490

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

第5期事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	(平成19年12月31日現在)
現金及び預金	1,201,029千円
現金及び現金同等物	1,201,029千円

(リース取引関係)

第5期事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額				
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	減価損失 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
工具器具備品	65,140	26,562	35,261	3,316
合計	65,140	26,562	35,261	3,316
(2) 未経過リース料期末残高相当額等				
未経過リース料期末残高相当額				
1年内				12,520千円
1年超				13,993千円
合計				26,514千円
リース資産減損勘定の残高				
リース資産				23,825千円
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失				
支払リース料				13,144千円
リース資産減損勘定の取崩額				11,436千円
減価償却費相当額				1,591千円
支払利息相当額				121千円
減損損失				—千円
(4) 減価償却費相当額の算定方法				
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。				
(5) 利息相当額の算定方法				
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				

(有価証券関係)

第5期事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

その他有価証券で時価のあるもの

		取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	105,871	140,375	34,503
	小計	105,871	140,375	34,503
合計		105,871	140,375	34,503

(デリバティブ取引関係)

第5期事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第5期事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

当社は退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストックオプション等関係)

第5期事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

(1) スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

ストック・オプションの内容

	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成16年 ストック・オプション 第2回
付与対象者の 区分及び数	取締役 1名	社外協力者 3名(注)2	取締役 6名 監査役 1名 従業員 17名(注)6
ストック・オプション の数(注1)	普通株式 40株(注)1、3	普通株式 60株(注)3	普通株式 335株(注)5、6
付与日	平成15年9月12日	平成15年9月12日	平成16年6月21日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、被割当者は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 被割当者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、被割当者は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成17年9月12日 至 平成25年9月8日	自 平成15年9月12日 至 平成25年9月8日	自 平成18年6月21日 至 平成26年6月14日
権利行使価格(注2)	5,000円 (注)4	5,000円 (注)4	50,000円

(注) 1 付与対象者である当社取締役1名は、当該新株予約権を40株放棄し、新株発行予定数は40株失効しております。

2 付与対象者である社外協力者1名は、その後、当社社外取締役に就任しております。

3 株式分割後の株式数に換算して記載しております。

4 株式分割後の権利行使価格に換算して記載しております。

5 付与対象者である当社取締役のうち4名は、付与された全ての新株予約権各5株(合計20株)を放棄し、また、当社取締役1名(平成19年3月29日に退任)は付与された一部の新株予約権5株を放棄し、その結果、新株発行予定数は25株失効しております。

6 付与対象者である当社従業員は退職により3名減少し、これに伴い新株予約権15株を放棄し、その結果、新株発行予定数は15株失効しております。

	平成16年 ストック・オプション 第2回	平成16年 ストック・オプション 第3回	平成16年 ストック・オプション 第3回
付与対象者の 区分及び数	社外協力者 2名	従業員 6名(注)1、2	社外協力者 8名
ストック・オプション の数	普通株式 70株	普通株式 150株(注)2	普通株式 160株
付与日	平成16年6月21日	平成16年10月1日	平成16年10月1日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成16年6月21日 至 平成26年6月14日	自 平成18年10月1日 至 平成26年6月14日	自 平成16年10月1日 至 平成26年6月14日
権利行使価格	50,000円	50,000円	50,000円

(注) 1 付与対象者である当社従業員1名は、その後、当社取締役に就任しております。

2 付与対象者である当社従業員は退職により3名減少し、これに伴い新株予約権60株を放棄し、その結果、新株発行予定数は60株失効しております。

	平成17年 ストック・オプション 第4回	平成17年 ストック・オプション 第5回	平成17年 ストック・オプション 第6回
付与対象者の 区分及び数	従業員 3名	従業員 5名(注)1	従業員 3名
ストック・オプション の数	普通株式 60株	普通株式 100株(注)1	普通株式 80株(注)2
付与日	平成17年1月25日	平成17年4月1日	平成17年9月26日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 発行時に当社の従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成19年1月25日 至 平成27年1月24日	自 平成19年4月1日 至 平成27年1月24日	自 平成19年9月26日 至 平成27年9月21日
権利行使価格	100,000円	100,000円	150,000円

- (注) 1 付与対象者である当社従業員1名は、退職により1名減少し、これに伴い新株予約権20株を放棄し、その結果、新株発行予定数は20株失効しております。
- 2 付与対象者である当社従業員3名は、当該新株予約権を80株放棄し、その結果、新株発行予定数は80株失効しております。

	平成18年 ストック・オプション 第7回	平成18年 ストック・オプション 第8回	平成18年 ストック・オプション 第9回
付与対象者の 区分及び数	従業員 8名	従業員 2名(注)1	従業員 1名
ストック・オプション の数	普通株式 180株	普通株式 190株	普通株式 40株
付与日	平成18年4月3日	平成18年7月18日	平成18年10月16日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成20年4月3日 至 平成28年3月28日 (注)2	自 平成20年7月18日 至 平成28年4月2日	自 平成20年10月16日 至 平成28年4月2日
権利行使価格	100,000円	100,000円	100,000円

(注) 1 付与対象者である従業員1名は、その後、当社取締役役に就任しております。

2 平成19年8月31日開催の臨時株主総会において、新株予約権の行使期間を「自 平成20年4月3日 至 平成28年4月2日」から「自 平成20年4月3日 至 平成28年3月28日」に変更することを決議しております。

	平成19年 ストック・オプション 第10回	平成19年 ストック・オプション 第11回	平成19年 ストック・オプション 第12回
付与対象者の 区分及び数	従業員 1名	取締役 2名 従業員 21名	取締役 1名 従業員 4名
ストック・オプション の数	普通株式 50株	普通株式 980株	普通株式 390株
付与日	平成19年1月4日	平成19年4月16日	平成19年7月17日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成21年1月4日 至 平成28年4月2日	自 平成22年4月16日 至 平成29年3月29日	自 平成22年7月17日 至 平成29年3月29日
権利行使価格	100,000円	100,000円	100,000円

ストック・オプションの規模及びその変動状況

第5期事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

a スtock・オプションの数

	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成16年 ストック・オプション 第2回	平成16年 ストック・オプション 第2回
権利確定前(株)				
前事業年度未付与	—	60	295	70
失効・消却	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	60	295	70
権利確定後(株)				
前事業年度未権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効・消却	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	平成16年 ストック・オプション 第3回	平成16年 ストック・オプション 第3回	平成17年 ストック・オプション 第4回	平成17年 ストック・オプション 第5回
権利確定前(株)				
前事業年度未付与	90	160	60	80
失効・消却	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	90	160	60	80
権利確定後(株)				
前事業年度未権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効・消却	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	平成17年 ストック・オプション 第6回	平成18年 ストック・オプション 第7回	平成18年 ストック・オプション 第8回	平成18年 ストック・オプション 第9回
権利確定前(株)				
前事業年度未付与	—	180	190	40
失効・消却	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	180	190	40
権利確定後(株)				
前事業年度未権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効・消却	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	平成19年 ストック・オプション 第10回	平成19年 ストック・オプション 第11回	平成19年 ストック・オプション 第12回
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	50	980	390
失効・消却	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	50	980	390
権利確定後(株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効・消却	—	—	—
未行使残	—	—	—

b 単価情報

(単位：千円)

	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成16年 ストック・オプション 第2回	平成16年 ストック・オプション 第2回
権利行使価格(注)	5	5	50	50
公正な評価単価 (付与日)	—	—	—	—

(注) 株式分割後の権利行使価格を記載しております。

(単位：千円)

	平成16年 ストック・オプション 第3回	平成16年 ストック・オプション 第3回	平成17年 ストック・オプション 第4回	平成17年 ストック・オプション 第5回
権利行使価格	50	50	100	100
公正な評価単価 (付与日)	—	—	—	—

(単位：千円)

	平成17年 ストック・オプション 第6回	平成18年 ストック・オプション 第7回	平成18年 ストック・オプション 第8回	平成18年 ストック・オプション 第9回
権利行使価格	150	100	100	100
公正な評価単価 (付与日)	—	—	100	100

(単位：千円)

	平成19年 ストック・オプション 第10回	平成19年 ストック・オプション 第11回	平成19年 ストック・オプション 第12回
権利行使価格	100	100	100
公正な評価単価 (付与日)	100	100	100

c 本源的価値情報

(単位：千円)

	権利行使	未決済残
権利行使価格	—	100
自社株式の評価単価	—	100
本源的価値	—	—
本源的価値の合計額	—	—

(注) 1 本源的価値情報は、会社法施行日以後に付与したストック・オプションのうち、第5期事業年度末時点で権利未確定のもの(1,650株)を対象としております。

2 自社株式の評価単価は、平成19年12月31日時点で評価したものを利用しております。

(2) 自社株式の評価単価の算定方法

使用した評価技法

割引現在価値法(DCF)法

主な基礎数値及び見積方法

当社株式は、非上場株式であり取引相場等は存在していないことから、一般的な業績評価方法であるDCF法を採用して企業評価を実施しました。

(税効果関係)

第5期事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)	
棚卸資産	4,544千円
減損損失	24,197
繰越欠損金	604,905
その他	1,053
繰延税金資産小計	634,700
評価性引当額	634,700
繰延税金資産合計	—
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	14,021
繰延税金負債合計	14,021
差引：繰延税金負債の純額	14,021
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった 主な項目別の内訳	
税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。	

(持分法損益等)

第5期事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

当社は関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

第5期事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	第5期事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
1株当たり純資産額	32,275円11銭
1株当たり当期純損失金額	4,042円02銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載していません。

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第5期事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,435,920
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,435,920
1株当たり純資産の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	44,490

2 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第5期事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
損益計算書上の当期純損失(千円)	179,829
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純損失(千円)	179,829
普通株式の期中平均株式数(株)	44,490
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 13種類 (新株予約権の数2,591個) これらの詳細は、「第4提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

(重要な後発事象)

第5期事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1 月 1 日から12月31日まで
定時株主総会	3 月中
基準日	12月31日
株券の種類	1 株券、10株券、100株券
剰余金の配当の基準日	6 月30日 12月31日
1 単元の株式数	—
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 4 号 住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	大阪市中央区北浜四丁目 5 番33号 住友信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	住友信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	電子公告により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.carnabio.com/japanese/ir/notification.html
株主に対する特典	なし

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成18年3月30日	株式会社免疫生物研究所 代表取締役社長 清藤 勉	群馬県高崎市新町5番地1	共同研究開発先	ジャフコ・バイオテクノロジー1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役 伊藤 俊明	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	200	20,000,000 (100,000)	移動前所有者の売却意向による株式譲渡
平成18年3月30日	株式会社免疫生物研究所 代表取締役社長 清藤 勉	群馬県高崎市新町5番地1	共同研究開発先	ジャフコV2共有投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役 伊藤 俊明	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	140	14,000,000 (100,000)	移動前所有者の売却意向による株式譲渡

(注) 1 当社は、株式会社ジャスダック証券取引所NEOへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第23条並びに「上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い」(以下「上場前公募等規則の取扱い」という。)第19条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1について同じ。)が、直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時総会までの間にあたる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。以下同じ。)の末日の2年前の日(平成17年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式、新株予約権または新株予約権付社債の譲受けまたは譲渡(新株予約権の行使を含み、新規上場申請者の発行する株式が日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合を除く。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を「有価証券上場規程に関する取扱い要領」3(2)に規定する「上場申請のための有価証券報告書」に記載することとされております。

2 当社は、「上場前公募等規則」第24条並びに「上場前公募等規則の取扱い」第20条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。

また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者...役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員。

(2) 当社の大株主上位10名。

(3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員。

(4) 金融商品取引業者(有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社

4 移動価格算定方式は次のとおりです。

ディスカウントキャッシュフロー方式により算出した価格を勘案して譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	株式	新株予約権
発行年月日	平成18年 1月27日	平成18年 3月 7日	平成17年 1月25日
種類	普通株式	普通株式	第4回新株予約権
発行数	6,600株	9,200株	60株
発行価格	100,000円(注) 4	100,000円(注) 4	100,000円(注) 4
資本組入額	50,000円	50,000円	50,000円
発行価額の総額	660,000,000円	920,000,000円	6,000,000円
資本組入額の総額	330,000,000円	460,000,000円	3,000,000円
発行方法	有償第三者割当増資	有償第三者割当増資	平成17年 1月24日開催の臨時株主総会において平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき付与を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 1、 2	(注) 1、 2	(注) 3

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成17年 4月 1日	平成17年 9月26日	平成18年 4月 3日
種類	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
発行数	100株	80株	180株
発行価格	100,000円(注) 4	150,000円(注) 4	100,000円(注) 4
資本組入額	50,000円	75,000円	50,000円
発行価額の総額	10,000,000円	12,000,000円	18,000,000円
資本組入額の総額	5,000,000円	6,000,000円	9,000,000円
発行方法	平成17年 1月24日開催の臨時株主総会において平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき付与を行っております。	平成17年 9月 5日開催の臨時株主総会において平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき付与を行っております。	平成18年 3月29日開催の定時株主総会において平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき付与を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 3	(注) 3

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成18年 7月18日	平成18年10月16日	平成19年 1月 4日
種類	第 8 回新株予約権	第 9 回新株予約権	第10回新株予約権
発行数	190株	40株	50株
発行価格	100,000円(注) 4	100,000円(注) 4	100,000円(注) 4
資本組入額	50,000円	50,000円	50,000円
発行価額の総額	19,000,000円	4,000,000円	5,000,000円
資本組入額の総額	9,500,000円	2,000,000円	2,500,000円
発行方法	平成18年 3月29日開催の定時株主総会において平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき付与を行っております。	平成18年 3月29日開催の定時株主総会において平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき付与を行っております。	平成18年 3月29日開催の定時株主総会において平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき付与を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 3	(注) 3

項目	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成19年 4月16日	平成19年 7月13日
種類	第11回新株予約権	第12回新株予約権
発行数	980株	390株
発行価格	100,000円(注) 4	100,000円(注) 4
資本組入額	50,000円	50,000円
発行価額の総額	98,000,000円	39,000,000円
資本組入額の総額	49,000,000円	19,500,000円
発行方法	平成19年 3月29日開催の定時株主総会において会社法第236条、第238条及び第239条に基づき付与を行っております。	平成19年 3月29日開催の定時株主総会において会社法第236条、第238条及び第239条に基づき付与を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 3

- (注) 1 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社ジャスダック証券取引所の定める規則等並びにその期間については、下記のとおりであります。
- (1) 同取引所の定める「上場前公募等規則」第25条の規定において、新規上場申請者が直前事業年度の末日の1年前の日以後において、株主割当または優先出資割当その他の同取引所が適当と認める方法以外の方法(以下、「第三者割当等」という。)による募集株式の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時および同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面および報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理または受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、直前事業年度の末日は平成18年12月31日であります。
- 2 上記(1)の規定および「上場前公募等規則の取扱い」第21条の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた新株を、原則として、割当株式に係る払込期日等の日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日等以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日等以後1年間を経過する日)まで所有する旨の確約を行っております。
- 3 当社は割当を受けた当社の役員および従業員との間で、割当を受けた新株予約権を原則として新株予約権の取得日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで継続的に所有する旨の確約を行っております。また、割当を受けた関係者との間で、割当を受けた新株予約権を原則として新株予約権の発行日から上場日以降6ヶ月間を経過する日(当該日において新株予約権の発行日以降1年間を経過していない場合には、新株予約権の発行日以降1年間を経過する日)まで継続的に所有する旨の確約を行っております。
- 4 発行価格は、ディスカウントキャッシュフロー方式により算出した価格を参考に決定しております。

- 5 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件および譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

項目	新株予約権 第4回	新株予約権 第5回(注)
行使時の払込金額	1株につき100,000円	1株につき100,000円
行使期間	平成19年1月25日から 平成27年1月24日まで	平成19年4月1日から 平成27年1月24日まで
行使の条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 発行時に当社の従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権1個未満の行使はできない。 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。 その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権1個未満の行使はできない。 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。 その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡制限	新株予約権はいかなる場合も譲渡できないものとする。	新株予約権はいかなる場合も譲渡できないものとする。

(注) 新株予約権 について、退職により従業員1名20株分の権利が喪失しております。

項目	新株予約権 第6回(注)1	新株予約権 第7回
行使時の払込金額	1株につき150,000円	1株につき100,000円
行使期間	平成19年9月26日から 平成27年9月21日まで	平成20年4月3日から 平成28年3月28日まで (注)2
行使の条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権1個未満の行使はできない。 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。 その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権1個未満の行使はできない。 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。 その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡制限	新株予約権はいかなる場合も譲渡できないものとする。	新株予約権はいかなる場合も譲渡できないものとする。

(注) 1 新株予約権 について、権利放棄により従業員3名80株分の権利が喪失しております。

2 平成19年8月31日の臨時株主総会において、新株予約権の行使期間を「自 平成20年4月3日 至 平成28年4月3日」から「自 平成20年4月3日 至 平成28年3月28日」に変更することを決議しております。

項目	新株予約権 第8回	新株予約権 第9回
行使時の払込金額	1株につき100,000円	1株につき100,000円
行使期間	平成20年7月18日から 平成28年4月2日まで	平成20年10月16日から 平成28年4月2日まで
行使の条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権1個未満の行使はできない。 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。 その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権1個未満の行使はできない。 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。 その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡制限	新株予約権はいかなる場合も譲渡できないものとする。	新株予約権はいかなる場合も譲渡できないものとする。

項目	新株予約権 第10回	新株予約権 第11回
行使時の払込金額	1株につき100,000円	1株につき100,000円
行使期間	平成21年1月4日から 平成28年4月2日まで	平成22年4月16日から 平成29年3月29日まで
行使の条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権1個未満の行使はできない。 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。 その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権1個未満の行使はできない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。 その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡制限	新株予約権はいかなる場合も譲渡できないものとする。	新株予約権を譲渡については、取締役会の承認を必要とする。

項目	新株予約権 第12回
行使時の払込金額	1株につき100,000円
行使期間	平成22年7月17日から 平成29年3月29日まで
行使の条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権1個未満の行使はできない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。 その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡制限	新株予約権を譲渡については、取締役会の承認を必要とする。

2 【取得者の概況】

株式（平成18年1月27日発行 第三者割当増資）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社の関係
ジャフコ・バイオテクノロジー1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役 伊藤俊明	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号(株式会社ジャフコ内)	投資事業組合	2,000	200,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
ジャフコV2共有投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役 伊藤俊明	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号(株式会社ジャフコ内)	投資事業組合	1,400	140,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
CSK-VCライフサイエンス投資事業有限責任組合 無限責任組合員 CSKベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 田端広道	東京都港区南青山三丁目3番3号 リエラ南青山ビル5階	投資事業組合	1,000	100,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
バイオ・サイト・インキュベーション2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 バイオ・サイト・キャピタル株式会社 代表取締役社長 谷 正之	大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目7番15号彩都バイオインキュベータ100号	投資事業組合	1,000	100,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
ジャフコV1-スター投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役 伊藤俊明	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号(株式会社ジャフコ内)	投資事業組合	400	40,000,000 (100,000)	—
みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 清原 晃 (資本金902百万円)	東京都中央区日本橋兜町4番3号	ベンチャー キャピタル	300	30,000,000 (100,000)	—
みずほキャピタル2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 清原 晃	東京都中央区日本橋兜町4番3号	投資事業組合	300	30,000,000 (100,000)	—
ジャフコV2-W投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役 伊藤俊明	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号(株式会社ジャフコ内)	投資事業組合	140	14,000,000 (100,000)	—
ジャフコV2-R投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役 伊藤俊明	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号(株式会社ジャフコ内)	投資事業組合	60	6,000,000 (100,000)	—

株式（平成18年3月7日発行 第三者割当増資）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社の関係
三井住友海上C2005V投資 事業有限責任組合 無限責 任組合員 三井住友海上キ ャピタル株式会社 取締役 社長 森 健彰	東京都中央区八重洲二丁目2番10 号 八重洲名古屋ビル3F	投資事業組合	1,000	100,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
SBIバイオ・ライフサイエ ンス投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SBIイン ベストメント株式会社 代 表取締役 北尾吉孝	東京都港区六本木1-6-1	投資事業組合	1,000	100,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
朝日生命キャピタル2005投 資事業組合 業務執行組合 員 朝日生命キャピタル株 式会社 代表取締役社長 鈴木貞雄	東京都杉並区和泉一丁目22番19号	投資事業組合	700	70,000,000 (100,000)	—
みずほ証券株式会社 取締役社長 横尾敬介 (資本金195,100百万円)	東京都千代田区大手町一丁目5番 1号	金融商品 取引業者	700	70,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (金融商品取引業者)
ニュー・フロンティア・パ ートナース株式会社 取締 役社長 早野 利人 (資本金3,100百万円)	東京都千代田区有楽町1丁目2番 2号	ベンチャー キャピタル	600	60,000,000 (100,000)	—
ライフサイエンス2号投資 事業有限責任組合 無限責 任組合員 エムビーエルベ ンチャーキャピタル株式会 社 代表取締役 西田克彦	東京都千代田区神田錦町三丁目19 番橋本第3ビル8階	投資事業組合	500	50,000,000 (100,000)	—
東洋ステップアップ1号投 資事業有限責任組合 無限 責任組合員 東洋キャピ タル株式会社 取締役社長 橋本史郎	東京都中央区京橋二丁目8番5号	投資事業組合	500	50,000,000 (100,000)	—
MUFGベンチャーキャピタル 1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三菱UF Jキャピタル株式会社 代 表取締役社長 鶴田和彦	東京都中央区京橋二丁目14番1号	投資事業組合	500	50,000,000 (100,000)	—
ひょうご産業活性化ファンド 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 みなとキ ャピタル株式会社 代表取 締役 廣瀬 稔	神戸市中央区伊藤町107番地の1 みなとキャピタル株式会社内	投資事業組合	500	50,000,000 (100,000)	—
投資事業有限責任組合ハン ズオン1号 無限責任組合 員 MUハンズオンキャピ タル株式会社 取締役社長 矢部芳一	東京都中央区日本橋本町四丁目8 番16号	投資事業組合	421	42,100,000 (100,000)	—
ティ・エイチ・シー・フェ ニックス・ジャパン投資事 業有限責任組合 無限責任 組合員 MUハンズオンキャ ピタル株式会社 取締役社 長 矢部芳一	東京都中央区日本橋本町四丁目8 番16号	投資事業組合	331	33,100,000 (100,000)	—
GTベンチャー支援・育成フ ォンド1号投資事業組合 業務執行組合員 東洋キャ ピタル株式会社 取締役社 長 橋本史郎	東京都中央区京橋二丁目8番5号	投資事業組合	300	30,000,000 (100,000)	—
YT1号投資事業有限責任組 合 無限責任組合員 東洋 キャピタル株式会社 取締 役社長 橋本史郎	東京都中央区京橋二丁目8番5号	投資事業組合	300	30,000,000 (100,000)	—

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社の関係
投資事業有限責任組合 ハンスオン1・2号 無限責任 組合員 MUハンスオンキャ ピタル株式会社 取締役社 長 矢部芳一	東京都中央区日本橋本町四丁目 8 番16号	投資事業組合	248	24,800,000 (100,000)	—
東洋証券2号投資事業組合 業務執行組合員 東京キャ ピタル株式会社 取締役社 長 橋本史郎	東京都中央区京橋二丁目 8 番 5 号	投資事業組合	200	20,000,000 (100,000)	—
ヤング開発株式会社 代表取締役 伊藤勝之 (資本金 347百万円)	高砂市米田町島 2 番地	不動産業	200	20,000,000 (100,000)	—
池銀キャピタルニュービジ ネスファンド2号投資事業 有限責任組合 無限責任組 合員 池銀キャピタル株式会社 代表取締役 神保 敏明	大阪市北区茶屋町18番14号	投資事業組合	200	20,000,000 (100,000)	—
JAIC-バイオ2号投資事業 有限責任組合 無限責任組 合員 日本アジア投資株式 会社 取締役社長 立岡登 與次	東京都千代田区永田町二丁目13番 5号赤坂エイトワンビル 日本ア ジア投資株式会社内	投資事業組合	200	20,000,000 (100,000)	—
JAIC-京都ものづくりV B 育成投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本アジア投資株式会社 取締役社長 立岡登與次	東京都千代田区永田町二丁目13番 5号赤坂エイトワンビル 日本ア ジア投資株式会社内	投資事業組合	200	20,000,000 (100,000)	—
京都ベンチャー育成ファン ド4号投資事業有限責任組 合 無限責任組合員 日本 アジア投資株式会社 取締 役社長 立岡登與次	東京都千代田区永田町二丁目13番 5号赤坂エイトワンビル 日本ア ジア投資株式会社内	投資事業組合	200	20,000,000 (100,000)	—
明治キャピタル8号投資事 業組合 業務執行組合員 明治キャピタル株式会社 代表取締役社長 桃井 邦 男	東京都千代田区丸の内 2 丁目 1 番 1号 明治生命館 3階	投資事業組合	200	20,000,000 (100,000)	—
住商ファーマインターナシ ョナル株式会社 代表取締役 平山 健 (資本金480百万円)	東京都中央区晴海一丁目 8 番12号	医薬品に関する 仲介業	100	10,000,000 (100,000)	技術提携の仲介
株式会社三菱東京UFJ銀行 頭取 畔柳信雄 (資本金996,973百万円)	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1号	銀行業	100	10,000,000 (100,000)	—

新株予約権（平成17年 1月25日発行）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社の関係
浅見 斉子	神戸市垂水区	会社員	20	2,000,000 (100,000)	当社の従業員
岩田 尚子	大阪府松原市	会社員	20	2,000,000 (100,000)	当社の従業員
沖田 鋼季	神戸市須磨区	会社員	20	2,000,000 (100,000)	当社の従業員

新株予約権（平成17年 4月 1日発行）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社の関係
明神 哲也	兵庫県芦屋市	会社員	20	2,000,000 (100,000)	当社の従業員
森山 英樹	札幌市北区	会社員	20	2,000,000 (100,000)	当社の従業員
合田 正貴	神戸市灘区	会社員	20	2,000,000 (100,000)	当社の従業員
杉原 広香	兵庫県芦屋市	会社員	20	2,000,000 (100,000)	当社の従業員

（注）付与対象者のうち、従業員 1 名は提出日現在、退職により権利を喪失しておりますので、記載を省略しております。

新株予約権（平成17年 9月26日発行）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社の関係
秋田 憲作	兵庫県西宮市	会社員	40	6,000,000 (150,000)	当社の従業員
森山 英樹	札幌市北区	会社員	20	3,000,000 (150,000)	当社の従業員
木曾 雅嘉	大阪市住之江区	会社員	20	3,000,000 (150,000)	当社の従業員

（注）平成18年 3月 8 日付け新株予約権放棄書により80個全てを消却しております。

新株予約権（平成18年4月3日発行）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社の関係
秋田 憲作	兵庫県西宮市	会社員	40	4,000,000 (100,000)	当社の従業員
森山 英樹	札幌市北区	会社員	20	2,000,000 (100,000)	当社の従業員
木曾 雅嘉	神戸市住之江区	会社員	20	2,000,000 (100,000)	当社の従業員
西崎 裕美子	兵庫県西宮市	会社員	20	2,000,000 (100,000)	当社の従業員
喜志 春香	神戸市東灘区	会社員	20	2,000,000 (100,000)	当社の従業員
澤田 秀美	神戸市垂水区	会社員	20	2,000,000 (100,000)	当社の従業員
増田 友紀子	神戸市東灘区	会社員	20	2,000,000 (100,000)	当社の従業員
岩前 由衣	神戸市中央区	会社員	20	2,000,000 (100,000)	当社の従業員

新株予約権（平成18年7月18日発行）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社の関係
加藤 寛樹	横浜市青葉区	会社員 (注)	150	15,000,000 (100,000)	当社の従業員 (注)
山口 和秋	兵庫県尼崎市	会社員	40	4,000,000 (100,000)	当社の従業員

(注) 平成18年12月1日開催の臨時株主総会決議により当社取締役就任しております。

新株予約権（平成18年10月16日発行）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社の関係
山崎 智久	神戸市灘区	会社員	40	4,000,000 (100,000)	当社の従業員

新株予約権（平成19年1月4日発行）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社の関係
澤 匡明	大阪府茨木市	会社員	50	5,000,000 (100,000)	当社の従業員

新株予約権（平成19年4月16日発行）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社の関係
原 隆	神戸市灘区	会社役員	200	20,000,000 (100,000)	特別利害関係者 等 (当社の取締役)
加藤 寛樹	横浜市青葉区	会社役員	100	10,000,000 (100,000)	特別利害関係者 等 (当社の取締役)
秋田 憲作	兵庫県西宮市	会社員	160	16,000,000 (100,000)	当社の従業員
澤 匡明	大阪府茨木市	会社員	100	10,000,000 (100,000)	当社の従業員
山本 詠美	神戸市灘区	会社員	55	5,500,000 (100,000)	当社の従業員
山崎 智久	神戸市灘区	会社員	40	4,000,000 (100,000)	当社の従業員
明神 哲也	兵庫県芦屋市	会社員	30	3,000,000 (100,000)	当社の従業員
合田 正貴	神戸市灘区	会社員	30	3,000,000 (100,000)	当社の従業員
鳴海 有剛	神戸市垂水区	会社員	20	2,000,000 (100,000)	当社の従業員
加来 麻衣子	神戸市東灘区	会社員	20	2,000,000 (100,000)	当社の従業員
岩田 尚子	大阪府松原市	会社員	20	2,000,000 (100,000)	当社の従業員
沖田 銅季	神戸市須磨区	会社員	20	2,000,000 (100,000)	当社の従業員
浅見 育子	神戸市垂水区	会社員	20	2,000,000 (100,000)	当社の従業員
杉原 広香	兵庫県芦屋市	会社員	20	2,000,000 (100,000)	当社の従業員
木曾 雅嘉	神戸市住之江区	会社員	20	2,000,000 (100,000)	当社の従業員
喜志 春香	神戸市東灘区	会社員	20	2,000,000 (100,000)	当社の従業員
澤田 秀美	神戸市垂水区	会社員	20	2,000,000 (100,000)	当社の従業員
増田 友紀子	神戸市東灘区	会社員	20	2,000,000 (100,000)	当社の従業員
岩前 由衣	神戸市中央区	会社員	20	2,000,000 (100,000)	当社の従業員
大本 弘志	大阪市都島区	会社員	15	1,500,000 (100,000)	当社の従業員
重田 恭子	神戸市東灘区	会社員	15	1,500,000 (100,000)	当社の従業員
山口 和秋	兵庫県尼崎市	会社員	10	1,000,000 (100,000)	当社の従業員
中井 良子	神戸市東灘区	会社員	5	500,000 (100,000)	当社の従業員

新株予約権（平成19年7月17日発行）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社の関係
島川 優	東京都板橋区	会社役員	250	25,000,000 (100,000)	特別利害関係者 等 (当社の取締役)
入江 隆行	堺市北区	会社員	50	5,000,000 (100,000)	当社の従業員
大西 幸子	兵庫県加古郡稲美町	会社員	30	3,000,000 (100,000)	当社の従業員
北川 大輔	大阪市住吉区	会社員	30	3,000,000 (100,000)	当社の従業員
赤木 真理子	兵庫県芦屋市	会社員	30	3,000,000 (100,000)	当社の従業員

3 【取得者の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成18年8月25日	ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社 取締役社長 早野利人	東京都千代田区有楽町1丁目2番2号	—	投資事業組合NFP-AF1号 業務執行組合員ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社 取締役社長 早野 利人	東京都千代田区有楽町1丁目2番2号	—	600	60,000,000 (100,000) (注)2	所有者の事情による (注)1
平成18年10月2日	住商ファーマインターナショナル株式会社 代表取締役 佐々木 雅啓	東京都中央区晴海1丁目8番12号	技術提携の仲介	住商ファーマインターナショナル株式会社(旧 住商メディケム株式会社)代表取締役 佐々木 雅啓	東京都千代田区有楽町1丁目2番2号	技術提携の仲介	100	— (—)	合併による

(注) 1 移動後所有者である投資事業組合NFP-AF1号は、移動前所有者であるニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社および同社の親会社(100%出資)であるアイフル株式会社が全額出資する投資事業組合であり、株式会社ジャスダック証券取引所の定める「上場前公募等規則」第25条および「上場前公募等規則の取扱い」第21条の規定に基づき、当社は投資事業組合NFP-AF1号との間で、当該株式を、原則として、取得日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日等以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日等以後1年間を経過する日)まで所有する旨の確約を行っております。

2 移動価格は、ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社が割当を受けた第三者割当増資の価格と同額であります。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
CSK-VCライフサイエンス投資事業有限責任組合(注)3	東京都港区南青山三丁目3番3号リビエラ南青山ビル5階	4,000	8.49
ジャフコ・バイオテクノロジー1号投資事業有限責任組合(注)3	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号(株式会社ジャフコ内)	3,138	6.66
バイオ・サイト・インキュベーション2号投資事業有限責任組合(注)3	大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目7番15号彩都バイオインキュベータ100号室	2,750	5.83
吉野 公一郎(注)4	大阪府吹田市	2,000	4.24
シーエスケイブイシー三三投資事業有限責任組合(注)3	東京都港区南青山三丁目3番3号リビエラ南青山ビル5階	1,600	3.40
ジャフコV2共有投資事業有限責任組合(注)3	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号(株式会社ジャフコ内)	1,540	3.27
東山 繁樹(注)3	愛媛県東温市	1,020 (20)	2.16 (0.04)
バイオ・サイト・インキュベーション2号投資事業有限責任組合(注)3	大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目7番15号彩都バイオインキュベータ100号室	1,000	2.12
伊藤忠商事株式会社(注)3	東京都港区北青山2丁目5番1号	1,000	2.12
クリスタルゲノミクス社(注)3	韓国ソウル市 ソンパグー 388-1 プンナップ2ドーン アサン インスティテュート フォー ライフサイエンス セカンドビルディング6階	1,000	2.12
三井住友海上C2005V投資事業有限責任組合(注)3	東京都中央区八重洲二丁目2番10号八重洲名古屋ビル3F	1,000	2.12
SBIバイオ・ライフサイエンス投資事業有限責任組合(注)3	東京都港区六本木1-6-1	1,000	2.12
ジャイク・大学発最先端産業育成番号投資事業有限責任組合	東京都千代田区永田町二丁目13番5号赤坂エイトワンビル日本アジア投資株式会社内	900	1.91
津木 憲紘(注)5	堺市南区	800	1.70
エヌアイエフジャパンファンド投資事業有限責任組合	東京都千代田区九段北1丁目8番10号	800	1.70
相川 法男(注)5	神戸市中央区	700	1.49
朝日生命キャピタル2005投資事業組合	東京都杉並区和泉一丁目22番19号	700	1.49
日本アジア投資株式会社	東京都千代田区永田町二丁目13番5号	700	1.49
みずほ証券株式会社(注)6	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	700	1.49
森下 竜一	大阪府吹田市	620 (20)	1.32 (0.04)
横田 耕一(注)8	堺市北区	605 (5)	1.28 (0.01)
投資事業組合NFP-AF1号	東京都千代田区有楽町1丁目2番2号	600	1.27
ジャフコV1-スター投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号(株式会社ジャフコ内)	502	1.07
MUFGベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合	東京都中央区京橋二丁目14番1号	500	1.06

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
東洋ステップアップ1号投資事業有限責任組合	東京都中央区京橋二丁目8番5号	500	1.06
ひょうご産業活性化ファンド投資事業有限責任組合	神戸市中央区伊藤町107番地の1	500	1.06
ライフサイエンス2号投資事業有限責任組合	東京都千代田区神田錦町三丁目19番 楠本第3ビル8階	500	1.06
MVCグローバルジャパンファンド 投資事業組合	東京都千代田区大手町1丁目8番1号 KDDI大手町ビル16階	500	1.06
新規事業投資株式会社	東京都千代田区大手町2丁目6番2号	500	1.06
富士レビオ株式会社	東京都中央区日本橋浜町2丁目62番5号	500	1.06
投資事業有限責任組合ハンズオン1号	東京都中央区日本橋本町四丁目8番16号	421	0.89
橋本 公二	愛媛県東温市	420 (20)	0.89 (0.04)
石伏 悦子(注)8	大阪府東大阪市	405 (5)	0.86 (0.01)
井上 喜雅(注)8	大阪市都島区	405 (5)	0.86 (0.01)
川瀬 裕介(注)8	兵庫県芦屋市	405 (5)	0.86 (0.01)
桐井 康行(注)8	奈良県奈良市	405 (5)	0.86 (0.01)
西脇 英二(注)8	兵庫県加古川市	405 (5)	0.86 (0.01)
石黒 啓司(注)5	愛知県春日井市	400	0.85
北風 政史	大阪府和泉市	400	0.85
シーエスケイブイシー三(エー)号投資事業有限責任組合	東京都港区南青山三丁目3番3号リビエ ラ南青山ビル5階	400	0.85
ジャイク・バイオテ号投資事業有限責任組合	東京都千代田区永田町二丁目13番5号赤 坂エイトワンビル日本アジア投資株式会 社内	400	0.85
日本オルガノン株式会社	大阪市北区堂島1丁目6番20号	400	0.85
ティ・エイチ・シー・フェニックス・ジャパン投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋本町四丁目8番16号	331	0.70
GTベンチャー支援・育成ファンド1号投資事業組合	東京都中央区京橋二丁目8番5号	300	0.64
Y T 1号投資事業有限責任組合	東京都中央区京橋二丁目8番5号	300	0.64
エヌ・アイ・エフSMBPベンチャーズ株式会社(注)7	東京都千代田区九段北1丁目8番10号住 友不動産九段ビル	300	0.64
みずほキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋兜町4番3号	300	0.64
みずほキャピタル2号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋兜町4番3号	300	0.64
金丸 洋一(注)5	東京都世田谷区	280 (80)	0.59 (0.17)
高橋 成徳	東京都世田谷区	260 (60)	0.55 (0.13)
その他70名	—	7,723 (2,415)	16.38 (5.12)
計		47,135 (2,645)	100.00 (5.61)

- (注) 1 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
- 2 ()内は、新株予約権による潜在株式数およびその割合で、内数であります。
- 3 特別利害関係者等(大株主上位10名)
- 4 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)
- 5 特別利害関係者等(当社取締役)
- 6 特別利害関係者等(金融商品取引業者)
- 7 特別利害関係者等(金融商品取引業者の人的又は資本的關係会社)
- 8 当社の従業員

独立監査人の監査報告書

平成20年 2月13日

カルナバイオサイエンス株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中	西	清	Ⓔ
----------------	-------	---	---	---	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	井	上	嘉	之	Ⓔ
----------------	-------	---	---	---	---	---

当監査法人は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているカルナバイオサイエンス株式会社の平成17年1月1日から平成17年12月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び損失処理計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カルナバイオサイエンス株式会社の平成17年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年 2月13日

カルナバイオサイエンス株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中	西	清	Ⓔ
----------------	-------	---	---	---	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	井	上	嘉	之	Ⓔ
----------------	-------	---	---	---	---	---

当監査法人は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているカルナバイオサイエンス株式会社の平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カルナバイオサイエンス株式会社の平成18年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計処理方法の変更に記載のとおり、会社は当事業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用されることとなったため、この会計基準を適用し財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年 2 月13日

カルナバイオサイエンス株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中	西	清	⑩	
指定社員 業務執行社員	公認会計士	寺	田	勝	基	⑩
指定社員 業務執行社員	公認会計士	井	上	嘉	之	⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているカルナバイオサイエンス株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第5期事業年度の中間会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的・手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、カルナバイオサイエンス株式会社の平成19年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

